第３期中期目標期間（平成２５～２９年度）
業務実績等報告書

平成３０年６月

独立行政法人勤労者退職金共済機構

様式１－２－１　中期目標管理法人　中期目標期間評価　評価の概要様式

１．評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第３期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中期目標期間	平成２５～２９年度

２．評価の実施者に関する事項			
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

３．評価の実施に関する事項

４．その他評価に関する重要事項

様式１－２－２　中期目標管理法人　中期目標期間評価　総合評定様式

１．全体の評定		
評定 （S、A、B、C、D）		（参考：見込評価）※期間実績評価時に使用 B
評定に至った理由		

２．法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	

３．課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

４．その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式１－２－３　中期目標管理法人　中期目標期間評価　項目別評定総括表様式

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書№.	備考欄
	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	見込評価	期間実績評価		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置									
Ⅰ 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組									
(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組	A	A	B	B	B	B		１－１	P5
(2) 特定業種退職金共済事業	B	B	B	B	B	B		１－２	P14
2 サービスの向上									
(1) 業務処理の簡素化・迅速化	A	B	B	B	B	B		１－３	P31
(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	B	B	B	B	B	B		１－４	P36
(3) 積極的な情報の収集及び活用	B	B	B	B	B	B		１－５	P46
3 加入促進対策の効果的実施 (1) 加入目標数 (2) 加入促進対策の実施	B	B	B	B	B	B		１－６	P49
Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 2 周知について 3 勤労者財産形成システムの再構築	B	B	B	B	B	B		１－７	P71

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別調書№.	備考欄
	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	見込評価	期間実績評価		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項									
第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務実施体制の確立等 2 中期計画の定期的な進行管理 3 内部統制の強化 4 情報セキュリティ対策の推進	A	B	B	A	B	B		２－１	P79
5 業務運営の効率化に伴う経費削減 (1) 一般管理費及び業務経費 (2) 人件費	A	B	B	B	B	B		２－２	P91
(3) 契約の適正化の推進	A	B	B	B	B	B		２－３	P95
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項									
第３ 財務内容改善に関する事項									
Ⅰ 退職金共済事業									
1 累積欠損金の処理	A	A	C	A	A	B		３－１	P97
2 健全な資産運用等	A	B	B	B	B	B		３－２	P101
Ⅱ 財産形成促進事業 Ⅲ 雇用促進融資事業	A	B	B	B	B	B		３－３	P116
Ⅳ．その他の事項									
第４ その他業務運営に関する事項 第５ 予算、収支計画及び資金計画 第６ 短期借入金の限度額 第７ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	A	B	B	B	B	B		４－１	P119

	第 8 剰余金の使途 第 9 職員の人事に関する計画 第 10 積立金の処分に関する処分									

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。
　難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―１	Ⅰ　退職金共済事業　１　確実な退職金支給のための取組　（1）一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省　政策体系　基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第１項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２５年度（２３年度）	２６年度（２４年度）	２７年度（２５年度）	２８年度（２６年度）	２９年度（２７年度）
請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から２年経過後の未請求者数の比率	平成 29 年度に 1%程度						
実績値			1.59%	1.40%	1.42%	1.46%	1.78%
（参考）取組後前中期目標期間実績			２０年度（１８年度）	２１年度（１９年度）	２２年度（２０年度）	２３年度（２１年度）	２４年度（２２年度）
実績値			2.02%	1.78%	1.64%	1.80%	1.73%
（参考）取組前実績			１７年度（１５年度）	１８年度（１６年度）	１９年度（１７年度）		
実績値			3.01%	2.82%	2.73%		

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
予算額（千円）	－	－	－	－	－
決算額（千円）	－	－	－	－	－
経常費用（千円）	－	－	－	－	－
経常利益（千円）	－	－	－	－	－
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
従事人員数	－	－	－	－	－

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）	
第３　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 **Ⅰ　退職金共済事業** **１　確実な退職金支給のための取組** 機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。 **（１）一般の中小企業退職金共済事業**	**第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** **Ⅰ　退職金共済事業** **１　確実な退職金支給のための取組** **（１）一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組** 厚生労働省の協力を得つつ、以下の取組を着実に実施することにより、請求権が	＜定量的指標＞ ・　請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から２年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成 29 年度）までに、１％程度としているか。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・　加入時及び毎年１回の被共済者宛の通知を着実に実施しているか。	＜主要な業務実績＞ **第２　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置** **Ⅰ　退職金共済事業** **１　確実な退職金支給のための取組** **（１）一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組**	＜自己評価＞ 評定：Ｂ ・中退共を脱退した後２年経過後の未請求率（目標１％程度）について、共済契約者、被共済者双方への継続的な働き掛けにより、平成 26、27、28 年度には、取組開始前（2.8%前後）の概ね半分の水準である１％台前半まで低下させた。最終年度の平成 29 年度末（平成 27 年度脱退）は、平成 28 年度の中退法改正による通算期間延長の影響等から、1.78%に上昇したが、年度中の未請求率の低下幅は前年度を上回った。 ・平成 28 年の中退法改正で明記された「退職金等の支給に係る情報の提供努力」については、請求権を認識していない者の退職者全体に占める割合は、平成 25 年度の 2.21%から 0.58%まで低下している。 ・平成 28 年の中退法改正により利用が可能となった住基ネットを活用した被共済者へのアプローチも開始し、一定の成果を上げている。 これらを踏まえ、Ｂと評価する。 ＜評価の視点に対する措置＞ ⅰ）中期計画期間中、事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知した。 加入通知書発送 【25 年度】 共済契約者数　11,728 所 被共済者数　315,653 人 【26 年度】 共済契約者数　11,815 所 被共済者数　338,185 人 【27 年度】 共済契約者数　12,649 所 被共済者数　355,781 人 【28 年度】 共済契約者数　13,773 所 被共済者数　370,994 人 【29 年度】 共済契約者数　14,668 所 被共済者数　377,684 人 ⅱ）「掛金納付状況票及び退職金試算票」と毎年１回事業主を通じて「加入状況のお知らせ」を被共済者あ	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 各年度において、退職金未請求者数の比率が定量的指標（１％程度）を達成していると認められる。また、被共済者に対して、退職後に複数回、請求手続を要請する等、所期の計画どおり実施されていること等を踏まえＢと評価する。詳細は以下のとおり。 新規及び追加加入の被共済者宛てに加入の通知を行っている。 毎年１回事業主を通じて被共済者に加入	評定

		発生した年度における退職者数に対する、当該年度から２年経過後の未請求者数の比率を最終的に１％程度とすることを目標とし、中期目標期間の最終年度（平成29年度）においてもその達成を図る。			てに通知した。 【25年度】 共済契約者　361,771所 被共済者　3,251,164人 【26年度】 共済契約者　360,458所 被共済者　3,249,398人 【27年度】 共済契約者　360,328所 被共済者　3,269,890人 【28年度】 共済契約者　360,702所 被共済者　3,309,088人 【29年度】 共済契約者　362,328所 被共済者　3,356,299人	状況を通知している。 退職時の被共済者の住所情報を把握するため、「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄が未記入の共済契約者に対し住所記載の協力依頼の文書を送付する等の取組を行っている。	
	①　今後の確実な支給に向けた取組 未請求退職金の発生防止の観点から、 ・加入時に、被共済者に対し、加入したことを通知すること	**イ　新たな未請求退職金の発生を防止するための対策** 従業員に対して、一般の中小企業退職金共済（以下「中退共」という。）事業に加入していることの認識を深めること及び未請求者に請求を促すため、以下の取組を行う。 ⅰ）加入時に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する。 ⅱ）毎年１回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。 ⅲ）被共済者の退職時に事業主が提出する「被	・　退職時の被共済者の住所情報を把握するための取組を着実に実施しているか。 ・　未請求退職者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。 ・　累積した未請求退職金について、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を実施しているか。 ・　未請求者縮減のための周知が効果的に実施されているか。 ・　調査・分析を行い、それを踏まえた対応策が実施されているか。	**イ　新たな未請求退職金の発生を防止するための対策** ⅰ）中期計画期間中、事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知した。 加入通知書発送 【25年度】 共済契約者数　11,728所 被共済者数　315,653人 【26年度】 共済契約者数　11,815所 被共済者数　338,185人 【27年度】 共済契約者数　12,649所 被共済者数　355,781人 【28年度】 共済契約者数　13,773所 被共済者数　370,994人 【29年度】 共済契約者数　14,668所 被共済者数　377,684人 ⅱ）年１回事業主に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」の被共済者に渡	ⅲ）中期計画期間中、「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した。 H25年度末：95.6% H26年度末：96.53% H27年度末：96.62% H28年度末：97.01% H29年度末：97.46% ・H26年度においては、「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄が未記入の共済契約者4,441所に対し、今後の提出について住所記載の協力依頼の文書を送付した。 ・退職後３か月経過後、２年経過直前、３年経過直前及び５年経過直前のタイミングで請求手続の要請を実施した。 ・脱退後５年以上経過した未請求者で、住所情報の取得が出来た者のうち、いまだ未請求でいる者に対して再度請求手続を要請した。 ・ホームページにおいて年間を通して注意喚起を行い、また「中退共だより」及び「掛金等の振替結果のお知らせハガキ」等においても周知を行った。 ・脱退後２年経過直前の未請求者数の比率が前年度よ	脱退後２年経過直前の未請求者の率が前年度より上回っている状況を踏まえ、平成26年度、平成27年度及び平成28年度は、再度の請求手続きの要請及び事業所に調査票を送付する取組を行っている。	

	・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所把握を徹底すること ・「被共済者退職届」並びに住民基本台帳ネットワーク及び個人番号の活用により把握した住所情報を用いて、退職後3か月及びその後一定期間経過後に退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から２年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成29年度）までに、1%程度とすること。	共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。 ⅳ）退職後３か月経過しても未請求となっている被共済者に対して、前記ⅲ）の住所情報に基づき請求手続を要請する。前記ⅲ）の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。		す部分「加入状況のお知らせ」に制度の内容等の情報をモバイルサイトで入手するためのＱＲコードを掲載し、発送した。 ⅲ）中期計画期間中、「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した。 H25 年度末：95.6% H26 年度末：96.53% H27 年度末：96.62% H28 年度末：97.01% H29 年度末：97.46% ・H26 年度においては、「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄が未記入の共済契約者 4,441 所に対し、今後の提出について住所記載の協力依頼の文書を送付した。 ⅳ）退職後 3 か月経過しても未請求でいる被共済者に対して、下記の取組を実施した。 ○事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報を基に被共済者に対して請求手続を要請した。 【25 年度】 ・請求手続要請者　17,402 人 【26 年度】 ・請求手続要請者　17,659 人 【27 年度】 ・請求手続要請者　17,499 人 【28 年度】 ・請求手続要請者　19,708 人 【29 年度】 ・請求手続要請者　24,311 人 ○「被共済者退職届」に住所情報のない対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報を基に被共済者に対して請求手続を要請した。 【25 年度】 ・住所提供依頼数　2,120 所　3,282 人 ・請求手続要請者　574 人	り上回っている状況を踏まえ、平成 26 年度、平成 27 年度、平成 28 年度及び平成 29 年度は計画外の追加対策を実施した。 ＜今後の課題の対応＞ 住民基本台帳ネットワークの活用により把握した住所情報を用いて調査依頼書を送付し、回答のあった者に対して改めて請求手続を要請した。	＜今後の課題＞ 一般の中小企業退職金共済制度における退職金未請求者等の割合はこれまでの取組によって低下しているが、費用対効果の観点に留意した上で新たに住基ネット等により被共済者の住所情報を把握するなどによって、確実な退職金支給に向けた取組 が必要である。	

				【26 年度】 ・住所提供依頼数　1,427 所　2,119 人 ・請求手続要請者　530 人 【27 年度】 ・住所提供依頼数　1,260 所　1,726 人 ・請求手続要請者　491 人 【28 年度】 ・住所提供依頼数　1,241 所　1,684 人 ・請求手続要請者　464 人 【29 年度】 ・住所提供依頼数　926 所　1,428 人 ・請求手続要請者　352 人 ○上記の他、下記の取組等により入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。 【25 年度】 ・請求手続要請者　849 人 ・住所情報の提供依頼後、回答がない事業所等に対するテレホンアプローチ （住所提供依頼数　3,012 所　4,478 人） ・「被共済者退職届」の提出が遅れた（対策後）事業所に対する情報提供依頼 （住所提供依頼数　574 所　675 人） 【26 年度】 ・請求手続要請者　301 人 ・住所情報の提供依頼後、回答がない事業所等に対するテレホンアプローチ （住所提供依頼数　997 所　1,453 人） （調査票再発行　149 所　222 人） ・「被共済者退職届」の提出が遅れた（対策後）事業所に対する情報提供依頼 （住所提供依頼数　219 所　252 人） 【27 年度】 ・請求手続要請者　63 人 ・住所情報の提供依頼後、回答がない事業所等に対するテレホンアプローチ （住所提供依頼数　396 所　598 人） ・「被共済者退職届」の提出が遅れた（対策後）事業所に対する情報提供依頼 （住所提供依頼数　26 所　27 人） 【28 年度】 ・請求手続要請者　82 人 ・住所情報の提供依頼後、回答がない事業所等に対するテレホンアプローチ （住所提供依頼数　427 所　652 人） ・「被共済者退職届」の提出が遅れた（対策後）事業所に対する情報提供依頼 （住所提供依頼数　43 所　49 人） 【29 年度】 ・請求手続要請者　63 人			

				・住所情報の提供依頼後、回答がない事業所等に対するテレホンアプローチ （住所提供依頼数　356 所　581 人） ・「被共済者退職届」の提出が遅れた（対策後）事業所に対する情報提供依頼 （住所提供依頼数　　43 所　　43 人）			
		ｖ）その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、再度請求手続を要請する。		ｖ）その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、請求勧奨文書の送付またはテレホンアプローチなどにより請求手続を再要請した。 ○脱退後２年経過直前の未請求者に対する２回目の請求手続を要請した。 【25 年度】 ・請求手続要請者　4,039 人 【26 年度】 ・請求手続要請者　4,728 人 【27 年度】 ・請求手続要請者　5,667 人 【28 年度】 ・請求手続要請者　5,816 人 【29 年度】 ・請求手続要請者　6,590 人 ○脱退後３年経過直前の未請求者に対する３回目の請求手続を要請した。 【29 年度】 ・請求手続要請者　1,961 人 ○退職後５年を経過直前の未請求者に対する３回目の請求手続を要請した。 【25 年度】 ・平成 20 年度脱退者 請求手続要請者　　369 人 【26 年度】 ・平成 21 年度脱退者 請求手続要請者　1,677 人 【27 年度】 ・平成 22 年度脱退者 請求手続要請者　1,363 人 【28 年度】 ・平成 23 年度脱退者 請求手続要請者　1,514 人 【29 年度】 ・平成 24 年度脱退者 請求手続要請者　1,543 人			
		ⅵ）ⅳ及びｖにおいて住所不明等		ⅵ）住民基本台帳ネットワークの活用により把握した住所情報を用いて調査依頼書を送付し、回答のあった者に対して改めて請求手続を要請した。			

		の理由により請求手続を要請することが不可能である場合は、住民基本台帳ネットワーク及び個人番号の活用により把握した住所情報を用いて、請求手続を要請する。 vii）前記ｉ）～vi）の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。		【29 年度】 ・調査依頼書送付者　1,052 人 ・請求手続要請者　　291 人 vii）前記ｉ）～ｖ）の取組について成果の検証を行い、下記の対策を追加実施した。 【25 年度】 ○脱退後２年経過前の未請求者で請求勧奨文書（書留）を受け取っていない者及びテレホンアプローチで応答がなかった者に対して再度請求手続を要請した。 ・請求手続要請者　791 人 【26 年度】 ○脱退後２年経過前の未請求者で請求勧奨文書（書留）を受け取っていない者に対して再度請求手続を要請した。 ・請求手続要請者　331 人 ○　平成 24 年度脱退者でこれまでの調査票の回答がなく、テレホンアプローチでも応答がなかった事業所に調査票を再送付した。 ・調査票再発行　89 所　114 人 【27 年度】 ○脱退後２年経過前の未請求者で請求勧奨文書（書留）を受け取っていない者に対して、再度請求手続を要請した。 ・請求手続要請者　515 人 ○脱退後２年経過前の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが請求手続きのない者に対して請求手続を要請した。 ・請求手続要請者　292 人 ○脱退後２年経過前の未請求者で今年度の対策を実施したが反応のない者へ再度、請求手続を要請した。 ・請求手続要請者　1,587 人 【28 年度】 ○脱退後２年経過前の未請求者で請求勧奨文書（書留）を受け取っていない者に対して、再度請求手続を要請した。 ・請求手続要請者　572 人 ○脱退後２年経過前の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが請求手続のない者に対して請求手続を要請した。 ・請求手続要請者　264 人 ○脱退後２年経過前の未請求者で今年度の対策を実施したが反応のない者へ再度、			

				請求手続を要請した。 ・請求手続要請者　1,880 人 【29 年度】 ○脱退後２年経過前の未請求者で請求勧奨文書（書留）を受け取っていない者に対して、再度請求手続を要請した。 ・請求手続要請者　731 人 ○脱退後２年経過前の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが請求手続のない者に対して請求手続を要請した。 ・請求手続要請者　378 人 ○「被共済者退職届」に住所情報のない事業所に対して、２回目の情報提供を依頼し、入手した情報を基に被共済者に対して請求手続を要請した（脱退後２年経過前）。 ・住所提供依頼数　164 所　308 人 ・請求手続要請者　33 人			
	②　既に退職後5年を超えた未請求者に対する取組 既に退職後５年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。	**ロ　累積した未請求退職金を縮減するための対策** 既に退職後５年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策として、既に住所が把握できており、かつ、請求が見込まれる者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。		**ロ　累積した未請求退職金を縮減するための対策** 【25 年度】 ○脱退後５年経過した未請求者に対する請求手続を要請した。 ・18 年度脱退者　845 人 ○その他の対策として、未請求高額者（500 万円以上）のいる事業所で住所情報の提供依頼をしても回答のなかった事業所に対し、再度情報提供依頼を実施。 対象所数　56 所　212 人 【26 年度】 ○脱退後５年経過した未請求者に対する請求手続を要請した。 ・16 年度脱退者　1,105 人 ・17 年度脱退者　908 人 ○その他の対策として、300 万円以上 500 万円未満の未請求者に対する請求手続を要請した。 ・20 年度以前脱退者　28 人 【27 年度】 ○脱退後５年経過した未請求者に対する請求手続を要請した。 ・15 年度脱退者　1,617 人 【28 年度】 ○脱退後５年経過した未請求者に対する請求手続を要請した。 ・19 年度脱退者　1,102 人 【29 年度】 ○脱退後５年経過した未請求者に対する請求手続を要請した。 ・20 年度脱退者　988 人		
	③　加入者への周知広報	**ハ　周知の徹底等**		**ハ　周知の徹底等**			

	引き続き、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。	ⅰ）ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることを可能としており、引き続き、新規加入事業所名を追加掲載する。 ⅱ）ホームページに未請求に関しての注意喚起文を、年間を通して掲載する。 ⅲ）その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。 **ニ　調査、分析** 加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。		ⅰ）中期計画期間中、新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲載可否」欄の回答を集計し、回答のあった 63,380 件のうち、掲載承諾を得られた 30,347 件について追加掲載した。 H25 年度末：283,046 件 H26 年度末：282,326 件 H27 年度末：282,049 件 H28 年度末：282,887 件 H29 年度末：284,516 件 ⅱ）ホームページに未請求に関しての注意喚起文を、年間を通して掲載した。 ⅲ）中退共だより 12 号～16 号及び「掛金等の振替結果のお知らせ」ハガキ等に未請求に関しての注意喚起文を掲載した。 **ニ　調査、分析** 平成 25 年度及び 26 年度において、中退共加入事業所を対象に「退職金制度等の実態に関する調査」を 10 月に実施し、「未請求者縮減の取組みについて」の設問を設け、未請求対策についての加入者の考えを把握し、これまでの対策の効果の検証のためのデータ整備、統計等に着手し、コストパフォーマンスを考えた対応策の検討を行った。			

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―２	Ⅰ　退職金共済事業　１　確実な退職金支給のための取組　（２）特定業種退職金共済事業		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省　政策体系　基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額	前中期目標期間の終了時（24 年度）から 100 億円程度減少						
減少額			27 億円増加	15 億円増加	17 億円増加	32 億円増加	43 億円増加

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
予算額（千円）	－	－	－	－	－
決算額（千円）	－	－	－	－	－
経常費用（千円）	－	－	－	－	－
経常利益（千円）	－	－	－	－	－
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
従事人員数	－	－	－	－	－

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
（２）特定業種退職金共済事業 **①　建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組**	**（２）特定業種退職金共済事業** **①　建設業退職金共済事業における過去３年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未**	＜定量的指標＞ ・　共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から100億円程度減少しているか。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ってい	＜主要な業務実績＞ **（２）特定業種退職金共済事業** **①　建退共事業における過去３年以上手帳更新していない被共済者（以下「長期未更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等**	＜評定と根拠＞ 評定：B 　長期未更新者調査については、手帳更新、退職金請求への手続割合が増加するなど取組の効果が見られた。周知広報の実施をするとともに、被共済者の住所等のデータベース化については概ね完了した。外部有識者による検討会において新たな長期未更新者の縮減方策等についての意見交換を行い、報告書をとりまとめた。また、新たな掛金納付方式の検討については電子申請方式の実証実験を平成 30 年１月より実施し、導入の可否について検討することとしている。	評定　B ＜評定に至った理由＞ 共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額については、定量的指標を達成していないが、工事量増加期のタイムラ	評定

		更新者」という。）のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等 **イ　確実な退職金支給のための取組**	るか。 ＜その他の指標＞ なし	**イ　確実な退職金支給のための取組**	建退共事業における定量的指標として揚げている共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額については、適正な貼付に向けた取組を行ったものの、24 年度と比較して約 43 億円増加した。共済証紙販売額が増加する状況下において証紙貼付差額を減少させることは困難である等、外的要因に左右されるため、第４期中期目標においては、それに代えて中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を前中期目標期間の終了時の数から減少させるという目標が設定されたところである。 これらを踏まえ、Ｂと評価する。	グの要因も考えられる。共済手帳の長期未更新者に対する退職金請求手続の要請などの取組を行っている等、定性的には所期の計画どおり実施されていることを踏まえ「Ｂ」評価とする。詳細は以下のとおり。	
	・加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底すること。	ⅰ）新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。 また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ⅱ）共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。	＜評価の視点＞ ・　被共済者の住所把握のための取組を着実に実施しているか。 ・　被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発について着実に進められているか。	ⅰ）新規加入の被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨を通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した。 通知件数　【25 年度】125,590 人 【26 年度】129,734 人 【27 年度】120,860 人 【28 年度】115,381 人 【29 年度】114,720 人 ⅱ）共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、共済手帳更新申請書の住所欄情報をデータベース化した。 更新件数　【25 年度】　553,524 人 【26 年度】　584,728 人 【27 年度】　569,299 人 【28 年度】　584,662 人 【29 年度】　614,835 人	＜評価の視点に対する措置＞ ・建退共事業、清退共事業、林退共事業においては、新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化を行った。 ・建退共事業においては、被共済者管理システムの改修を行い、被共済者の生年月日及び住所のデータベース化を図った。また、統計プログラムの開発により長期未更新者の状況等を集計できるようにした。 ・清退共事業、林退共事業においては、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続要請を効率的に実施するための被共済者管理システムの改修については、対象となる被共済者の数、システム開発費用等を考慮して検討した結果、当面は職員で対応することとした。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成 26 年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額については平成 26 年度末以降の状況を集計できるようにした。	新規及び更新時に被共済者宛てに加入の通知を行い、住所情報をデータベース化して把握している。 システムについては、退職金請求勧奨等を効率的に実施するための改修を行い、28 年 6 月末に実装した。 新規加入時に重複加入、退職の支払時には支払い漏れ防止の取組を実施。	
	・上記により把握した住所情報や、住民基本台帳ネットワーク等を活用し、過去	ⅲ）過去３年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査において、住	・　重複加入防止及び退職金の支払漏れ防止のための取組が実施されているか。	ⅲ）毎年、過去３年間共済手帳の更新のない被共済者に対する長期未更新者調査について、共済契約者を通じて被共済者の現況を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 【25 年度】 調査件数（a）28,159 人 手帳更新者数（b）3,114 人	・建退共事業、清退共事業、林退共事業においては、被共済者の重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを	共済契約者へ被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、	

	３年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。	民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。	・　共済契約者への要請及び業界引退者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。 ・　関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。	退職金請求者数（c）1,172 人 割合（(b+c)/a）15.2% 【26 年度】 調査件数（a）27,465 人 手帳更新者数（b）3,100 人 退職金請求者数（c）1,467 人 割合（(b+c)/a）16.6% 【27 年度】 調査件数（a）24,725 人 手帳更新者数（b）3,806 人 退職金請求者数（c）1,879 人 割合（(b+c)/a）23.0 % 【28 年度】 調査件数（a）23,714 人 手帳更新者数（b）4,019 人 退職金請求者数（c）2,508 人 割合（(b+c)/a）27.5% 【29 年度】 調査件数（a）24,715 人 手帳更新者数（b）3,951 人 退職金請求者数（c）2,626 人 割合（(b+c)/a）26.6%	防止した。 ・建退共事業においては、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、意思が有る場合は、退職金の請求を指導するよう要請している。また、更新のない被共済者に対する長期未更新者調査について、共済契約者を通じて被共済者の住所を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 ・清退共事業、林退共事業においては、過去３年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。 ・建退共事業においては、関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレット等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。また、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。 ・清退共事業、林退共事業においては、全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に業界からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。	意思がある場合は退職金の請求を指導するよう要請している。また、更新のない被共済者に対しては、共済契約者を通じて被共済者の住所を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請を行っている。 関係業界団体への協力要請、ホームページ等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を実施。 生年月日等が未登録となっている在籍者の被共済者について生年月日等の入力作業を完了した。 ２年間手帳更新の手続をしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新などの措置を取るよう要請。	
	・上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。	ⅳ）その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成 28 年度以降、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。	・　長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長期未更新者縮減方策をとっているか。	ⅳ）平成 28 年度より調査後一定期間経過後も共済手帳の更新がなされていないもののうち、住所が把握できている被共済者（平成 28 年度については平成 26 年度の長期未更新者調査対象者のうち、更に２年間共済手帳の更新等がされていない住所判明者、平成 29 年度については平成 27 年度の長期未更新者調査対象者のうち、更に２年間共済手帳の更新等がされていない住所判明者）に対し、退職金請求手続の要請等を行った。 【28 年度】 調査件数（a）16,958 人 手帳更新者数（b）748 人 退職金請求者数（c）1,069 人 割合（(b+c)/a）10.7 % 【29 年度】 調査件数（a）15,208 人 手帳更新者数（b）958 人 退職金請求者数（c）1,146 人 割合（(b+c)/a）13.8% 住民基本台帳ネットワークを活用し、上記ⅲ）・ⅳ）の退職金請求手続の要請等を行った結果、宛先不明により返送されてきた者の住所照会を実施し、住所判明した者に対し改めて退職金請求	・建退共事業においては、これまでの長期未更新者調査及び調査後２年経過した者に対するフォローアップ調査に加え、平成 28 年度において、システム未登録であった被共済者の生年月日登録が完了したことを踏まえ、平成 29 年度に長期未更新者（掛金納付月数 24 月以上で３年以上未更新）で住所把握している者のうち 80 歳以上の者に対し退職金請求勧奨、72 歳の者に対し掛金納		

	・効率的な請求勧奨等を実施できるよう、被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を把握すること。	ⅴ）前記ⅳ）の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間及び退職金試算額については遅くとも平成26年度末以降、年齢階層については遅くとも平成28年度末以降（被共済者の生年月日の入力完了予定が平成28年度のため）の状況を集計できるようにする。 なお、被共済者管理システムの改修、	・　建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。	手続の要請等を行った。 ⅴ）被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者に対する生年月日等の、入力作業を引続き実施し完了させた（28年度）。 《参考》 1,137,059件（24年度末未登録者・A） 1,137,059件（登録済累計・B） 0件（未登録者残（A－B）） ・外部有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」において、新たな長期未更新者の縮減方策についての意見交換（聴取）を行い報告書の取りまとめを行った（28年度）。 ・掛金納付月数24月以上・３年以上未更新で80歳以上の者のうち、更新申請書による住所補完等により住所が判明した者に対する退職金請求手続の要請等を行った（29年度）。 ・掛金納付月数24月以上・３年以上未更新で72歳の者に対し掛金納付状況等の通知を行った（29年度）。 ・住所データベースの画像情報保有者のうち共済システムの住所未登録者について、住所の文字情報登録作業を完了した（29年度）。 対象者数　217,803件	付状況等の通知を行った。 ・清退共事業においては、平成29年度において、被共済者の就労状況等を把握するため実態調査を実施し、その調査結果を取りまとめ清退共運営委員会において調査結果の報告を行った。 ・林退共事業においては、平成30年度において実態調査を実施し現況を把握することとした。 ・建退共事業においては、共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、２年間手帳更新の手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など、適切な措置をとるよう要請し、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。また、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。	また、被共済者に対し、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう指導している。 併せて、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請を行っている。 新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベースした。 統計プログラムの開発により、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について平成26年度末以降の状況を集計可能とした。 関係業界団体への協力要請、ホームページ等の活用により、共済手帳の更新や	

		統計プログラムの開発等については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。 vi）被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。		vi）被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止した。 【25 年度】 年度加入者　125,590 人 うち、重複者数　1,812 人 年度退職者　49,249 人 うち、重複追給者　83 人 【26 年度】 年度加入者　129,734 人 うち、重複者数　2,115 人 年度退職者　48,128 人 うち、重複追給者　123 人 【27 年度】 年度加入者　120,860 人 うち、重複者数　2,309 人 年度退職者　49,452 人 うち、重複追給者　124 人 【28 年度】 年度加入者　115,381 人 うち、重複者数　2,323 人 年度退職者　55,213 人 うち、重複追給者　221 人 【29 年度】 年度加入者　114,720 人 うち、重複者数　2,366 人 年度退職者　55,325 人 うち、重複追給者　240 人		退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起した。 清酒製造業については、全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請を行った。 平成 29 年度に就労状況実態調査を実施した。 新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化した。 統計プログラムの開発により、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について平成 26 年度末以降の状況を集計可能とした。 関係業界団体への協力要請、ホームページ等の活用等により共済手帳の更新、	
	・長期未更新者の現状を踏まえ	vii）事業主団体の広報誌、現場事		vii）事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。 広報誌掲載件数			

	た効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。 ・引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。	務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。 ⅷ）ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 ⅸ）共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 **ロ　累積した長期未更新者を縮減するための対策** 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者に		【25 年度】　75 件 【26 年度】　19 件 【27 年度】　16 件 【28 年度】　18 件 【29 年度】　26 件 ⅷ）ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ⅸ）本部相談コーナー及び支部窓口における証明書発行時などの各種機会をとらえ、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、その意思がある場合は被共済者が退職金の請求をするよう指導を要請した。 **ロ　累積した長期未更新者を縮減するための対策** 以上イの取組の結果を踏まえ、退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、次期中期計画より被共済者の年齢構成を把握・分析し、長期未更新者のうち高齢で、かつ、住所が把握できている被共済者に対して、共済手帳の更新、退職金請求等の手続を取るよう要請することとし、また、中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少させることとした。 新たな掛金納付方式の導入に関して、その実効性を検証するための実証実験を開始し、具体的な仕組みの詳細、開発・運用のためのコスト等について検討するとともに、加入促進・履行確保のための実効ある施策の具体化等について検討した。 ホームページでの注意喚起文の掲載や、専門誌・関係団体の広報誌への広告掲載を行った。	＜今後の課題の対応＞ 建退共事業においては、長期未更新調査においては年齢階層を絞り、より効率的な調査を実施する。また、退職金請求勧奨においては、業界を引退している者が円滑に退職金の請求が行えるよう、退職金請求必要書類の要件を緩和する。	退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 林業について全共済契約者に対し、引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請。 ＜今後の課題＞ 特定業種退職金共済制度における退職金共済手帳の長期未更新者を減少させるため、退職金請求勧奨に加え、被共済者の属性分析結果を踏まえた。新たな方策を検討する必要がある。	

		ついては、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。					
	② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組 ・共済契約者への手帳更新等の要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。	**ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組** ｉ）就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去２年間共済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。		**ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組** ｉ）２年間手帳の更新手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請した。 上記要請において「履行意思有」と回答した共済契約者のうち、２年後においても依然として履行がなされていない共済契約者に対し、再度、適切な措置をとるよう要請した。 【25 年度】 履行促進要請件数 17,081 件 再要請件数 5,537 件 【26 年度】 履行促進要請件数 16,695 件 再要請件数 5,608 件 【27 年度】 履行促進要請件数 15,795 件 再要請件数 3,488 件 【28 年度】 履行促進要請件数 15,490 件 再要請件数 4,396 件 【29 年度】 履行促進要請件数 17,527 件 再要請件数 4,311 件		

		ⅱ）加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。		ⅱ）加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導をした。 加入履行証明書発行枚数 【25 年度】　99,998 枚 【26 年度】　103,607 枚 【27 年度】　96,246 枚 【28 年度】　99,755 枚 【29 年度】　96,530 枚			
	・中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。	ⅲ）前記ⅰ）、ⅱ）の取組等により、中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から 100 億円程度減少させる。		ⅲ）各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。 平成 28 年４月の法改正に伴う退職金予定運用利回り変更による退職金額の改定及び退職金の不支給期間等について周知広報を行った。 制度説明会 【25 年度】　14 会場　2,490 人 【26 年度】　13 会場　2,499 人 【27 年度】　42 会場　5,175 人 【28 年度】　41 会場　4,298 人 【29 年度】　23 会場　2,376 人 減少額 【25 年度】　約△27 億円 【26 年度】　約△15 億円 【27 年度】　約△17 億円 【28 年度】　約△32 億円 【29 年度】　約△43 億円			
	③　清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳	**②　清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者へ**		**②　清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組**			

	の長期未更新者への取組	**の確実な退職金支給のための取組** **イ　確実な退職金支給のための取組**					
	・加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底することにより、住所把握を進めること。	ⅰ）新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。 ⅱ）共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。		ⅰ）新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させた。 （通知件数） 25 年度　26 年度　27 年度　28 年度　29 年度 142 件　137 件　134 件　131 件　127 件 ⅱ）共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化した。 （更新件数） 25 年度　26 年度　27 年度　28 年度　29 年度 1,680 件　1,502 件　1,401 件　1,343 件　1,277 件		
	・上記により把握した住所情報や、住民基本台帳ネットワーク等を活用し、過去	ⅲ）過去３年間共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有す		ⅲ）住民基本台帳ネットワークを活用し、過去３年間共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査を実施した。 （調査結果） 25 年度　26 年度　27 年度　28 年度　29 年度 調査件数　26 人　3 人　17 人　20 人　18 人 手帳更新者数　1 人　0 人　1 人　5 人　0 人		

	３年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。	る被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。		退職金請求者数 13 人　1 人　9 人　6 人　12 人			
		ⅳ）前記ⅲ）によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。		ⅳ）前記ⅲ）によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。			
	・上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。	ⅴ）その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成 28 年度以		ⅴ）その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 （一定期間経過後の長期未更新者調査） 28 年度　29 年度 調査件数　2 人　5 人 手帳更新者数　0 人　0 人 退職金請求者数　0 人　0 人			

		降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 vi）前記ｖ）の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるようにする。 　なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度		vi）前記ｖ）の手続要請を効率的に実施するための被共済者管理システムの改修については、対象となる被共済者の数、システム開発費用等を考慮して検討した結果、当面は職員で対応することとした。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう、統計プログラムの開発（平成25年度から平成26年度）を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額については平成26年度末以降の状況を集計できるようにした。			

		その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。 ⅶ）ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。 ⅷ）共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。		ⅶ）ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。 ⅷ）全共済契約者に対し、文書により年２回、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。			
	・長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば	**ロ　累積した長期未更新者を縮減するための対策** 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例		**ロ　累積した長期未更新者を縮減するための対策** 以上イの取組に加え、平成 28 年 9 月末現在の在籍者のうち、３年以上共済手帳の更新手続を行っていない被共済者 14,142 人の就労状況等を把握するため実態調査を実施し、12 月にその調査結果を取りまとめ平成 29 年３月開催の清退共運営委員会において調査結果の報告を行った。また、退職金請求権のある被共済者に対して退職金請求手続を行うよう勧奨した。 その結果、平成 29 年度の退職金支給件数は 526 件（対前年比 253.0%）と大幅に増加し、支給額は 1 億 89 百万円（対前年比 16.9%増）となった。 また、実態調査の結果、住所不明の被共済者や調査未回答の被共済者のうち、請求権がある者が相当数、存在していることが判明したため、フォローアップ調査を平成 30 年度以降に実施し、住所不明・未回答者の削減を図った上で、退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、新たな縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討することとした。			

	時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討すること。 ・引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。	えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。 **③　林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための**取組 **イ　確実な退職金支給のための取組** ｉ）新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所		**③　林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組** ｉ）新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知した。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させた。 （通知件数） 25 年度　26 年度　27 年度　28 年度　29 年度 1,736 件　1,820 件　2,372 件　1,768 件　1,626 件			

		欄に被共済者の住所を記載させる。 ⅱ）共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。 ⅲ）過去３年間共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 ⅳ）前記ⅲ）によっても当該被		ⅱ）共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化した。 （更新件数） 25 年度　26 年度　27 年度　28 年度　29 年度 15,458 件 15,512 件 15,757 件 15,608 件 15,207 件 ⅲ）住民基本台帳ネットワークを活用し、過去３年間共済手帳の更新がなく、かつ、24 月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査を実施した。 （調査結果） 25 年度　26 年度　27 年度　28 年度　29 年度 調査件数　296 人　189 人　153 人　189 人　117 人 手帳更新者数　26 人　35 人　31 人　40 人　26 人 退職金請求者数 39 人　56 人　39 人　46 人　29 人			

		共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。 ｖ）その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。 vi）前記ｖ）の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プロ		ｖ）その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請した。 （一定期間経過後の長期未更新者調査） 28年度　29年度 調査件数　46人　51人 手帳更新者数　0人　5人 退職金請求者数　6人　7人 vi）前記ｖ）の手続要請を効率的に実施するための被共済者管理システムの改修については、対象となる被共済者の数、システム開発費用等を考慮して検討した結果、当面は職員で対応することとした。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう、統計プログラムの開発（平成25年度から平成26年度）を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額については平成26年度末以降の状況を集計できるようにした。			

		グラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるようにする。 　なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。					
		ⅶ）ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。		ⅶ）ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。			
		ⅷ）共済契約者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思		ⅷ）全共済契約者に対し、年２回、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。			

		を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。 **ロ　累積した長期未更新者を縮減するための対策** 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。		**ロ　累積した長期未更新者を縮減するための対策** 以上イの取組の結果を踏まえ、退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、平成 30 年度において実態調査を実施することとした。			

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―３	Ⅰ　退職金共済事業　２ サービスの向上　（１）業務処理の簡素化・迅速化		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省　政策体系　基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第１項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
目標の処理期間内における退職金等支給実施							
中退共事業	受付から 25 日以内に退職金等の支給を行う						
達成度			100%	100%	100%	100%	100%
建退共事業 **清退共事業** **林退共事業**	受付から 30 日以内に退職金の支給を行う						
達成度			100%	100%	100%	100%	100%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
予算額（千円）	－	－	－	－	－
決算額（千円）	－	－	－	－	－
経常費用（千円）	－	－	－	－	－
経常利益（千円）	－	－	－	－	－
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
従事人員数	－	－	－	－	－

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
	２　サービスの向上 **（１）業務処理の効率化** 加入者の利便及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正な審査を実施しつつ、中退共事業においては25日以内、特退共事業においては30日以内に退職金等の支給を行うこと。	**２ サービスの向上** **（１）業務処理の簡素化・迅速化** ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じ改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。	＜定量的指標＞ ・ 中退共事業においては、受付から 25 日以内。 ・ 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・ 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。 特に、ホームページから諸手続が行えるよう検討しているか。	＜主要な業務実績＞ ① 諸手続・事務処理等の再点検を行い、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。 事務処理点検を行い、「事務処理改善計画」を作成した。 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度 29 年度 機構内事務処理に関すること 6 件 5 件 8 件 8 件 4 件 加入者が行う手続に関すること 1 件 3 件 3 件 0 件 4 件 ＜中退共事業＞ 【機構内事務処理に関すること】 【25 年度】 ・掛金預金口座振替に係る事務代行業務委託先とのデータ（請求・結果）授受の伝送化を平成 26 年２月請求分から実施した。 ・平成 26 年度から厚生年金基金から中退共制度への資産移換が可能となることを踏まえ、職員に対し、新規に加入する事業所向けの厚生年金基金の移換・退職金試算シミュレーター研修を行った。 ・職員に対し、中退共制度の退職金計算方法の習得を目的とし、退職金計算研修を行った。 【26 年度】 ・中退共事業においては、中退共制度Ｑ＆Ａ（コーナー用）を見直し、マニュアルのペーパーレス化を進めた。 【28 年度】 ・口座振替事務代行業者と各金融機関との間で行っているデータの授受方式を記録媒体（ＣＭＴ及びＤＶＤ）から伝送方式に移行する準備をした（平成 29 年４月から３行実施予定）。 ・住民基本台帳ネットワークの使用に向けてマニュアルを作成した。 ・中小企業退職金共済法の一部改正及びマイナンバー制度の施行に伴い、業務委託事業主団体及び業務委託保険会社の事務取扱要領を改定した。 【29 年度】 ・口座振替事務代行業者と各金融機関との間で行っているデータの授受方式を記録媒体（ＣＭＴ及びＤＶＤ）から伝送方式へ移行（平成 30 年３月末時点 30 行実施）。 ・特定退職金共済事業廃止団体から資産引渡に係る手続について、資産移換措置要領を見直し改訂した。 ・Ｑ＆Ａの冊子を廃止し、ホームページ上のＱ＆Ａの内容の見直しを開始した。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 諸手続・事務処理等の再点検を行い、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。また、中退共事業においては、受付から 25 日以内、建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から 30 日以内に退職金の支給を行った。これらを踏まえ、Ｂと評価する。 ※建退共事業、清退共事業及び林退共事業については、共済証紙の貼付枚数確認及び支部からの郵送日数を勘案した指標となっている。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・業務における事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続・事務処理等の点検を行い、「事務処理改善計画」の作成及び実績のとりまとめを行った。 ・加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じた。 ・震災、大雨、台風等による災害救助法適用地域についても特例措置を迅速に適用した。 ・中退共事業においては、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じた。 【機構内事務処理に関すること】 ・掛金預金口座振替に係る事務代行業務委託先とのデータ（請求・結果）授受の伝送化を平成 26 年２月請求分から実施した。 ・中退共事業においては、中退共制度Ｑ＆Ａ（コーナー用）を見直し、マニュアルのペーパーレス	評定 B ＜評定に至った理由＞ 各年度において、中退共事業及び建退共・清退共・林退共事業の退職金の支給までの日数が定量的指標を達成していると認められる。また加入者がホームページから諸手続を行えるよう改修を行う等、所期の計画どおり実施していることを踏まえ「Ｂ」評価とする。詳細は以下のとおり。 諸手続及び事務処理等の点検を行い、「事務処理改善計画」の作成及び実績のとりまとめを行った。 加入者が行う諸手続及び事務処理等の再点検を行い、措置を講じた。 退職金支給について、ゆうちょ銀行総合口座の対応を開始し	評定

				【加入者が行う手続に関すること】 【25 年度】 ・中退共ホームページ上から加入者が直接「加入証明書」を発行できるシステムを開発し稼動した。 ・共済契約者に対し、税務署所定の「退職所得の受給に関する申告書」の様式変更について、事務処理の迅速化を図る観点から「掛金等の振替結果のお知らせ」の裏面を利用し更なる周知を行った。 ・平成 24 年５月の事務所移転時より、旧電話及び FAX 番号から新電話及び FAX 番号へ転送するサービスを実施してきたが、平成 25 年 11 月末日でサービス終了となるため、ホームページ上で周知（平成 25 年７月 16 日掲載）するとともに、「掛金等の振替結果のお知らせ」の裏面を利用し周知を行った（平成 25 年 10 月１日発送）。また、平成 26 年４月下旬に発送することとしている、「掛金納付状況票及び退職金試算票」において更なる周知をするために、送付用封筒の裏面に印刷し周知を行うこととした。 【27 年度】 ・ゆうちょ銀行の総合口座へ退職金等の振込開始をした。 【29 年度】 ・中退共ホームページのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続の様式３種（様式１：退職金共済手帳再発行申出書、様式７：共済契約者住所・名称変更届、様式８：被共済者氏名変更届）について、直接入力可能なフォーマットに変更し提供を行った。 ・退職金等請求時の添付書類の見直しを行い、合理化、簡素化を検討した。 【その他の取組に関すること】 【25 年度】 ・サイト内に掲載していたＣＭ及び制度説明の動画を You Tube に掲載するようにした。 【26 年度】 ・中退共事業においては、新しい中退共制度の紹介動画を You Tube（退職金チャンネル）サイトへ掲載した。 ＜建退共事業＞ 【機構内事務処理の主な改善】 【28 年度】 ・制度改正及びマイナンバー法施行に伴い変更となる事務手続きの変更点を修正した。 ・マイナンバー法施行に伴う様式及び記入例の作成を行った。 ・中小企業退職金共済法の改正、マイナンバー法の施行に伴い、支部事務取扱要領を改訂し、支部での窓口業務等において適切な対応を行えるようにした。 【加入者が行う諸手続や提出書類の合理化】 【29 年度】 ・建退共モバイルサイトで退職金試算を行えるようにした。 ＜清退共事業＞ 【機構内事務処理の主な改善】	化を進めた。 ・住民基本台帳ネットワークの使用に向けてマニュアルを作成した。 ・口座振替事務代行業者と各金融機関との間で行っているデータの授受方式を記録媒体（ＣＭＴ及びＤＶＤ）から伝送方式へ移行。 （平成 30 年３月末時点 30 行実施） ・特定退職金共済事業廃止団体から資産引渡に係る手続について、資産移換措置要領を改訂した。 ・Ｑ＆Ａの冊子を廃止し、ホームページ上のＱ＆Ａの内容の見直しを開始した。 ・建退共事業においては、平成 28 年４月の中小企業退職金共済法の改正、平成 28 年１月のマイナンバー法の施行に伴い、支部事務取扱要領を改訂し、支部での窓口業務等において適切な対応を行えるようにした。 【加入者が行う手続に関すること】 ・中退共ホームページ上から加入者が直接「加入証明書」を発行できるシステムを開発し稼動した。 ・共済契約者に対し、税務署所定の「退職所得の受給に関する申告書」の様式変更について、事務処理の迅速化を図る観点から「掛金等の振替結果のお知らせ」の裏面を利用し更なる周知を行った。 ・ゆうちょ銀行の総合口座へ退職金等の振込開始をした。 ・中退共ホームページのダウンロードにて提供している加入者が行う申出手続の様式３種（様式１：退職金共済手帳再発行申出書、様式７：共済契約者住所・名称変更届、様式８：被共済者氏名変更届）について、直接入力可能なフォーマットに変更し提供を行った。 ・退職金等請求時の添付書類の見直しを行い、合理化、簡素化を検討した。 ＜今後の課題の対応＞ ・住基ネットワークの使用に向けてマニュアルを作成し、これまで請求手続を要請できなかった未請求者に対して効率的な対策が図られた。	た。 税務署所定様式の変更に関して、既存の通知書類の裏面に変更内容を記載し、周知を図った。 中退共制度Ｑ＆Ａの見直しを行い、冊子を廃止、ホームページ上のＱ＆Ａを拡充した上で一本化した。 中退共ホームページ上に加入証明書電子申請・自動交付システムを構築した。 ＜今後の課題＞ 平成 28 年４月に施行した中退法の改正内容な	

				【26 年度】 ・金融機関に配布している代理店事務取扱要領について、代理店から問い合わせの多い内容を追加するとともに、全体の文章等も見直し、刷新した。 【28 年度】 ・マイナンバー法施行に伴う様式及び記入例の作成を行った。 ＜林退共事業＞ 【機構内事務処理の主な改善】 【27 年度】 ・金融機関に配布している代理店事務取扱要領について、代理店から問い合わせの多い内容を追加するとともに、全体の文章等も見直し、刷新した。また、制度改正に伴う変更点を反映した。 ・制度改正に伴う共済証紙の変更等により、証紙の記入欄のある様式の再点検・修正を行った。 ・制度改正に伴う共済証紙の変更等により、新旧証紙の交換等事務取扱を記載したマニュアルを作成した。 ・制度改正に伴い変更となる様式の差し替え及び事務手続きの変更点を修正した。 【28 年度】 ・マイナンバー法施行に伴う様式及び記入例の作成を行った。 【加入者が行う諸手続や提出書類の合理化】 【27 年度】 ・制度改正に併せて、利用頻度の高い様式から順次、現行の PDF 方式を加入者からの要望の多い入力可能な Excel 方式に改善した。これに伴い様式の記入要領も修正した。 ・建退共、清退共及び林退共事業においては、反社会的勢力との一切の関係を排除することを目的に一部改正された「共済約款」について、ホームページに掲載し加入者等へ周知するとともに、全共済契約者に対し改正後の「共済約款」を交付した。	・特定退職金共済事業廃止団体から資産引渡に係る手続について、資産移換措置要領を見直し改訂した。	どを踏まえ、より一層の事務処理の改善を行い、業務効率化に取り組む必要がある。	
		② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。 ｉ）中退共事業においては、受付から 25 日		② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、以下の処理期間内に退職金等支給を行った。 ｉ）中退共事業においては、受付から 25 日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）に退職金支給を行った。			

		以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。） ⅱ）建退共事業においては、受付から30日以内 ⅲ）清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内		ⅱ）建退共事業においては、受付から30日以内に退職金支給を行った。 ⅲ）清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に退職金支給を行った。			

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―４	Ⅰ　退職金共済事業　２　サービスの向上　（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省　政策体系　基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第１項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
予算額（千円）	－	－	－	－	－
決算額（千円）	－	－	－	－	－
経常費用（千円）	－	－	－	－	－
経常利益（千円）	－	－	－	－	－
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
従事人員数	－	－	－	－	－

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等 相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させること等により、相談業務の質を向上させること。 引き続き、共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実をはかるほか、コールセンターを充実し、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスの一層の向上を図ること。	**（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等** ①　共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のＱ＆Ａに反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組を検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・　ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。	＜主要な業務実績＞ **（２）情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等** ①ホームページ上のＱ＆Ａの実態を把握するため、Ｑ＆Ａに対する意見を集計した。 【25 年度】 中退共　建退共 参考になった 1,148　参考になった 217 どちらでもない 58　どちらでもない 10 ならなかった 106　ならなかった 31 ｺﾒﾝﾄ 141　ｺﾒﾝﾄ 31 清退共　林退共 参考になった 0　参考になった 1 どちらでもない 0　どちらでもない 0 ならなかった 0　ならなかった 0 ｺﾒﾝﾄ 0　ｺﾒﾝﾄ 1 【26 年度】 中退共　建退共 参考になった 1,258　参考になった 196 どちらでもない 61　どちらでもない 6 ならなかった 147　ならなかった 21 ｺﾒﾝﾄ 144　ｺﾒﾝﾄ 28 清退共　林退共 参考になった 0　参考になった 3 どちらでもない 0　どちらでもない 2 ならなかった 0　ならなかった 1 ｺﾒﾝﾄ 0　ｺﾒﾝﾄ 3 【27 年度】 （システム切替えの為、平成 28 年３月 25 日までの数値） 中退共　建退共 参考になった 1,140　参考になった 198 どちらでもない 58　どちらでもない 17 ならなかった 113　ならなかった 41 ｺﾒﾝﾄ 137　ｺﾒﾝﾄ 35 清退共　林退共 参考になった 4　参考になった 2	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ ホームページからの「ご意見・ご質問」、「ご利用者の声アンケート用紙」の内容を今後の相談業務に反映するため、相談業務の満足度を集計して職員等にフィードバックしたほか、苦情に関しては組織的に職員等に注意喚起を行った。 また、ホームページを適時に更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。 これらを踏まえ、Ｂと評価する。 ＜評価の視点に対する措置＞ 【25 年度】 中退共モバイルサイト（携帯電話用）を導入するなど、ホームページによる情報提供の迅速化と充実に努めた。 災害による被災者に対する罹災見舞いや、掛金納付期限の延長手続の掲載など、ホームページを通じ災害救助法適用地域に最新の情報を迅速に提供した。 建退共モバイルサイトを構築し、ＱＲコードから閲覧できるようにした。 ホームページによる情報提供の迅速化と充実に努めた結果、機構全体のホームページアクセス件数が約 256 万件に達した。 【26 年度】 統計資料、資産運用資料等の情報を掲載し、情報提供に努めた。 情報を閲覧しやすくするためサイト内の古い記事を整理した。 災害による被災者に対する罹災見舞いや、掛金納付期限の延長手続など、ホームペー	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 各年度において、ホームページ利用者からの意見集約を行い、ホームページ上のＱ＆Ａ改善に役立てている。また、ホームページの記事を整理するとともに、中退共・建退共モバイルサイトを構築したこと、災害救助法の適用地域における特例措置のホームページ掲載を行っている等、所期の計画どおり実施されていることを踏まえ「Ｂ」評価とする。詳細は以下のとおり。 中退共事業については、27 年度にはホームページに解散存続厚生年金基金からの移換に関する情報提提供を行い、適宜、内容の充実を図る取組を行っている。 建退共事業については、災害救助法適用地域の最新の情報を掲載する等、ホームページの活用による適切な情報提供を行った。	評定

				どちらでもない　1　どちらでもない　1 ならなかった　0　ならなかった　0 ｺﾒﾝﾄ　0　ｺﾒﾝﾄ　2 【28 年度】 （システム切替えの為、平成 28 年 10 月 1 日から集計） 中退共　建退共 参考になった　339　参考になった　58 どちらでもない　19　どちらでもない　7 ならなかった　37　ならなかった　11 ｺﾒﾝﾄ　46　ｺﾒﾝﾄ　20 清退共　林退共 参考になった　0　参考になった　0 どちらでもない　0　どちらでもない　0 ならなかった　0　ならなかった　1 ｺﾒﾝﾄ　0　ｺﾒﾝﾄ　0 【29 年度】 中退共　建退共 参考になった　695　参考になった　111 どちらでもない　44　どちらでもない　9 ならなかった　75　ならなかった　19 ｺﾒﾝﾄ　111　ｺﾒﾝﾄ　26 清退共　林退共 参考になった　0　参考になった　1 どちらでもない　1　どちらでもない　0 ならなかった　1　ならなかった　1 ｺﾒﾝﾄ　0　ｺﾒﾝﾄ　1 ・中退共事業においては、ホームページより加入者が行える諸手続きとして平成 26 年４月１日から加入証明書電子申請・自動交付システムを開始した。 ・建退共事業においては、共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上において受け付け、対応した。 ・清退共事業においては、共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等を引き続きホームページ上のＱ＆Ａ等に反映した。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるように、最新の加入事業所情報を掲載した。個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図った。 （受付、回答件数） 25 年度　26 年度　27 年度　28 年度　29 年度 4 件　4 件　1 件　1 件　3 件	ジを通じ災害救助法適用地域に最新の情報を迅速に提供した。 ホームページの活用による情報提供の充実に努めた結果、機構全体のホームページアクセス件数が約 300 万件に増加した。 【27 年度】 統計資料、資産運用資料等の情報を掲載し、情報提供に努めた。 中退法の改正にあわせ、ホームページを更新し、情報提供に努めた。 マイナンバー（社会保障・税番号制度）の取得について、ホームページで案内し、情報提供に努めた。 災害による被災者に対する罹災見舞いや、掛金納付期限の延長手続など、ホームページを通じ災害救助法適用地域に最新の情報を迅速に提供した。 解散存続厚生年金基金からの移換に関する情報提供として、中退共トップページに専用タブを設置し、概要説明、シミュレーション、退職金計算例を掲載して内容の充実を図った。 情報を閲覧しやすくするためサイト内の古い記事を整理した。なお、ホームページアクセス件数は約 312 万件に達した。 【28 年度】 災害による被災者に対する罹災見舞いや、掛金納付期限の延長手続など、ホームページを通じ災害救助法適用地域に最新の情報を迅速に提供した。 情報を閲覧しやすくするためサイト内の古い記事を整理した。 統計資料、資産運用資料等の情報を掲載し、情報提供に努めた。 ホームページによる情報提供の迅速化と充実に努めた結果、ホームページアクセス件数が約 350 万件に達した。		

			・　コールセンターの充実等サービス向上のための取組が実施されているか。 ・　相談業務における質の向上に向けた取組が実施されているか。	・林退共事業においては、共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等を引き続きホームページ上のＱ＆Ａ等に反映した。また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるように、最新の加入事業所情報を掲載した。個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図った。 （受付、回答件数） 25 年度　26 年度　27 年度　28 年度　29 年度 22 件　23 件　17 件　14 件　18 件 ・ホームページからの「ご意見・ご質問」、「ご利用者の声アンケート用紙」を基に相談業務の満足度を集計し、苦情に関しては組織的に職員等に注意喚起を行い、今後の相談業務に反映するべく職員等に情報提供した。 【25 年度】 ○ホームページからのご意見ご質問 機構 30 中退 756 建退 308 清退 4 林退 22 財形 107 合計 1,227 苦情 14 ○相談窓口に設置した「ご利用者の声アンケート用紙」受付件数 回答 12 お礼意見 0 苦情意見 0 相談用件 12 ※アンケート用紙記載のご意見例 ・加入を前向きに検討したい。 ・内容が良く理解できました。 ・行政は堅苦しいイメージがありましたが安心してお話が出来ました。電話の対応も良かったです。 【26 年度】 ○ホームページからのご意見ご質問 機構 21 中退 1,034 建退 307 清退 4 林退 23 財形 55 合計 1,444 苦情 28 ○相談窓口に設置した「ご利用者の声アンケート用紙」受付件数 回答 173 お礼意見 2 苦情意見 0 相談用件 173 ※アンケート用紙記載のご意見例 ・国がサポートしてくれるのが安心。 ・税理士にはもっとすすめるべきです。銀行のセミナー先がもっとすすめるべきです。 ・経営者にも、従業員（パート）にも双方がメリットを受けられるシステムだなと感じました。 【27 年度】 ○ホームページからのご意見ご質問 機構 26 中退 944 建退 183 清退 1 林退 17 財形 61	【29 年度】 中退共モバイルサイトを携帯電話用からスマートフォン用に切り換え、従来の文字情報のみの提供から画像の提供も開始するなど、内容を大幅に拡充した。この結果、29 年度のモバイルサイトへのアクセス件数は 102,452 件と、28 年度の 13,230 件から顕著に増加、年度内でも月次の件数を急速に伸ばしている（29 年４月 1,382 件⇒30 年３月 22,465 件）。 災害による被災者に対する罹災見舞いや、掛金納付期限の延長手続の掲載など、ホームページを通じ災害救助法適用地域に最新の情報を迅速に提供した。 建退共モバイルサイトで退職金試算ができるようにした。 モバイルサイトをより見やすくするため、アクセスした時に画面遷移メッセージが出るようにし、ページ内の記載情報も拡充に努めた。 統計資料、資産運用関係資料等を掲載し、情報提供に努めた。 ホームページによる情報提供の迅速化と充実に努めた結果、ホームページアクセス件数が約 370 万件に達した。 ・中退共事業においては、お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員の意見を聴取し、コールセンター業務内容の見直しを継続的に実施した。 ・中退共事業においては、ＢＣＰの観点から、業務系システム停止時に、コールセンター機能を維持・強化し得る体制を構築した。 ・中退共事業においては、相談対応Ｑ＆Ａの修正及び事例の追加を適宜行い回答の標準化を図った。 ・建退共事業においては、共済契約者等からの諸手続の方		

				合計 1,232 苦情 11 〇相談窓口に設置した「ご利用者の声アンケート用紙」受付件数 回答 277 お礼意見 17 苦情意見 0 相談用件 277 ※アンケート用紙記載のご意見例 ・近くに相談所があってよかった。 ・制度についてとても丁寧にご説明頂き、理解が深まりました。 ・事業所サイドの自由度が高く取り組み易い。前向きに検討したい。 ・できれば資本金の基準で加入をお願いしたい。 ・中小企業にとって使いやすい制度と感じました。 ・パンフレットだけでは解からない点がありましたが、理解する事ができました。 【28 年度】 〇ホームページからのご意見ご質問 機構 15 中退 966 建退 212 清退 1 林退 14 財形 76 合計 1,284 苦情 26 〇相談窓口に設置した「ご利用者の声アンケート用紙」受付件数 回答 251 お礼意見 16 苦情意見 0 相談用件 349 ※アンケート用紙記載のご意見例 ・ＰＲ不足だと思う。こんなに良い制度なのでもっとおおっぴらに公表した方がいい。 ・これからの新しい社員の為に勉強になりました。 ・厚生年金基金解散について中退共加入を検討します。 ・良い制度だと思うので廃止しないでほしい。 ・制度をよく勉強し、加入を推進したいと思います。 【29 年度】 〇ホームページからのご意見ご質問 機構 16 中退 1161 建退 203 清退 3 林退 20 財形 43 合計 1446 苦情 12 〇相談窓口に設置した「ご利用者の声アンケート用紙」受付件数 回答 162 お礼意見 12 苦情意見 0 相談用件 212 ※アンケート用紙記載のご意見例 ・良い制度です。もっと早く知り得たかった。 ・疑問点や不明点を丁寧にご説明いただいたので、非常に分かりやすかったです。 ・ＰＲ不足と思った。 ・詳しくお話が聞けてよかったです。 ・大変丁寧でした。ありがとうございました。 ・制度概要はよくわかりました。加入の際に改めて相談させていただきます。	法に関する照会・要望等、また、個別の相談業務については、相談業務にかかる正確性、質の向上を図るため、対応の基本、及び実際の対応例等を集約した応答マニュアルを活用して、懇切丁寧な対応をした。 （有識者からの意見に対する回答） Ｑ＆Ａに対する意見やよくある質問を把握し、Ｑ＆Ａの項目ならびに表現の見直しを必要に応じて行う。 中退共事業及び建退共事業については、モバイルサイトのアクセス件数を把握できるように改修した。 また、モバイル機器からＰＣサイトへアクセスした際にＰＣサイトからモバイルサイトへの誘導確認の表示の機能（振り分け機能）を追加した。	＜その他事項＞ （有識者からの意見） 加入者からの照会・要望等への適切な対応については重要な措置であり、加入者への情報提供方式（ＰＣサイト、モバイルサイト）別に、HP のアクセス件数やＱ＆A に対する意見などを把握することを検討してもらいたい。	

		② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、応対の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コールセンターの充実等により、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させる。 ③ ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。		※なお、上記の相談用件は複数回答があるため、回答と相談用件が一致しないことがある。 ②＜中退共事業＞ ・中退共事業においては、加入者サービス向上のため、相談業務については、懇切丁寧な対応を徹底し回答の標準化に努めるとともに、相談業務の質を向上させるため、相談対応Ｑ＆Ａの修正及び事例の追加を適宜行い回答の標準化を図った。 ・平成 28 年１月から開始されるマイナンバー制度に伴い、相談業務におけるマニュアルの整備・周知を行った。 ・平成 28 年３月からのコールセンター請負業者選考のため、総合評価落札方式による入札を実施し、業者を決定した。 ＜建退共事業＞ ・建退共事業においては、相談業務について、懇切丁寧な対応をした。 【25 年度】 5,060 件 【26 年度】 6,045 件 【27 年度】 6,801 件 【28 年度】 6,567 件 【29 年度】 5,295 件 ＜清退共事業＞ ・清退共事業においては、相談業務については、相談者の疑問に的確に対応できているかどうか、年１回、相談員連絡会を開催した。また、平成 29 年度に実施する就労状況の実態調査についての協力もお願いした。 ③ホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図った。 （主なもの） ＜中退共事業＞ 【毎年度】 ・中退共事業において、ホームページ新着情報で、共済契約者に「掛金納付状況票及び退職金試算票」を送付したことのお知らせを掲載した。 【25 年度】 ・サイト内に掲載していた中退共の制度説明の動画及び建退共の制度説明の動画を YouTube に掲載するようにした。 【27 年度】 ・中退法の改正について掲載した。			

・マイナンバー（社会保障・税番号制度）の取得について掲載した。
・解散存続厚生年金基金からの移換に関する情報提供として、中退共トップページに専用タブを設置し、概要説明、シミュレーション、退職金計算例を掲載して内容の充実を図った。
・厚生年金基金からの移換に関する情報提供としてシミュレーション等を掲載した。
・加入証明書電子申請・自動交付システムを引き続き周知するため、郵送で交付依頼のあった加入者に対して周知文を同封した。

【29 年度】
・スマートフォン対応版の新モバイルサイトを開設した。

スマートフォン（携帯）サイト	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	8, 326	9, 976	12, 758	13, 230	102, 452

29 年度	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
スマートフォンサイト	1, 382	5, 321	3, 529	3, 442	2, 186	3, 969	4, 527	10, 044	13, 671	15, 846	16, 070	22, 465

・トップページに特別枠を設け激甚災害指定の特別措置について整理するとともに、新たに激甚災害指定された「九州豪雨に係る特別措置の実施について」を掲載した。
・特定退職金共済制度を廃止した団体からの中退共制度への移換についての手続き、ちらし及び「廃止特退共移換シミュレーション」を掲載した。
・新規及び追加加入時の共済手帳送付状に役員加入に関する注意喚起文を記載した（7月発送分から使用）。
・「掛金等の振替結果おしらせはがき」に役員加入に関する注意喚起文を記載した（7月発送分から使用）。
・各種変更申出により変更作成した共済手帳を送付する際の送付状に、加入者に中退共ホームページを利用してもらうことを目的とした検索窓イラストとＱＲコードを掲載したほか、手続案内項目を充実させてホームページの利用促進を図った（平成 30 年３月 27 日発送分より実施）。
・平成 27 年度に新規で加入し且つ同居区分のある事業所を対象に「同居区分」に関する説明の文書を 10 月に発送した（発送件数：1, 725 所）。

＜建退共事業＞
・災害救助法の適用地域において被災された共済契約者、被共済者に対する特例措置をホームページ上に掲載するとともに、これらの問い合わせに対し迅速に対応した。
【25 年度】
・建退共モバイルサイトを構築し、ＱＲコードからもアクセスできるようにした。
・サイト内に掲載していた中退共及び建退共の制度説明の動画を YouTube に掲載するようにした。

				【29 年度】 ・なりすましメールの不正発信等によるホームページの一時閉鎖に備え、緊急対応用バックアップサイトを立ち上げた。 ・建退共モバイルサイトで退職金の試算を行えるようにした。 ・建退共ホームページにモバイルサイトへ誘導するボタンを設置した。 ＜清退共事業＞＜林退共事業＞ ・清退共事業、林退共事業においては、災害救助法の適用地域において被災された共済契約者、被共済者に対する特例措置をホームページ上に掲載するとともに、これらの問い合わせに対し迅速に対応した。 ④ 各部署からの要望等から、ホームページを適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。 【25 年度】 【主な更新情報】 ・平成 24 事業年度財務諸表 ・平成 24 年度事業報告書及び業務実績の評価結果（第二期） ・平成 24 事業年度資産運用評価報告書 ・ホームページにより機構へ寄せられた「国民の皆様の声」を集計し掲載 ・「事業年報（建設業）平成 24 年度」 ・「事業月報（建設業)」(毎月) ・清退共の季報 ・林退共の季報 ・解散存続厚生年金基金から中退共制度への移行について（中退共） ・加入証明書発行システムの掲載（中退共） ・ＦＡＸ番号かけ間違いに対する注意喚起（中退共） ・公共工事発注者へのお願い（建退共） ・加入企業・受給者の声（建退共） ・建退共 50 周年ロゴ掲載（建退共） 【26 年度】 【主な更新情報】 ・平成 25 事業年度財務諸表 ・平成 25 年度事業報告書及び業務実績の評価結果（第二期） ・平成 25 事業年度資産運用評価報告書 ・ホームページにより機構へ寄せられた「国民の皆様の声」を集計し掲載 ・「事業年報（建設業）平成 25 年度」 ・「事業月報（建設業)」(毎月) ・清退共の季報 ・林退共の季報			

				・加入企業・受給者の声（建退共） ・モバイルサイトのＱＲコード掲載（建退共） ・平成 26 年４月からの退職金共済契約申込書の改訂について（中退共） ・厚生年金基金への移換手続きを行う場合の手続き資料の掲載（中退共） ・日本版スチュワードシップ・コードの受入れについて（運用） ・中小企業退職金共済制度に係る不正事案の公表について（機構） 【27 年度】 【主な更新情報】 ・平成 26 事業年度財務諸表 ・平成 26 年度事業報告書及び業務実績の評価結果 ・平成 26 事業年度資産運用評価報告書 ・ホームページにより機構へ寄せられた「国民の皆様の声」を集計し掲載 ・「事業年報（建設業）平成 26 年度」 ・「事業月報（建設業）」（毎月） ・清退共の季報 ・林退共の季報 ・加入企業・受給者の声（建退共） ・マイナンバーの取得について（中・建・清・林） ・ゆうちょ銀行の総合口座へ退職金等の振込開始について（中・建・清・林） ・中小企業退職金共済法の一部改正に伴う説明会の案内（中退共） ・中小企業退職金共済法の一部改正に伴う制度の変更について（建退共） 【28 年度】 【主な更新情報】 ・平成 27 事業年度財務諸表 ・平成 27 年度事業報告書・業務実績等報告書 ・監事の意見・監査法人の監査結果 ・ホームページにより機構へ寄せられた「国民の皆様の声」を集計し掲載 ・「事業年報（建設業）平成 28 年度」 ・「事業月報（建設業）」（毎月） ・清退共の季報 ・林退共の季報 ・加入企業・受給者の声（建退共） ・建退共制度に関する検討会報告書 【29 年度】 【主な更新情報】 ・平成 28 事業年度財務諸表 ・平成 28 年度事業報告書・業務実績等報告書 ・監事の意見・監査法人の監査結果			

				・ホームページにより機構へ寄せられた「国民の皆様の声」を集計し掲載 ・中退共事業概況（毎月） ・特定退職金共済制度を廃止した団体からの中退共制度への移換手続きについて ・「事業年報（建設業）平成 28 年度」 ・「事業月報（建設業）」（毎月） ・清退共の季報 ・林退共の季報 ・加入企業・受給者の声（建退共） ・統計上の被共済者数の算定方法の変更について（建退共）			

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―５	Ⅰ　退職金共済事業　２　サービスの向上　（３）積極的な情報の収集及び活用		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省　政策体系　基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第１項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
予算額（千円）	－	－	－	－	－
決算額（千円）	－	－	－	－	－
経常費用（千円）	－	－	－	－	－
経常利益（千円）	－	－	－	－	－
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
従事人員数	－	－	－	－	－

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）	
（３）積極的な情報の収集及び活用 加入者や関係団体等の意見・要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集し、当該情報を退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	**（３）積極的な情報の収集及び活用** ①　中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ②　毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・　関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。	＜主要な業務実績＞ ①　中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を年２回以上開催し、各共済事業の事業運営状況、退職金未請求等に対する機構の取組報告、情報セキュリティに関する対応状況を報告し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行った。 　また、各共済事業の事業運営状況、機構の各事業の年度計画、業務実績、評価結果並びに第４期中期計画案について報告を行った。さらに、情報セキュリティに関する対応状況及び建退共制度に関する電子申請方式についての状況報告を行い、参与からの意見を聴取した。 　建退共事業では外部有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」において、建退共制度の現状と問題点、建退共制度の実務的課題としての掛金納付方式、新たな長期未更新者の縮減方策等についての意見交換（聴取）を行い報告書の取りまとめを行った。 　この報告書を踏まえ、退職受給資格のない者で加入後 10 年を経過した者については、制度加入の実態と乖離するおそれがあるため、統計上の被共済者の算定から除外することとした（平成 28 年度末の被共済者数の公表より実施）。 ②　引続き、毎月の退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。 ・事業概況（毎月） ・事業年報 ・月報 ・季報 ＜建退共事業＞ 【27 年度】 実態調査の実施 　共済契約者及び被共済者の状況等を把握するため、調査対象業者・工事現場に対し調査票の発送を行い、回収した調査票の分類・集計作業行い、業界団体および有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」に、実態調査の結果及び各種改善案等を提示し、検討に役立てた。 【28 年度】 　外部有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」において、新たな長期未更新者の縮減方策についての意見交換（聴取）を行い報告書の取りまとめを行った。（再掲） 　この報告書を踏まえ退職金受給資格のない者で加入後10年を経過した者については、	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行った。 また、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料をホームページに掲載した。 　これらを踏まえ、Ｂと評価する。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を年２回以上開催し、各共済事業の概況、退職金未請求等に対する機構の取組報告、情報セキュリティに関する対応状況を報告し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行った。 ・また、各共済事業の事業運営状況、機構の各事業の年度計画、業務実績、評価結果並びに第４期中期計画案について報告を行った。さらに、情報セキュリティに関する対応状況及び建退共制度に関する電子申請方式についての状況報告を行い、参与からの意見を聴取した。 ・清退共事業、林退共事業においては、共済事業の概況、長期未更新等に対する機構の取組報告、情報セキュリティに関する対応状況を報告し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 各年度において、中退共事業では加入企業等に対し「退職金実態調査」を実施し、退職金制度をめぐる現状やニーズを把握し、未請求対応策等に反映させた。 また、建退共事業では 27 年度に「退職金実態調査」を実施し、制度の適正かつ効率的な運営の図るための検討材料を得て、さらに 28 年度に検討会を行い、電子申請方式（仮称）の導入等に関する報告を取りまとめる等、各種ツールを用いて能動的に情報収集を行っており、また、こうして得た情報を踏まえてニーズに即した業務運営を行っている。 これらの取組については、所期の計画どおり実施されていることを踏まえ「Ｂ」評価とする。詳細は以下のとおり。 中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を年２回以上開催し、各共済事業の概況、退職金未請求等に対する機構の取組報告、情報セキュリティに関する対応状況を報告し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取している。	評定

		結果を退職金共済事業運営に反映させる。	・　各退職金共済事業に関する統計・調査の結果を事業運営に反映させているか。	制度加入の実態と乖離するおそれがあるため、統計上の被共済者の算定から除外することとした（平成 28 年度末の被共済者数の公表より実施）。 ＜中退共事業＞ 〇25 年度から 29 年度において、「退職金制度等の実態に関する調査」を実施し、調査結果を集計し、報告書を作成し、その後の対応策に反映させた。 【調査内容】 【25 年度】 ・加入経路・退職金制度について（既加入事業所対象） 【26 年度】 ・加入経路と現状・中退共の印象（既加入事業所対象） 【27 年度】 ・ホームページの利用状況・特退共・厚生年金基金の移換の認知状況（未加入事業所対象） 【28 年度】 ・中退共制度の取扱いの有無（社会保険労務士対象） 【29 年度】 ・加入経路及び加入状況、事務手続き等の要望（既加入事業所対象） 【分析結果を踏まえた対応】 【25 年度】 これまでの周知に加え「掛金等の振替結果のお知らせ」に「加入通知書」を従業員に渡す旨を明記することとした。	・毎月の加入状況、退職金支払状況に関する統計資料をホームページに掲載した。 ・中退共事業においては、25 年度から 29 年度に実施した「退職金制度等の実態に関する調査」等の調査結果を取りまとめ、報告書を作成した。 また、報告書の概要版を、ホームページにおいて公表した。	各共済事業において加入状況や退職金支払い状況に関する統計情報を随時、ホームページに掲載している。	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―６	Ⅰ　退職金共済事業　３　加入促進対策の効果的実施　（１）加入目標数 （２）加入促進対策の実施		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省　政策体系　基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第１項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考）前中期目標期間達成率	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
加入目標数							
機構	2,176,150 人	2,595,250 人	443,240 人	439,235 人	435,230 人	431,225 人	427,220 人
中退共事業	1,620,000 人	1,943,000 人	324,000 人	324,000 人	324,000 人	324,000 人	324,000 人
建退共事業	545,000 人	640,000 人	117,000 人	113,000 人	109,000 人	105,000 人	101,000 人
清退共事業	650 人	750 人	140 人	135 人	130 人	125 人	120 人
林退共事業	10,500 人	11,500 人	2,100 人	2,100 人	2,100 人	2,100 人	2,100 人
加入者数 【達成率】							
機構		2,671,992 人 【103.0%】	443,121 人 【100.0%】	469,876 人 【107.0%】	479,147 人 【110.1%】	488,274 人 【113.2%】	494,157 人 【115.7%】
中退共事業		2,019,494 人 【103.9%】	315,653 人 【 97.4%】	338,185 人 【104.4%】	355,781 人 【109.8%】	370,994 人 【114.5%】	377,684 人 【116.6%】
建退共事業		639,850 人 【100.0%】	125,590 人 【107.3%】	129,734 人 【114.8%】	120,860 人 【110.9%】	115,381 人 【109.9%】	114,720 人 【113.6%】
清退共事業		767 人 【102.3%】	142 人 【101.4%】	137 人 【101.5%】	134 人 【103.1%】	131 人 【104.8%】	127 人 【105.8%】
林退共事業		11,881 人 【103.3%】	1,736 人 【 82.7%】	1,820 人 【 86.7%】	2,372 人 【113.0%】	1,768 人 【84.2%】	1,626 人 【77.4%】

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
予算額（千円）	－	－	－	－	－
決算額（千円）	－	－	－	－	－
経常費用（千円）	－	－	－	－	－
経常利益（千円）	－	－	－	－	－
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
従事人員数	－	－	－	－	－

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）	
３　加入促進対策の効果的実施 中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容等及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定めること。 これを達成するため、中退共においては中小企業が集積する大都市等での対策強化や金融機関との連携強化等、特退共においては関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、効果的な加入促進対策を実施し、加入者数の増加を図ること。	**３　加入促進対策の効果的実施** **（１）加入目標数** 中退共、建退共、清退共、林退共の各事業の最近における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに各事業に加入する被共済者数の目標を次のように定める。 ①　中退共事業においては 1,620,000 人 ②　建退共事業においては 545,000 人 ③　清退共事業においては 650 人 ④　林退共事業においては 10,500 人 合計 2,176,150 人	＜定量的指標＞ ・　新たに加入する被共済者目標数（29年度までの合計） ・ 中退共事業においては 1,620,000 人 建退共事業においては 545,000 人 清退共事業においては 650 人 林退共事業においては 10,500 人 合計 2,176,150 人 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・　広報資料等を活用し、効果的な周知広報活動を行っているか。	＜主要な業務実績＞ **（１）加入目標数** 中退共事業における被共済者加入実績は 【25 年度】 315,653 人（達成率 97.4%） 【26 年度】 338,185 人（達成率 104.4%） 【27 年度】 355,781 人（達成率 109.8%） 【28 年度】 370,994 人（達成率 114.5%） 【29 年度】 377,684 人（達成率 116.6%） となっており、25 年４月～30 年３月の実績は合計で 1,758,297 人であった。 なお、25 年４月～30 年３月の期間の目標数 1,620,000 人に対して、達成率 108.5%となる。 建退共事業における被共済者加入実績は 【25 年度】 125,590 人（達成率 107.3%） 【26 年度】 129,734 人（達成率 114.8%） 【27 年度】 120,860 人（達成率 110.9%） 【28 年度】 115,381 人（達成率 109.9%） 【29 年度】 114,720 人（達成率 113.6%） となっており、25 年４月～30 年３月の実績は合計で 606,285 人であった。 なお、25 年４月～30 年３月の期間の目標数 545,000 人に対して、達成率 111.2%となる。 清退共事業における被共済者加入実績は 【25 年度】 142 人（達成率 101.4%） 【26 年度】 137 人（達成率 101.5%） 【27 年度】 134 人（達成率 103.1%） 【28 年度】 131 人（達成率 104.8%） 【29 年度】 127 人（達成率 105.8%） となっており、25 年４月～30 年３月の実績は合計で 671 人であった。 なお、25 年４月～30 年３月の期間の目標数 650 人に対して、達成率 103.2%となる。 林退共事業における被共済者加入実績は 【25 年度】 1,736 人（達成率 82.7 %） 【26 年度】 1,820 人（達成率 86.7%） 【27 年度】 2,372 人（達成率 113.0%） 【28 年度】 1,768 人（達成率 84.2%）	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 中退共事業においては、中期計画期間の各年度の被共済者加入実績については 25 年度を除き加入目標数を上回っている。25～29 年度の通年に対する達成率は 108.5%であった。 建退共事業、清退共事業については、全ての年度において加入目標を達成することができた。 林退共事業については、27 年度のみの加入目標達成となったが、脱退者数の減少に伴い、平成 25 年度と比べて期末在籍者数は微増した。 これらを踏まえ、Ｂと評価する。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・中退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に定期的に広報資料等を配布すると共に、訪問して資料掲出状況等を確認、協力依頼する等、効果的な周知広報を行った。 ・建退共事業では、関係官公庁、関係団体等を通じて、あらゆる機会をとらえ広報資料により退職金制度の周知広報	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 各年度において加入目標達成状況は制度ごとに達成のばらつきがあるものの、全体としては、目標を達成している。また、加入促進に関する取組について所期の計画どおり実施されていることを踏まえ「Ｂ」評価とする。詳細は以下のとおり。 各共済事業において、関係官公庁及び関係事業主団体等に定期的に広報資料等を配布して制度の周知を図っている。 各共済事業において未加入事業場を把握したうえで個別企業訪問を行った。 各共済事業において、関係官公庁及び関係事業主団体と連携し、情報の共有、制度の周知を図った。 建退共事業では、公共工事発注機関に対し、加入履行証明書、掛金収納書の徴収状況調査の依頼及び徴収の協力を要請した。 林退共事業では「緑の雇用」実施にあたり、関係機関に対し林退共事業等への加入について要請を行	評定

		（２）加入促進対策の実施 上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。 **①　広報資料等による周知広報活動** イ　制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター及び制度紹介用動画等の広報資料を配布するとともに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。	・　個別事業主に対し、着実に加入勧奨等を行っているか。 ・　関係官公庁及び関係事業主団体等と連携し、効果的な取組を実施しているか。 ・　他制度と連携	【29 年度】 1,626 人（達成率 77.4%） となっており、25 年４月～30 年３月の実績は合計で 9,322 人であった。 なお、25 年４月～30 年３月の期間の目標数 10,500 人に対して、達成率 88.8%となる。 **（２）加入促進対策の実施** 中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施した。 なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては､相互に連携して行った。 また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係官公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼した。 **①　広報資料等による周知広報活動** イ 中退共事業においては、制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を作成し、本部の相談窓口や各コーナーに備え付けて配布した。 （各コーナーへの年度初配布数） 【25 年度】　900 部 【26 年度】　900 部 【27 年度】　900 部 【28 年度】　900 部 【29 年度】　900 部 ・制度紹介用動画をホームページ及び 26 年１月より YouTube 上で配信した。 （アクセス数） 【25 年度】　6,233 件 【26 年度】　7,167 件 【27 年度】　4,841 件 【28 年度】　5,042 件	を行った。 ・清退共事業、林退共事業においては、10 月を加入促進強化月間とし、ポスター、パンフレット等を活用した集中的な周知広報活動を実施した。 ・中退共事業においては、個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策を行った。 ・建退共事業においては、未加入事業所を把握し、個別的かつ効果的な加入勧奨を実施した。また、事業主からの相談に対して、懇切丁寧な対応をした。 ・清退共事業、林退共事業においては、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行った。 ・中退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議等で広報資料の配布及び制度説明を行った。 ・建退共事業では、関係官公庁、関係団体等へ制度の普及に係る周知広報等を要請した。 ・清退共事業、林退共事業においては、広報資料を配布するとともに、これらの機関が発行する広報誌等へ記事掲載を依頼した。 ・中退共事業においては、地	った。	

			した加入促進対策を効果的に実施しているか。	【29 年度】　4,591 件 建退共事業においては、制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部、都道府県 47 支部及び相談コーナー2 箇所（平成 28 年度より 1 箇所）に備付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報をするとともに、ホームページにおいて、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施した。 また､制度紹介用動画をホームページ上及び平成 26 年 1 月より YouTube 上で配信した。 YouTube アクセス件数 【25 年度】　16,523 件 【26 年度】　20,603 件 【27 年度】　19,758 件 【28 年度】　13,785 件 【29 年度】　12,638 件 清退共事業、林退共事業においては、制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、機構（各本部、支部）に備え付けて配布するとともに、ホームページやマスメディアを活用して、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施した。	方公共団体等に対し、独自の助成・補助制度の導入・拡充を働きかけた。 ・建退共事業では、公共工事発注機関に対し、受注事業者から掛金収納書及び加入履行証明書の徴収を要請した。 ・林退共事業においては、平成 29 年度より林業労働力確保支援センターが開催する林業雇用管理セミナーにおいて加入勧奨を実施した。また、国有林野事業受託事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨を行った。 ＜今後の課題の対応＞ 中期目標期間目標は達成したものの、景気要因による労働需要に左右されることを想定しながら、さらに工夫を凝らし、未加入事業所に対し加入促進を行っていく。 中退共制度の実態調査や加入促進活動を通じて得られる生の声、新規加入事業所を対象としたアンケート等を活用して、加入及び未加入の理由、業種や地域別の分布等を分析し、効果的な加入促進を検討する。 （有識者からの意見に対する回答） 産業構造や就業構造を考慮した加入促進のアプローチを検討し、退職金のメリットのアピールを踏まえて広報資料の作成や説明会を実施していく。 次期中期目標における加入促	＜今後の課題＞ 退職金共済制度への加入及び未加入の理由や業種の分布等を分析し、効果的な加入促進対策を検討し、実施する必要がある。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見） 次期中期目標における加入促進の目標設定においては、中小企業数の推移予測、景気要因による労働需給予測を踏まえ、設定することがよい。 加入促進に関して、産業別中分類レベルで産業構造、	
		ロ　関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。		ロ 中退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 （窓口備付け依頼） 【25 年度】　6,800 件　257,634 部 【26 年度】　6,885 件　354,490 部 【27 年度】　6,826 件　228,310 部 【28 年度】　6,929 件　234,406 部 【29 年度】　6,867 件　257,862 部 （記事掲載依頼） 【25 年度】　641 件 【26 年度】　637 件 【27 年度】　636 件 【28 年度】　633 件 【29 年度】　630 件 ・職員及び普及推進員等が事業主団体等を直接訪問し掲載を依頼した。 職員　普及推進員等			

				【25 年度】　162 件　2,020 件 【26 年度】　135 件　1,706 件 【27 年度】　82 件　1,932 件 【28 年度】　63 件　2,031 件 【29 年度】　73 件　1,868 件 建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 また、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画（ＤＶＤ）を配布した。 広報資料の窓口備付け依頼 【25 年度】 窓口備付け依頼　2,771 件　窓口備付け　267 件 【26 年度】 窓口備付け依頼　2,865 件　窓口備付け　290 件 【27 年度】 窓口備付け依頼　2,859 件　窓口備付け　279 件 【28 年度】 窓口備付け依頼　2,526 件　窓口備付け　219 件 【29 年度】 窓口備付け依頼　2,924 件　窓口備付け　270 件 広報記事掲載依頼 【25 年度】 記事掲載依頼　1,790 件　掲載件数　213 件 【26 年度】 記事掲載依頼　1,789 件　掲載件数　228 件 【27 年度】 記事掲載依頼　1,789 件　掲載件数　221 件 【28 年度】 記事掲載依頼　1,549 件　掲載件数　166 件 【29 年度】 記事掲載依頼　1,789 件　掲載件数　187 件 制度紹介用動画（ＤＶＤ）の配布 【25 年度】　366 枚 【26 年度】　176 枚 【27 年度】　5 枚 【28 年度】　646 枚 【29 年度】　39 枚	進の目標設定においては、新規加入者については、トレンド要因と労働需給要因、追加加入者については、労働需給要因が当面の水準を大きく左右するとの推計結果に基づき、実績値にこれらの要因を加味して推計値を算出し、推計結果を踏まえ加入者数の見通しを試算した。加入促進に関しては、今後加入が見込まれる業界団体等について情報収集し加入勧奨を図る。また、通算制度及び他の退職金･企業年金制度等とのポータビリティ等のメリットをアピールしていく。	就業構造の将来を見越して、的確にフォローアップしていくことがよい。また、離職防止効果などの退職金のメリットをアピールしていただくことがよい。	

				清退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 （広報資料配布） 25 年度　26 年度　27 年度　28 年度　29 年度 配布箇所　275 所　274 所　278 所　274 所　276 所 配布部数 3,512 部 3,013 部 3,765 部 3,435 部 3,492 部 （記事掲載依頼） 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度 29 年度 依頼箇所　270 所　271 所　271 所　271 所　271 所 掲載数　3 件　3 件　3 件　3 件　3 件 林退共事業においては、 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。 （広報資料配布） 25 年度　26 年度　27 年度　28 年度　29 年度 配布箇所　448 所　447 所　487 所　445 所　445 所 配布部数 6,632 部 5,182 部 8,297 部 5,307 部 4,594 部 （記事掲載依頼） 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度 29 年度 依頼箇所　434 所　434 所　434 所　434 所　434 所 掲載数　3 件　2 件　3 件　2 件　2 件 10 月の加入促進強化月間を中心に、マスメディアを活用した広報を実施した。 中退共事業においては、 【25 年度】 ・新たなテレビＣＭ用動画を作成し首都地域 3 局でテレビ CM 放送を実施した。 【26 年度】 ・新たに作成した制度説明動画（30 分・10 分・5 分）をホームページ及び You Tube に掲載した。 ・マスメディアを活用した広報を実施した。 テレビＣＭ放送、車両広告（ＪＲ・地下鉄）、新聞広告、パブリシティ放送（番組内での中退共制度の紹介）、経済誌広告、ラジオでの制度紹介、駅貼りポスター、機内誌広告 【27 年度】 ・マスメディアを活用した広報を実施した。 テレビＣＭ放送、パブリシティ放送、ラジオＣＭ放送、ラジオでの制度紹介、新聞広			

				告、経済誌広告 【28 年度】 ・マスメディアを活用した広報を実施した。 　テレビＣＭ放送、ラジオＣＭ放送、You Tube 広告 【29 年度】 ・新たな広告用動画を作成し YouTube True view 広告を実施した。 建退共事業においては、 　加入促進強化月間におけるマスメディア活用による広報 　【25 年度】 　　新聞 4 回　テレビ 42 回　ラジオ 422 回 　【26 年度】 　　新聞 4 回　テレビ 25 回　ラジオ 126 回 　【27 年度】 　　新聞 8 回　テレビ 23 回　ラジオ 132 回 　【28 年度】 　　新聞 4 回　テレビ 24 回　ラジオ 89 回 　【29 年度】 　　新聞 4 回　テレビ 22 回　ラジオ 92 回			
		ハ　工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。		ハ　建退共事業においては、公共工事発注者に対し、受注事業者による「建退共現場標識」の掲示をするよう要請した。 依頼先発注者数 　【25 年度】　1,751 件 　【26 年度】　1,745 件 　【27 年度】　1,741 件 　【28 年度】　1,696 件 　【29 年度】　1,741 件 説明会による要請件数（回数、参加人数） 　【25 年度】 　　本部実施分　1 回　100 人 　　支部実施分　145 回　17,540 人 　【26 年度】 　　本部実施分　1 回　100 人 　　支部実施分　154 回　14,459 人 　【27 年度】 　　本部実施分　1 回　80 人 　　支部実施分　158 回　14,218 人 　【28 年度】 　　本部実施分　2 回　94 人 　　支部実施分　147 回　15,041 人			

				【29 年度】 支部実施分　170 回　14,085 人			
		②　個別事業主に対する加入勧奨等 イ　機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員等の業務において新規加入促進への重点化を図る。		**②　個別事業主に対する加入勧奨等** イ ・中退共事業においては、機構が委嘱した相談員、普及推進員等と連携を図り、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 訪問企業　加入数 【25 年度】　11,155 事業所　1,093 事業所 【26 年度】　11,040 事業所　1,273 事業所 【27 年度】　10,230 事業所　1,246 事業所 【28 年度】　11,185 事業所　1,373 事業所 【29 年度】　11,592 事業所　1,509 事業所 ・無料訪問対象地域（首都地域、東海地域、近畿地域）において事業所訪問活動を実施した。 首都地域 東海地域 近畿地域 【25 年度】　358 所　41 所　109 所 【26 年度】　359 所　68 所　123 所 【27 年度】　411 所　66 所　166 所 【28 年度】　418 所　75 所　121 所 【29 年度】　361 所　66 所　148 所 ・無料訪問対象地域外において事業所訪問活動を実施した。 【25 年度】　78 所 【26 年度】　97 所 【27 年度】　74 所 【28 年度】　111 所 【29 年度】　107 所 ・未加入事業所を対象に制度説明会・個別相談会を開催した。 （説明会開催回数・参加所数・参加人数・うち個別相談会参加所数） 【25 年度】　16 回・472 所・552 人・112 所 【26 年度】　14 回・409 所・495 人・85 所 【27 年度】　16 回・441 所・525 人・91 所 【28 年度】　15 回・545 所・647 人・78 所 【29 年度】　15 回・597 所・708 人・70 所 ・説明会参加事業所に対するフォローアップを行った。 【25 年度】　251 所 【26 年度】　304 所		

				【27 年度】　272 所 【28 年度】　363 所 【29 年度】　327 件 ・資料請求や説明会参加企業及び無料訪問相談があった拠点地域の未加入企業に対し、ＤＭを送付した。 【25 年度】　4,567 件 【26 年度】　1,992 件 【27 年度】　1,851 件 【28 年度】　1,391 件 【29 年度】　1,218 件 建退共事業においては、相談員により相談業務を行うとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。 （再掲）相談対応件数 【25 年度】　5,060 件 【26 年度】　6,045 件 【27 年度】　6,801 件 【28 年度】　6,567 件 【29 年度】　5,295 件 清退共事業においては、相談員連絡会を年１回開催し、個別事業主に対する加入勧奨の要請を行った。		
		ロ　中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。特に企業の雇用管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の団体との連携を強化する。		ロ ⅰ） 中退共事業においては、業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、ホームページによる業務委託契約に係る公募を実施した。 【25 年度】: 新規委託契約４件、復託契約 25 件 【26 年度】: 新規委託契約２件、復託契約 48 件 【27 年度】: 新規委託契約０件、復託契約 39 件 【28 年度】: 新規委託契約２件、復託契約 28 件 【29 年度】: 新規委託契約２件、復託契約 31 件 ⅱ） ・一定期間追加加入のない事業所を対象に追加申込書を送付した（７～３月）。 【25 年度】　21,890 件 【26 年度】　30,585 件 【27 年度】　29,518 件 【28 年度】　30,034 件 【29 年度】　30,400 件		

		既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。 関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市２か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化する。		・既加入事業所リストを普及推進員等に配付し追加加入勧奨を行った。 ⅲ） ・活動拠点ごとに、今後の方策を検討するために、定例の打合せ会議を行った。 首都地域　東海地域　近畿地域 【25 年度】　12 回　12 回　12 回 【26 年度】　11 回　11 回　11 回 【27 年度】　11 回　11 回　11 回 【28 年度】　11 回　11 回　11 回 【29 年度】　11 回　11 回　11 回 ・事業協同組合等の既加入事業主団体を訪問し加入促進協力依頼を行った。 【26 年度】　90 件 【27 年度】　173 件 【28 年度】　255 件 【29 年度】　249 件 ・商店街にある事業所に対する加入勧奨を図るため、都道府県商店街振興組合連合会及び地域の商店街組合を訪問し加入促進協力依頼を行った。 【25 年度】　47 件 【26 年度】　134 件 【27 年度】　98 件 【28 年度】　39 件 【29 年度】　16 件 ・農業従事者に対する加入勧奨を図るため、都道府県の農業政策担当及び農業関係団体を訪問し、加入促進協力依頼を行った。 【25 年度】　30 件 【26 年度】　50 件 【27 年度】　31 件 【28 年度】　18 件 【29 年度】　４件 ・不動産業に対する加入勧奨を図るため、都道府県不動産業関係団体を訪問し加入促進協力依頼を行った。 【26 年度】　15 件 【27 年度】　13 件 【28 年度】　９件 【29 年度】　８件			

				・特別相談員・普及推進員全国会議を東京にて開催した。 開催日（内容） 【26 年度】　5/22～23（法改正･厚年基金移換周知） 【27 年度】　11/11～12（法改正） 【28 年度】　6/21～22（法改正･ディスカッション） 【29 年度】　11/21～22（法改正･ディスカッション） ・建設業退職金共済事業本部と連携し、下記の団体に働きかけを実施した。 【29 年度】 全国管工事業協同組合連合会 ・林業退職金共済事業本部と連携し、下記の団体に働きかけを実施した。 【29 年度】 （一社）全国木材組合連合会 全国森林組合連合会 ⅳ） ・地域に密着した金融機関を定期的に訪問して、金融機関による加入勧奨を依頼した。 【25 年度】　54 件 【26 年度】　37 件 【27 年度】　49 件 【28 年度】　47 件 【29 年度】　40 件 ・月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度の広告を掲載した。 【25 年度】～【29 年度】（各年 10 月号・80,000～85,000 部発行） ・信用金庫等が主催するイベントにブース出展し、参加企業に対し加入勧奨文とパンフレット等を送付した。 出展　送付 【25 年度】　１回　184 件 【26 年度】　２回　511 件 【27 年度】　０回　377 件 【28 年度】　０回　272 件 【29 年度】　０回　０件 ※【27 年度】以降は出展の機会がなく、パンフレット等の送付については【29 年度】から中止した。 ⅴ）厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメールの送付			
		地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。 厚生労働省と連携					

		し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。		等の協力を得つつ、普及推進員や委託団体等も活用し加入勧奨を図った。 （働きかけや協力依頼を実施した団体） 【25 年度】 （一社）情報サービス産業協会 （一社）日本ボランタリーチェーン協会 （一財）食品産業センター 全国水産物商業組合連合会 （一社）新日本スーパーマーケット協会 商店街振興組合連合会等 【26 年度】 日本歯科医師会 （公社）全日本不動産協会 （公社）全国宅地建物取引業協会連合会 【27 年度】 北海道歯科医師会 大阪府歯科医師会 （一社）日本フランチャイズチェーン協会 【28 年度】 （公社）全国学習塾協会 （公社）日本動物病院協会 【29 年度】 （公社）全日本トラック協会 （一社）日本自動車整備振興会連合会			
		ハ　建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、未加入事業主に対する加入勧奨を行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。		ハ　建退共事業においては、元請事業所に対し下請事業所が集う安全大会等でパンフレットを配布するよう文書にて協力要請した。 元請業者へ協力要請 【25 年度】　221 社 【26 年度】　220 社 【27 年度】　306 社 【28 年度】　299 社 【29 年度】　286 社			
		ニ　清退共事業及び林退共事業においては、対		ニ　清退共事業においては、 ｉ）既加入事業主に対し、年２回、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行った。			

		象となる期間雇用者数が減少傾向で推移していること等から、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、毎年度、文書等による加入勧奨を行う。		ⅱ）国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、文書による加入勧奨を行った。 ⅲ）「全国酒類製造名鑑」により抽出した未加入事業所に対し、文書による加入勧奨を行った。 （未加入事業所数） 【25 年度】　119 件 【26 年度】　112 件 【27 年度】　117 件 【28 年度】　120 件 【29 年度】　122 件 ニ　林退共事業においては、 ⅰ）既加入事業主に対し、年２回、新規雇用労働者の事業加入を確実に行うよう、文書等による加入勧奨を行った。 ⅱ） ・国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、文書による加入勧奨を行った。 （未加入事業所数） 【25 年度】　562 件 【26 年度】　44 件 【27 年度】　53 件 【28 年度】　44 件 【29 年度】　59 件		
		③　各種会議、研修会等における加入勧奨等 関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。		**③　各種会議、研修会等における加入勧奨等** 中退共事業においては、 ⅰ）都道府県労働局を訪問し、説明会等での時間の確保及びパンフレットの机上配布を依頼した（47 都道府県）。 ・都道府県労働局が開催する会議等で、制度の周知広報を行った。 【26 年度】　７回 【27 年度】　７回 ⅱ）都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報を行った。 【25 年度】　58 回 【26 年度】　53 回 【27 年度】　50 回 【28 年度】　50 回		

				【29 年度】　49 回 ⅲ）中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報のため説明を行った。 【25 年度】　39 回 【26 年度】 105 回 【27 年度】　82 回 【28 年度】　43 回 【29 年度】　27 回 ⅳ） ・独立行政法人中小企業基盤整備機構主催の「中小企業総合展」及び東京都主催の「産業交流展」等のイベント等へ資料の設置を依頼し制度の周知広報を行った。 中小企業基盤整備機構主催 「中小企業総合展 in kansai」５月末頃開催 2013（25 年度）出展企業 525 社 2014（26 年度）出展企業 298 社 2015（27 年度）出展企業 342 社 「中小企業総合展」(26 年度より「新価値創造展」）10～11 月頃開催 2013（25 年度）出展企業 753 社 2014（26 年度）出展企業 590 社 2015（27 年度）出展企業 254 社 2016（28 年度）出展企業 582 社 2017（29 年度）出展企業 619 社 東京都主催　「産業交流展」10～11 月頃開催 2013（25 年度）出展企業　393 社 2014（26 年度）出展企業　858 社 2015（27 年度）出展企業　396 社 2016（28 年度）出展企業 1,073 社 2017（29 年度）出展企業　884 社 建退共事業においては、 ⅰ）　地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行った。 【25 年度】　22 回 【26 年度】　11 回 【27 年度】　18 回 【28 年度】　18 回		

				【29 年度】　13 回 ⅱ）厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。 【25 年度】　７回 【26 年度】　６回 【27 年度】　６回 【28 年度】　５回 【29 年度】　６回 ⅲ）都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。 【25 年度】　249 回 【26 年度】　148 回 【27 年度】　124 回 【28 年度】　116 回 【29 年度】　102 回 ⅳ）中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。 【25 年度】　171 回 【26 年度】　170 回 【27 年度】　171 回 【28 年度】　194 回 【29 年度】　186 回 清退共事業においては、 ⅰ）厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。 ⅱ）関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請した。 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度 29 年度 参加による勧奨　18 所　12 所　15 所　14 所　9 所 資料配布による勧奨 5 所　3 所　7 所　6 所　8 所 林退共事業においては、 ⅰ）厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した。 ⅱ）関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報を要請した。 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度 29 年度 参加による勧奨　15 所　15 所　13 所　12 所　16 所 資料配布による勧奨　17 所　9 所　11 所　12 所　11 所			

		④　集中的な加入促進対策の実施 厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。		④　集中的な加入促進対策の実施 ｉ） 中退共事業においては、各年度版のポスター・ちらしを作成し、関係機関及び事業主団体等へ配布した。 ポスター / ちらし 【25 年度】　17,383 枚 / 611,240 枚 【26 年度】　18,965 枚 / 639,110 枚 【27 年度】　16,953 枚 / 592,830 枚 【28 年度】　16,737 枚 / 575,960 枚 【29 年度】　16,024 枚 / 553,473 枚 ※月間に向けた９月初めの発送数 建退共事業においては、ポスター、パンフレット等の広報資料を作成、配布した。 【25 年度】 ポスター　12,035 部 パンフレット　69,590 部 【26 年度】 ポスター　12,180 部 パンフレット　74,457 部 【27 年度】 ポスター　12,500 部 パンフレット　79,510 部 【28 年度】 ポスター　12,300 部 パンフレット　69,497 部 【29 年度】 ポスター　12,300 部 パンフレット　67,345 部 清退共事業においては、ポスター、パンフレット等の広報資料を作成、配布した。 25 年度　26 年度　27 年度　28 年度　29 年度 ポスター　162 部　163 部　163 部　163 部　163 部 パンフレット等 2,384 部　2,414 部 2,386 部 2,386 部 2,386 部 林退共事業においては、ポスター、パンフレット等の広報資料を作成、配布した。 25 年度　26 年度　27 年度　28 年度　29 年度 ポスター　326 部　326 部　326 部　326 部　326 部 パンフレット等 2,015 部 2,015 部 2,015 部 2,015 部 2,015 部 ⅱ）			

				建退共事業においては、退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施を行った。 【25 年度】　91 所 【26 年度】　91 所 【27 年度】　90 所 【28 年度】　92 所 【29 年度】　89 所 ⅲ） 中退共事業においては、 ・厚生労働省から関係省庁等に月間の協力依頼を通知した。 ・関係機関等に月間の協力依頼文書を送付した。 ・事業主団体等に対し、理事長及び本部長によるトップセールスを実施した。 【25 年度】　24 件 【26 年度】　23 件 【27 年度】　13 件 【28 年度】　21 件 【29 年度】　23 件 ・月間協力依頼のため、職員及び普及推進員等が関係機関等を直接訪問し協力を依頼した。 建退共事業においては、全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。 ・加入促進強化月間実施要綱の配布 ・厚生労働省あて後援名義使用許可願 ・国土交通省あて後援名義使用許可願 ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送付。 ・民間発注者団体等に対する制度普及協力依頼 ・職業訓練校、工業高等学校等への制度周知依頼 実施要綱の配布数 【25 年度】　10,898 枚 【26 年度】　11,151 枚 【27 年度】　11,071 枚 【28 年度】　10,913 枚 【29 年度】　11,012 枚 ⅳ）中退共事業においては、関係機関に対して役員等による加入促進協力依頼及び広報誌等への記事掲載依頼を実施した。 （訪問による依頼件数） 【25 年度】　職員 162 件、普及推進員等 2,020 件 【26 年度】　職員 135 件、普及推進員等 1,706 件			

				【27 年度】　職員 82 件、普及推進員等 1,932 件 【28 年度】　職員 63 件、普及推進員等 2,031 件 【29 年度】　職員 73 件、普及推進員等 1,868 件 （掲載を確認した件数） 【25 年度】　759 件 【26 年度】　1,168 件 【27 年度】　1,341 件 【28 年度】　1,533 件 【29 年度】　1,434 件 ・事業主団体等に対し、理事長及び本部長によるトップセールスを実施した。 【25 年度】　11 件 【26 年度】　12 件 【27 年度】　８件 【28 年度】　６件 【29 年度】　６件 中退共事業においては、未加入事業所に対する個別訪問による加入促進及び既加入事業所の追加加入促進の実施について、無料訪問対象地域（首都地域、東海地域、近畿地域）において事業所訪問活動を実施した。 首都地域　東海地域　近畿地域 【25 年度】　358 所　41 所　109 所 【26 年度】　359 所　68 所　123 所 【27 年度】　411 所　66 所　166 所 【28 年度】　418 所　75 所　121 所 【29 年度】　361 所　66 所　148 所 ・無料訪問対象地域外において事業所訪問活動を実施した。 【25 年度】　78 所 【26 年度】　97 所 【27 年度】　74 所 【28 年度】　111 所 【29 年度】　107 所 ⅱ）未加入事業所を対象に制度説明会・個別相談会を開催した。 （説明会開催回数・参加所数・参加人数・うち個別相談会参加所数） 【25 年度】　16 回・472 所・552 人・112 所 【26 年度】　14 回・409 所・495 人・85 所 【27 年度】　16 回・441 所・525 人・91 所 【28 年度】　15 回・545 所・647 人・78 所 【29 年度】　15 回・597 所・708 人・70 所			

				ⅲ）月間を含む期間、首都圏をはじめとする地域においてマスメディア及びインターネットを活用した広告を実施した。 【25 年度】 ・新たなテレビＣＭ用動画を作成し首都地域でスポットＣＭ放送を実施した。 【26 年度】 ・拠点地域（首都地域・東海地域・近畿地域）をはじめとする地域においてテレビＣＭ放送を実施した。 ・ＣＭ放送を行ったテレビ局においてパブリシティ（番組内で中退共制度を紹介）を実施した。 【27 年度】 ・首都地域及び全国放送の BS 局においてテレビＣＭ放送を実施した。 ・全国放送の時間帯においてラジオＣＭ放送を実施した。 【28 年度】 ・拠点地域を中心としてテレビＣＭ放送を実施した。 ・全国放送の時間帯においてラジオ提供ＣＭを実施した。 【29 年度】 ・新たな広告用動画を作成し You Tube True view 広告を実施した。 ⅳ）中小企業基盤整備機構との更なる協力・連携の強化について事務レベルの協議を行った。 【29 年度】　１回 ⅴ）以下の期間に新規加入した被共済者が 5 名以上の事業所を対象に、加入動機・経路等調査を実施した。 【28 年度】 27/4～28/1（４月発送・2,863 件） 28/2～28/7（10 月発送・2,033 件） 【29 年度】 28/8～29/7（９月発送・3,613 件） 建退共事業においては、その他の取組みとして以下のことを行った。 ⅰ）厚生労働省及び国土交通省出席のもと、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。 参加団体数 【25 年度】　30 団体 【26 年度】　30 団体 【27 年度】　27 団体 【28 年度】　29 団体 【29 年度】　25 団体		

				ⅱ）元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨を実施した。 ⅲ）工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布依頼を行った。 【25 年度】　13,092 部 【26 年度】　15,140 部 【27 年度】　16,495 部 【28 年度】　13,680 部 【29 年度】　12,554 部 ⅳ）新聞等のマスメディアを活用した広報の実施を行った。 ・業界専門誌、業界団体専門誌、テレビ放送、ラジオ放送による広報活動を実施した。 マスメディアの活用件数 【25 年度】 業界専門紙　11 回 テレビ　42 回 ラジオ　422 回 【26 年度】 業界専門紙　18 回 テレビ　25 回 ラジオ　126 回 【27 年度】 業界専門紙　12 回 テレビ　23 回 ラジオ　132 回 【28 年度】 業界専門紙　22 回 テレビ　24 回 ラジオ　89 回 【29 年度】 業界専門紙　23 回 テレビ　22 回 ラジオ　92 回 清退共事業においては、その他の取組みとして以下のことを行った。 ⅰ）杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底を図るため、酒造組合及び杜氏組合等へ協力を要請した。 ⅱ）日本酒造組合中央会等関係団体のホームページ、またその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。			

		⑤　他制度と連携した加入促進対策の実施 イ　中退共事業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実を働きかける。		林退共事業においては、全国森林組合連合会等関係団体の発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。 **⑤　他制度と連携した加入促進対策の実施** イ ・出張等の際に地方自治体を訪問し、掛金助成・補助制度の拡大・充実を働きかけた。 【25 年度】　85 自治体 【26 年度】　46 自治体 【27 年度】　28 自治体 【28 年度】　24 自治体 【29 年度】　15 自治体 ・新たに助成団体となった地方公共団体等 【25 年度】　４団体 東金市（千葉県）、荒川区（東京都）、 一般財団法人藤枝市勤労者福祉ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ （静岡県）（ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ会員対象）、 泉佐野市（大阪府） 【26 年度】　３団体 平塚市（神奈川県）、尾張旭市（愛知県）、 新居浜市（愛媛県） 【27 年度】　１団体 幕別町（北海道） 【28 年度】　４団体 東京都（正規雇用転換した従業員対象）、 養老町商工会（岐阜県）（養老町商工会会員対象）、みよし市（愛知県）、薩摩川内市（鹿児島県） 【29 年度】　なし ・地方公共団体以外にも、存続厚生年金基金からの移行促進について、基金事務局等が開催した説明会で制度の周知広報を行った。 【26 年度】　基金事務局　21 回　その他　６回 【27 年度】　基金事務局　12 回　その他　３回 【28 年度】　基金事務局　５回　その他　２回 【29 年度】　基金事務局　１回 ・また、商工会等の委託団体を訪問し、存続厚生年金基金移換について商工会議所等へ周知広報等を依頼した（随時）。 ・地方公共団体以外にも、特定退職金共済事業廃止団体からの移行促進について、特退共実施団体が開催した説明会で特退共からの移換について説明を行った。 【29 年度】　２回			

				・また、廃止特退共からの移換シミュレーション及び移換のちらしをホームページに掲載した（29 年度）。			
		ロ　建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行う。		ロ　各支部を通じ各都道府県及び各市町村における加入履行証明書、掛金収納書の徴収状況調査の依頼及び徴収の協力要請を行った。			
		ハ　林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。		ハ　国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った。 （未加入事業所数） 【25 年度】 562 件 【26 年度】 44 件 【27 年度】 53 件 【28 年度】 44 件 【29 年度】 59 件			

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
１―７	Ⅱ 財産形成促進事業　１ 融資業務について ２ 周知について ３ 勤労者財産形成システムの再構築		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省　政策体系　基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 2 項
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報

指標等	達成目標	（参考）前中期目標期間達成率	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
借入申込書を受理した日から融資の貸付決定までの日数	16 日以内に融資の貸付決定						
達成度			100%	100%	100%	100%	100%
新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートについて、満足した旨の評価割合	８割以上						
達成度			100%	100%	100%	100%	100%
財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数	毎年 20 万件以上						
実績値			231,030 件	267,321 件	207,332 件	548,170 件	237,748 件
達成度			115.5%	133.7%	103.7%	274.1%	118.9%
行政機関等のメールマガジンを活用して、登録者に財形制度の周知を図った件数	12 万件以上						
実績値			120,500 件	307,000 件	315,900 件	326,162 件	177,774 件
達成度			100.4%	255.8%	263.3%	271.8%	148.1%
財形制度の周知広報のための企業向け情報誌掲載数	５誌以上						
実績値			６誌	７誌	６誌	７誌	７誌
達成度			120%	140%	120%	140%	140%

②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）

	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度
予算額（千円）	－	－	－	－	－
決算額（千円）	－	－	－	－	－
経常費用（千円）	－	－	－	－	－
経常利益（千円）	－	－	－	－	－
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－
従事人員数	－	－	－	－	－

注）独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「－」表示とする。

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
	Ⅱ　財産形成促進事業 **１　融資業務について** 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現すること。	**Ⅱ　財産形成促進事業** **１　融資業務について** 融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現する。 また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の８割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。 さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。	＜定量的指標＞	＜主要な業務実績＞ **Ⅱ 財産形成促進事業** **１　融資業務について** 担当者の融資審査能力向上のため、外部専門家による講義（住宅ローン審査・債権管理）を毎年度５名～６名の受講者で開催したほか、融資業務に関連する通信講座（不動産登記の調べ方、個人ローン手続き・取り扱いのすすめ方コース、融資業務コース等）も活用した。 貸付金利の設定等に関しては、国及び関係機関と密に連携し、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するという目的を踏まえつつ、適切なスプレッドを確保することにより、財務の健全性にも配意して決定した。また、国や関係機関との連携については、政府政策等を勘案して、平成26年度には中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置、平成27年度には子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施し、それぞれ適用期間を、平成30年度末まで延長した。加えて、平成28年度熊本地震発生時には、厚生労働省及び関係機関と連携して救済措置を検討、貸付条件変更（返済の据置きまたは返済期間延長及び金利引下げ）の通達を発出した。平成29年度には、一定規模の災害に被災された方に貸付条件変更が適用される取扱いとする通達を発出した。 なお、住宅金融支援機構とは、資金調達、融資業務等について意見交換を行い、一層の連携を図った。 ・新規貸付けを実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、平成25年度から29年度のすべての年度において、回答者の８割以上の者から満足した旨の評価を得た。 （満足度） 【25年度】82.0% 【26年度】83.3% 【27年度】81.4% 【28年度】87.9% 【29年度】86.4% ・貸付決定に当たっては、平成25年度から29年度中に貸付決定したすべて（3,735件）について、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定した。	＜評定と根拠＞ 評定：B ・融資能力の向上については、外部専門家による講義（住宅ローン審査・債権管理）を毎年度５名～６名の受講者で開催し、このほか、担当者に対し融資業務に関連する通信講座を受講も活用した。 ・貸付金利の設定に関して、国及び関係機関と密に連携し、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するという目的を踏まえつつ、適切なスプレッドを確保することにより、財務の健全性にも配意して決定した。また、国や関係機関との連携については、政府政策等を勘案して、平成26年度に中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置、平成27年度には子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施し、それぞれ適用期間を平成30年度末まで延長した。 ・熊本地震発生時には、国及び関係機関と連携して、救済措置を検討、貸付条件変更の通達を発出した。平成29年度には、一定規模の災害に被災された方に貸付条件変更が適用される取扱いとする通達を発出した。 ・周知業務については、リスティング広告等を活用するこ	評定　B ＜評定に至った理由＞ 定量的指標としては、各年度において、借入申込受理日から16日以内に融資の貸付決定を行っていること、新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートについて回答者の８割以上の者から満足した旨の評価が得られたこと、ホームページアクセス件数について、20万件以上であった等、目標値を達成していること等、所期の計画の水準を達成していることを踏まえ「B」評価とする。詳細は以下のとおり。 新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートについて、すべての年度において回答者の８割以上の者から満足した旨の評価を得ている。 すべての年度において、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行った。 すべての年度において、財産形成事業に関するホームページのアクセス件数について、20万件以上のアクセスを得た。特に28年度については、周知キャンペーン	評定

	２　周知について ①　ホームページ及びパンフレットに、制度の意義、内容、導入及び運営方法、利用条件、相談・受付窓口等の各種情報を分かりやすく掲載し、申請者である事業主及び制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図ること。	２　周知について ①　ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させていくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載する。また、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。		２　周知について ①　各事業年度において、利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページの見直し、パンフレット及び申込みに係る手引等の作成に取り組んだ。 ・【平成 25, 27, 29 年度】 関係分野の専門家のインタビュー記事をホームページに掲載した。 ・【平成 26, 28 年度】 転貸融資利用者のインタビュー記事（利用者の声）をホームページに掲載した。 ・各事業年度において、申込みに係る手引等を作成し、金融機関及び関係機関へ配布した。	とにより、今次中期計画期間中においてアクセス件数を増加させ、目標値を達成した。 ・従来から活用する紙媒体（リーフレット・雑誌への掲載）等による業務も引き続き実施し、目標を達成した。 ・平成 28 年度には、新たに財形制度の周知・広報業務として、広告代理店を活用し、これまで活用してきたインターネット、紙媒体等各種メディアを包括した総合的な広報展開（特設サイトの開設、動画サイトの活用、新聞・雑誌への広告掲載、ラジオの活用等）を行った結果、ホームページのアクセス件数を飛躍的に増加させた（548, 170 件）。 これらを踏まえ、Ｂと評価する。	を展開したこともあり、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数は、548, 170 件に達した。 すべての年度において、行政機関等のメールマガジンを活用し 12 万人以上の登録者に財形制度の周知を図った。 すべての年度において、５団体以上の地方公共団体を通じて、事業所にリーフレット等を送付した。 平成 25 年度から 28 年度のすべての年度において、５誌以上の企業向け情報誌に広告を掲載し、財形制度の周知広報を図った。 すべての年度において、目標値である 6, 000 ヶ所を大きく上回る先にリーフレットを送付した。	
			・新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートについて、回答者の８割以上の者から満足した旨の評価が得られたか。	②　各事業年度において、インターネットや電話を通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページ上のＱ＆Ａコーナーに公開した。	・新規貸付を実行した転貸勤労者に対してのアンケートについて、平成 25 年度から 29 年度のすべての年度において、回答者の８割以上の者から満足した旨の評価を得た。 （満足度） 【25 年度】82. 0% 【26 年度】83. 3% 【27 年度】81. 4% 【28 年度】87. 9% 【29 年度】86. 4%	融資能力の向上については、外部専門家による講義（住宅ローン審査・債権管理）を毎年度５～６名の受講者で開催し、このほか、担当者に通信講座を受講させる等の融資能力向上を図った。また、融資業務の運営に当たっては、独立行政法人住宅金融支援機構等と必要な情報交換を行い、子育て勤労者支援貸付金利引き下げ等を実施した。	
	また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上	また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎	・財形取扱店において借入申込書を受理した日から 16 日以内に融資の貸付決定を行ったか。	③　各事業年度の財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数については以下のとおりであった。 【25 年度】231, 030 件 【26 年度】267, 321 件 【27 年度】207, 332 件	・貸付決定のすべて（3, 735 件）において、借入申込書を受理した日から 16 日以内に融資の貸付決定を行った。		

	を目指すこと。 ② 中小企業の勤労者の生活の安定等に資する融資の利用促進を図るため、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図ること。	年度20万件以上を目指す。 ② 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。 ・行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図る。 ・地方公共団体等（５団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。 ・事業主団体と連携をとり、個別事業所に直接アプローチするなどにより財形制度の普及促進事業を行う。 ・企業向け情報誌（５以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図る。	・財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上であったか。 ・行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図ったか。 ・地方公共団体（５団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付したか。	【28年度】548,170件 【29年度】237,748件 ④ 各事業年度において、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行った。特に、平成27,28及び29年度においては中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置や子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置についてホームページでの特設ページや、情報誌への掲載等を行い周知に努め、その展開にあたっては、対象層の特性を踏まえて広告媒体を選定するなど、効率的な実施に努めた。 ・各事業年度において、行政機関等のメールマガジンを活用し、以下のとおり財形制度の周知を図った。 【25年度】17機関活用・120,500件周知 【26年度】17機関活用・307,000件周知 【27年度】20機関活用・315,900件周知 【28年度】18機関活用・326,162件周知 【29年度】２機関活用・177,774件周知 ・各事業年度において、以下の数の地方公共団体を通じて、事業所にリーフレット等を送付した。 【25年度】11団体 【26年度】14団体 【27年度】 7団体 【28年度】 6団体 【29年度】 6団体 ・各事業年度において、以下の数の事業主団体と連携をとり、個別事業所を集めた各種説明会や周知相談の実施等により財形制度の普及促進に取り組んだ。 【25年度】 2団体 【26年度】 7団体 【27年度】11団体 【28年度】 3団体 【29年度】 2団体 ・各事業年度において、以下の数の企業向け情報誌に広告を掲載し、財形制度の周知広報を図った。 【25年度】 6誌 【26年度】 7誌 【27年度】 6誌 【28年度】 7誌 【29年度】 7誌	・各事業年度の財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数及び達成率については以下のとおりであった。 【25年度】231,030件（115.5%） 【26年度】267,321件（133.7%） 【27年度】207,332件（103.7%） 【28年度】548,170件（274.1%） 【29年度】237,748件（118.9%） ・各事業年度において、行政機関等のメールマガジンを活用し、以下のとおり財形制度の周知を図った。 活用した機関、周知件数及び達成率については、以下のとおりであった。 【25年度】17機関活用・120,500件周知（100.4%） 【26年度】17機関活用・307,000件周知（255.8%） 【27年度】20機関活用・315,900件周知（263.3%） 【28年度】18機関活用・326,162件周知（271.8%） 【29年度】 2機関活用・177,774件周知（148.1%） ・各事業年度において、以下の数の地方公共団体を通じて、事業所にリーフレット等を送付した。送付団体数及び達成率については、以下のとおりであった。		

	③　外部委託の活用や関係機関との連携を図りながら、各種広報媒体を活用するなど、あらゆる機会を捉えて、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。	③　外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。 　また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを毎年度6,000か所以上に送付することを目指す。 **３　勤労者財産形成システムの再構築** 　レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行い、オープンソースソフトウェアの活用による効率的な運用を行うためにシステムの再構築を図る。	・企業向け情報誌（５以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図ったか。 ・外部委託の活用や関係機関との連携による制度の周知、利用の促進について、リーフレットを毎年度6,000ヶ所以上に送付したか。 ＜その他の指標＞ なし	・中小企業勤労者、また子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、特設ページや情報誌への掲載を行い周知に努めた。 ⑤　外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図った。 　各事業年度において関係機関による周知を実施するため、リーフレットを以下のとおり送付した。 【25年度】7,070件 【26年度】7,194件 【27年度】7,035件 【28年度】7,509件 【29年度】7,240件 　また、地方開催の平成26年度を除く各年度において、日本ＦＰ協会主催のイベントに参加し、ファイナンシャル・プランナーに対して情報提供を行った。 　加えて、平成28年度及び29年度においては、広告代理店を活用した財形制度全般の周知キャンペーンを展開し周知効果の向上を図るとともに、施策別の効果の検証や、事業主、勤労者双方の意識調査と調査結果の分析を含め、その結果を次年度以降の広報活動に活用することとしている。 **３　勤労者財産形成システムの再構築** 　業者のホストコンピュータを使用したレガシーシステムにより運用していた勤労者財産形成システムの刷新を行い、オープンソースソフトウェアの活用による効率的な運用及びデータベースサーバの内製化による情報セキュリティ強化を実現した。	【25年度】11団体（183.3%） 【26年度】14団体（233.3%） 【27年度】 7団体（116.7%） 【28年度】 6団体（100.0%） 【29年度】 6団体（100.0%） ・各事業年度において、以下の数の企業向け情報誌に広告を掲載し、財形制度の周知広報を図った。掲載誌数及び達成率については、以下のとおりであった。 【25年度】 6誌（120.0%） 【26年度】 7誌（140.0%） 【27年度】 6誌（120.0%） 【28年度】 7誌（140.0%） 【29年度】 7誌（140.0%） ・各事業年度において関係機関による周知を実施するため、リーフレットを以下のとおり送付した。送付件数及び達成率については以下のとおりであった。 【25年度】7,070件（117.8%） 【26年度】7,194件（119.9%） 【27年度】7,035件（117.3%） 【28年度】7,509件（125.2%） 【29年度】7,240件（120.7%）		

			＜評価の視点＞ ・　融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行ったか。		＜評価の視点に対する措置＞ ・担当者の審査能力向上のため、外部専門家による講義（住宅ローン審査・債権管理）を毎年度５～６名の受講者で開催したほか、融資業務に関連する通信講座も活用した。 ・貸付金利の設定等に関しては、国及び関係機関と密に連携し、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するという目的を踏まえつつ、適切なスプレッドを確保することにより、財務の健全性にも配意して決定した。また、国や関係機関との連携については、政府政策等を勘案して、平成 26 年度に中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置、平成 27 年度には子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施し、それぞれ適用期間を平成 30 年度末まで延長した。 ・熊本地震発生時には、国及び関係機関と連携して、救済措置を検討、貸付条件変更の通達を発出した。平成 29 年度には、一定規模の災害に被災された方に貸し付け条件変更が適用される取扱いとする通達を発出した。 ・周知業務については、ホームページへのアクセス促進効果の大きいリスティング広告等インターネットの利用を増やしているほか、短期間に複数のメディアによる広報を集中させるキャンペーン方式の広報（＊）を導入するなど、効果向上に努めた。また、こ		

			・　ホームページ等で制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させたか、また、利用条件、相談窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載しているか。		うした施策の効果を検証し、検証結果を次の施策に活かすPDCAサイクルを構築した。 （＊）特設サイトの開設、リスティング広告、新聞・雑誌への広告掲載、ＴＶ・ラジオ、電車内動画広告等。 ・ホームページ等で資産運用や金融教育の専門家による制度の意義、内容に関する説明や評価を掲載したほか、利用者の体験談を紹介するなど、利用動機を高めるような情報の充実を図った。また、閲覧者の声を基に、利用条件、相談窓口等の掲載場所を、よりアクセスし易い位置に変更した。 ＜今後の課題の対応＞ 融資業務及び周知について、定量的指標は達成しているものの、転貸融資件数、金額とも減少傾向を辿っていることを踏まえれば、実効性向上のため、一層の工夫と努力が必要と考えている。 例えば、周知活動においては、転貸融資制度の上流過程である財形制度まで遡って周知対象とする中長期的な観点からの取組も必要と認識している。また、制度利用者との数少ない直接的接触の機会であるホームページについて、抜本的な改良を予定している。さらに、周知活動の実効性向上のため、実施方法や時期等の戦術については、専門家を活用することも必要と思われる。なお、中小企業退職	＜今後の課題＞ 転貸融資件数、金額が減少している状況を踏まえ、利用者の増加に繋がるよう周知方法等について、改善を図る必要がある。 勤労者退職金共済機構の強みを生かし、中小企業退職金共済事業本部とさらなる連携の強化を図る必要がある。	

					金共済事業本部との連携も、実効性、効率性の観点から一段と進めるべきものと認識している。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２―１	１　効率的な業務実施体制の確立等 ２　中期計画の定期的な進行管理 ３　内部統制の強化 ４　情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
第２　業務運営の効率化に関する事項 **１　効率的な業務実施体制の確立等** 独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)の業務運営については、各種業務の電子化、機械処理の推進により業務を効率化すること。また、機構の事務については、外	**第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置** **１　効率的な業務実施体制の確立等** 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図る。	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ **第１　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置** **１　効率的な業務実施体制の確立等** 【25 年度】 平成 24 年度末で「業務・システム最適化計画」が終了したことから、総務部の「最適化推進室」を廃止するとともに、情報システムの調達等を行う「システム管理室」をシステム管理部に設置した（４月）。 【26 年度】 建退共本部において、長期未更新者調査をより一層効率的に推進するため、「業務調査役」を設置した（４月）。 【27 年度】 業務の適正性を日常的に確保するため、運用リスク管理役及び監査室を設置した（４月）。 【28 年度】 ・機構内のシステム化案件を一元的に把握、優先順位付けとセキュリティ水準の統一化を図るため、システム化委員会を設置した。同委員会ではシステム化要望案件について検討・協議を行い（９月）、資源制約と緊要度の観点から、平成 29 年度に着手するシス	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ 当機構においては、被共済者の資産と個人情報を大量に保有することから、最重要課題の一つとして、内部統制を強化し、リスク管理体制の強化及び情報セキュリティ対策の推進を行った。 内部統制の強化については、外部有識者委員を含むリスク管理・コンプライアンス委員会において、機構全体のリスクを俯瞰し、対策を講じるために作成したリスクマップについて議論を行い、リスク低減策を継続的に検討する体制を確立するとともに、ハ	評定　Ｂ ＜評定に至った理由＞ 中期目標において所期の目標どおりの取組がなされていることから、評定をＢとした。詳細は以下のとおり。 機構として、現中期目標期間中に発生した環境変化（改正独法通則法の施行等により独立行政法人のガバナンス強化が求められたこと及び情報セキュリティ問題の深刻化）を受け、自律的に種々の方策を講じている。 情報セキュリティ対策面については、当該法人で	評定

	部委託を拡大する等により、事務処理の効率化や経費の縮減を図ること。	① 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。 ② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について検討する。		テム化案件を決定した（１月）。 ・サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘したＣＩＯ補佐官報告会を設置・開催して、情報システムに関して助言を受けた（２月）。 ・平成 28 年４月施行の中退法改正等に伴う事務内容複雑化と事務量増加を踏まえ、所要のシステム対応に加え、事務体制強化のため契約業務部の構成変更等（次長ポストの配置換え及び人員配置見直しにより３名の増員）を実施するとともに、４月の繁忙期に向け業務の効率化を図るため、給付業務部等の課室の再編を行うなど業務量等に応じた適切な人員配置の検討を行い、29 年４月に実施した。 【29 年度】 ・調達等合理化検討チームにより、安易な随意契約で経費が増大しないように審議した（15 回）。 ・総務課に情報セキュリティ係を設置した（10 月）。 ① 中退共事業においては、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務の効率化を図った。 【25 年度】 ・災害時における事業継続性（ＢＣＰ）の強化のため、金融機関に対する振込依頼を行うために作成したデータファイルを西日本地域にてバックアップするシステムを構築し、退職金の支払のお知らせ等をした被共済者等に対し、災害時でも滞ることなく支払をできるようにした。 ・掛金の預金口座振替に係る事務代行業務委託先とのデータ（請求・結果）授受の伝送化を平成 26 年２月請求分から実施した。 ・ホームページ上から加入者が直接「加入証明書」を発行できるシステムを開発し稼動した。 ・平成 26 年度から始まる厚生年金基金から中退共制度への資産移換に係る中退共電算システム改修を実施した。 【29 年度】 ・平成 30 年５月１日施行の法改正（中退共制度と企業年金制度との資産移換）に向けシステムの改修に着手した。 ② 業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について以下のとおり検討し、実施した。 【25 年度】 ・中退共制度が厚生年金基金からの資産移換先となることを受け、効率的かつ合理的に事務処理を行うことができるように、契約申込書の改訂や、事務処理の流れを確立した。 ・中退共事業における退職金未請求者への請求手続の要請業務について、全体の効率化かつ円滑化を一層進める観点から、作業手順をマニュアル化した上で、外部委託を行った。 【26 年度】 ・中退共事業において、不正加入、不正受給の再発を防止するための省令改正に伴い、退職金共済契約申込時及び退職届提出時における添付書類の見直しを行うとともに、書類審査確認を強化し、関連する中退共事業約款を改正した。 ・中退共事業において、共済契約者から随時受け入れる退職金試算業務について、回答送付用封筒を窓開きに変更し、誤送付防止等サービスの向上を図った。 ・中退共事業において、解散存続厚生年金基金からの資産移換先となったことを受け、「新規申込書」に解散存続厚生年金基金加入の有無欄を設けた。 【27 年度】 ・中退共事業において、省令改正に伴い、「契約申込書」の審査体制の見直しを行った。 ・中退共事業において、マイナンバー制度導入に伴い、「被共済者退職届」の審査体制などの見直しを行った。 ・中退共事業において、保険会社については、協力会社としていた方式を改め、事業主団体同様の業務委託を開始した。 【28 年度】	ラスメント等に関する最新知識・問題意識の共有・徹底を図った。 情報セキュリティ対策の推進については、組織体制面、ハード面、ソフト面などにわたって多面的に対策を講じた。特に、情報セキュリティについての責任体制を明確化するとともに、インシデント発生時の対応力向上のため、抜線訓練の継続的実施やインシデント対応手順表の整備を進めたほか、「CIO補佐官報告会」において、サイバーセキュリティ分野の外部有識者委員から情報セキュリティに関し助言を受けた。さらに、情報系システムと業務系システムの物理的分離を実施した（29年５月）ほか、ＮＩＳＣによる監査結果等を踏まえて必要な対策を行った。また、情報系システムにおいても、Webサーバにウイルス検知ソフトやＷＡＦを導入するなど、セキュリティ強化策を進めた。 システムを利用する業務の割合が高い当機構の特性に鑑み、「システム化委員会」を設置し、機構全体として、システム化要望案件に優先順位をつけ、計画的・整合的にシステム化を推進することとした。 資産運用委員会における外部委員による審議結果を踏まえた資産運用を行ったほか、中退共の基本ポートフォリオについて効率性の検証を行	は、政府系機関からの個人情報漏えい事案等を契機に、情報セキュリティの重要性・緊急性に鑑み、更なる対策を講じなければいけない状況となったが、業務経費の節約などによって機構の独自予算において予算を確保するとともに、業界を代表する者で構成する運営委員会での承認を得て、さらに、内閣サイバーセキュリティセンターの有識者からの助言を受け、個人情報の保護と共済契約者等の利便性を確保した上で、システムの物理的分離に向けて取り組んだことは、高く評価できるものである。 その他事項に関する取組は下記のとおり。 内部統制の強化については、外部有識者委員を含むリスク管理・コンプライアンス委員会において、機構全体のリスクを俯瞰し、対策を講じるために作成したリスクマップについて議論を行い、リスク低減策を継続的に検討する体制を確立した。 資産運用委員会を開催し、外部委員による資産運用に関する管理を行った。資産運用委員会においては、他の類似組織の	

				・中退共事業において４月施行の法改正に伴い、特定退職金共済事業を廃止した団体からの資産移換先となったことを受け、他の年金制度等（解散厚基及び廃止特退共）からの移換申出書等の審査係を新設するなど審査体制の見直しを行った。(10 月) ・機構の開催する会議において、事業本部ごとに開催していた会議（下半期の参与会）について、共通案件が多いことに鑑みて合同開催とした。また、中退共では毎月、特退共では３ヶ月に一度開催していた資産運用企画会議について、資産運用委員会の設置も踏まえ、重要案件がある場合は合同開催するというメリハリを付けるなど、会議運営面でも業務効率化を図った。 【29 年度】 ・出張旅費の精算業務について業務フローコスト分析を行い、業務の改善案を作成した。 ・会議の電子化・ペーパーレス化など、効率的な業務推進体制の検討（ＢＰＲ）に向けて、業者へのヒアリングを行った。 ・中退共電算システム再構築に関する検討及び、現行業務及びシステムの見直しの検討を行った。	い、見直しを行った。 調達等合理化に係る検討チーム、外部の有識者からなる契約監視委員会等を定期的に開催し、契約状況の点検・見直しを行った。契約監視委員会については、審議概要等をホームページで公表した。 監事の監査に加え、内部監査規程等に基づき監査室による本部及び支部の内部監査を行う等の取組を行った。 国民のニーズとずれている事務・事業等がないか、費用対効果の悪い施策は無いか、不断に見直しを実施している。また、会議運営方法の合理化や、業務処理方法や業務量に応じた人員配置の見直し、業務運営・推進会議の定期的な開催等による中期計画の定期的な進行管理などによる業務の効率化を進めた。 これらを踏まえ、Ｂと評価する。	例に倣うという単純な方法ではなく、機構の特性を踏まえて審議を行い、資産運用の健全化を図った。さらに、監事の監査に加え、内部監査規程等に基づき監査室による本部及び支部の内部監査を行う等の取組を行った。 ＜情報セキュリティ対策の実施状況＞ 情報セキュリティ対策の推進について、「情報セキュリティ委員会」の委員長を理事長に格上げしてトップ自ら方針決定に関与する体制とするなど、責任体制を明確化するとともに、「システム化委員会」を立ち上げ、機構全体として計画的・整合的にシステム化を推進する体制を確立した。また、サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘した「CIO 補佐官報告会」を設置し、機構の CIO 補佐官の活動実績（各種情報システムの調達仕様書の作成並びに見積りの妥当性の検証、主なプロジェクトの進行管理状況、情報セキュリティ研修の実施と効果検証等）を踏まえ、外部有識者の視点も交えて議論を行い、課題の抽出と改善に努めた。さらに、情報系システムと業務系システムの物理的分離を行うとともに、個人情報	
	２　中期計画の定期的な進行管理 業務の遂行状況を管理するための内部の会議を少なくとも四半期に１回開催し、業務の進捗状況の把握を行うとともに、機構として一体的な業務運営を行い、必要な措置を講ずる。		＜評価の視点＞ ・　業務実施体制の効率化及び人員・経費の縮減が図られているか。	**２　中期計画の定期的な進行管理** 毎月、理事会を開催し、毎月の業務運営状況や業務実績のチェックを行った。「中期計画の定期的な進行管理」のため、「業務推進委員会」(26 年度まで）及び「業務運営・推進会議」(27 年度以降）を、年５回開催し、各事業本部及び総務部の事業年度実績報告の審議を行うとともに、「事業年度業務実績等報告書（案)」及び「第 3 期中期目標期間（平成 25～29 年度）の終了時に見込まれる業務実績等報告書」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した。 また、事業年度の四半期における項目ごとの進捗状況報告に基づき審議を行った。中退共事業及び建退共事業において、加入促進対策委員会を年４回開催し、加入実績及び加入促進対策の遂行状況を組織的に管理し必要な対策を講じた。 【主な対策】 ・マスメディアを通じた広報活動の拡充 ・元請事業主を通じた加入履行促進活動の拡充 ・若年層を対象とした各都道府県職業訓練校等・工業高等学校・農業・農林高等学校に対する制度周知 各事業本部においては、幹部会、部内会議を定期的に開催することで、各事業年度計画の実施事項、進捗状況等を確認し、会議での検討結果を職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図った。 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財産形成持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。機構の事業年度実績報告書を全員回覧するとともにホームページで公表し、事業年度計画等の実施事項及び進捗状況等の検討結果を職員に周知を図った。また、第 4 期中期計画の認可申請を行い、職員へ周知した。 次期中期目標の策定に向け、中期目標の冒頭に記載されることとなる法人の役割（ミッション）の内容の共有を含め、主務大臣（担当局長）と十分に意思疎通を図った。	＜評価の視点に対する措置＞ ・効率的な業務実施体制の確立等のため業務処理方法や業務量に応じた人員配置の見直しなどの効率的な業務実施体制の確立を図ったほか、会議運営面でも効率化を図った。		
２　内部統制の強化 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業	**３　内部統制の強化** 各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進	・　各種業務の電子化、機械処理化の推進に向けた取組が進められているか。	**３　内部統制の強化** 「理事会」、「幹部会（中退共)」及び「部内会議（建退共・清退共・林退共・財形部)」を定期的に開催した。 また、四半期ごとの「業務運営・推進会議」において、年度計画の実績報告の検証及び年度計画の進捗状況等の検証を行った。 さらに、契約の適正化の推進のため、契約監視委員会を年３回開催し、審議概要等をホームページに掲載した。	・システムを利用する業務の割合が高い当機構の特性に鑑み、「システム化委員会」を設置し、機構全体として、システム化要望案件に優先順位を		

	を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年３月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等の意見を踏まえ、職員の意識改革を図り、法令遵守態勢を徹底するとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、更に充実・強化を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。	融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年３月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等についての意見を参考にしつつ、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第１の２の「中期計画の定期的な進行管理」、４の（３）の「契約の適正化の推進」、第２のＩの１の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。		また、監事は内部統制の充実を図るため、監査法人とも相談しながら、「事業年度監事監査実施計画」に基づき、会計監査・業務監査を実施し、特に業務監査については各課の責任者又は担当者から年度計画の進捗状況と業務運営等の法令・規程遵守について事情聴取を行った。監査結果は理事会で報告し、引き続き、各事業の適切な運営と適正な事務処理の徹底を指示した。また、監事は業務監査の実施前と実施後に理事長とのディスカッションを行ったほか、27 年 10 月以降は、毎月の理事会終了後にも定期的にディスカッションを行った。 平成 28 年度からは、監査室において内部監査規程に基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従って、機構（支部を含む。）の各業務について内部監査を実施した。これらの結果を、業務運営の改善に反映させ、機構におけるＰＤＣＡサイクルの徹底を図った。 さらに、平成 22 年３月の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書を踏まえ、内部統制の要素について以下の対応を行った。 ①　財務報告等の信頼性 財務報告等の信頼性を確保するため、会計検査院による検査を受検するとともに、監事／会計監査人による監査を行った。 ② 法令等の遵守 役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部有識者を招聘したリスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、リスクマップを作成して、機構全体のリスクを鳥瞰し、リスク度合いが高いものから優先的に資源を投入し、施策を実施することにより、リスクを軽減していくこととした。また、ハラスメントについて議論し、規程の整備及び研修の充実を図ることとした。 情報セキュリティインシデント発生時の経営判断について、外部有識者委員の意見も踏まえて考え方の整理を行った。併せて、コンプライアンスの推進に努めた。委員会の議事概要については作成した後、ホームページに公表した。 さらに、契約の適正な実施について、契約監視委員会によりチェックを行った。 ③　業務の有効性及び効率性 平成 27 年 10 月に新設した資産運用委員会を開催し、資産運用委員会の監視のもと資産運用管理を行った。同委員会においては、中退共の基本ポートフォリオの効率性を検証し、見直しを行った。 また、「情報セキュリティ委員会」を開催し、機構における情報セキュリティ対策について、検討・審議を行い、インシデント対応手順書の策定、政府統一基準に沿った情報セキュリティのための対策基準の改訂及び対策推進計画の策定を行った。 さらに、通常業務の大部分にシステムを利用している機構においてシステム投資は非常に重要であることから、「システム化委員会」を新設し、情報セキュリティの確保を前提としたシステム化を機構全体として計画的・整合的に推進する体制を構築した。 併せて、サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者として招聘した「ＣＩＯ補佐官報告会」を設置・開催し、情報システムに関して助言を受けた。 このほか、各年度、以下の取組を行った。 【25 年度】 ・コンプライアンス推進会議を開催し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」に基づき、反社会的勢力排除に関する取組を行うこととした（11 月）。 【26 年度】 ・日本生命保険相互会社職員が関与した中退共の不正受給事案について、８月以降日本生命職員、共済契約者へ調査を行い、その結果を報告した（12 月）。	つけ、計画的・総合的にシステム化を推進することとした。 ・退職金共済事業における各種制度改正に伴うシステムの変更を行うなど、各種業務の電子化、機械化の推進に向けた取組を図った。 ○中退共事業においては、各種業務の電子化、機械化の推進により、以下のとおり、業務の効率化を図った。 ・災害時における事業継続性（ＢＣＰ）の強化のため、中退共事業においては、金融機関に対する振込依頼を行うために作成したデータファイルを西日本地域にてバックアップするシステムを構築し、退職金の支払のお知らせ等をした被共済者等に対し、災害時でも滞ることなく支払をできるようにした（25 年度）。 ・中退共事業における掛金の預金口座振替に係る事務代行業務委託先とのデータ（請求・結果）授受の伝送化を平成 26 年２月請求分から実施した（25 年度）。 ・中退共事業においては、ホームページ上から加入者が直接「加入証明書」を発行できるシステムを開発し稼動した（25 年度）。 ・平成 26 年度から始まる厚生年金基金から中退共制度への資産移換に係る中退共電算システム改修を実施した（25 年	を含む業務系データの NAS からサーバへの移行によってログ保存機能確保による事後対応（調査・分析）力・データ防御力強化を行った。加えて、インシデント対応については、インシデント対応手順表の策定、コールセンター機能強化（非常時回線数増加）、システム保守業者によるバックアップ体制強化等を行い、非常時においても通常業務への影響が最小限に留めることができるようにした。	

		また、リスク管理・コンプライアンス委員会等を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。	・　外部委託が可能な事務については、積極的に外部委託に取り組んでいるか。	・コンプライアンス推進委員会を開催し、日本生命保険相互会社職員が関与した中退共の不正事案について、概要、日本生命に対する措置及び再発防止策等の報告を行った。また、改正独法通則法（平成 27 年４月１日）に伴う機構における財務の健全性、業務の安定性・継続性及び法令違反等その他のリスクに対しての強化案を審議した（３月）。 【27 年度】 ・金融業務等のリスクを的確に管理するため「独立行政法人勤労者退職金共済機構リスク管理規程」、「独立行政法人勤労者退職金共済機構資産運用リスク管理規程」等を整備するとともに「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置した（４月）。 ・リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し（３月）、機構におけるリスク管理体制の実態の報告を行い、部署ごとにリスクマップのうちリスク管理項目を列挙することを要請した。 【28 年度】 ・資産運用委員会を随時開催し、中退共の基本ポートフォリオの見直しを行った。 ・「システム化委員会」を新設し、情報セキュリティの確保を前提としたシステム化を機構全体として計画的・整合的に推進する体制を構築した（８月）。 ・リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、リスクマップを作成してリスク度合いが高いものから優先的に資源を投入し、施策を実施することにより、リスクを軽減していくこととした（９月、３月）。また、ハラスメントについて議論し、規程の整備及び研修の充実を図ることとした（３月）。 ・サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘した「ＣＩＯ補佐官報告会」を設置・開催して、情報システムに関して助言を受けた（２月）。 ・「情報セキュリティ委員会」を開催し、機構における情報セキュリティ対策について、審議・検討を行い、インシデント対応手順表等を整理した。（８月、２月、３月） 【29 年度】 ・システム化委員会を開催し、以下の件について審議を行った。 ○29 年度中に新たに調達することとなったシステム化案件を審議（４月）。 ○次期中期計画におけるシステム化案件を各事業本部から提出。システム管理部及び CIO 補佐官に精査を依頼（９月）。 ○平成 30 年度及び次期中期計画期間におけるシステム化案件について審議（12 月）。 ○平成 30 年度及び時期中期計画期間におけるシステム化案件の審議及び確定（１月、２月）。 情報セキュリティ委員会を開催し、以下について審議を行った。 ○最新の政府統一基準に準拠した情報セキュリティのための対策基準の見直し及び対策推進計画に係る審議を行い、新しい政府統一基準に沿った対策基準の改訂及び対策推進計画を決定した（９月開催。10 月に基準改訂）。 ○29 年度の情報セキュリティに関する取組の報告と 30 年度における対策推進計画等の策定（３月）。 サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者として招聘した「ＣＩＯ補佐官報告会」を開催し、情報システムに関して助言を受けた（２月）。	度）。 ・平成 30 年５月１日施行の法改正（中退共制度と企業年金制度との資産移換）に向けシステムの改修に着手した（平成 30 年４月）。 ・ペネトレーションテストや、全役職員を対象にした標的型メール訓練及び情報セキュリティに係る自己点検を外部委託により実施した。 ○中退共事業においては、業務処理方法の見直し、外部委託の拡大について検討し、以下のとおり実施した。 ・中退共制度が厚生年金基金からの資産移換先となることを受け、効率的かつ合理的に事務処理を行うことができるように、契約申込書の改訂や、事務処理の流れを確立した（25 年度）。 ・中退共事業における退職金未請求者への請求手続の要請業務については、業務内容が確立しつつある中、平成 25 年度は、全体の効率化かつ円滑化を一層進める観点から、作業手順をマニュアル化したうえで、外部委託を行った（26 年度）。 ・中退共事業において、保険会社については、協力会社方式を改め、事業主団体同様の業務委託を開始した（27 年度）。 ・資産運用業務では、基本ポートフォリオ見直しの他、資		
	３　情報セキュリティ対策の推進 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。	**４　情報セキュリティ対策の推進** 政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。		**４　情報セキュリティ対策の推進** 機構では、被共済者の個人情報を大量に保有しているが、個人情報を狙ったサイバー攻撃は、益々巧妙化しつつ増勢を強めており、情報セキュリティ対策の強化は最重要課題の一つとなっている。 このため、組織体制面、ハード面、ソフト面などにわたって、多面的に対策を講じた。 【25 年度】 政府の方針を踏まえ、以下のとおり、情報セキュリティ対策を実施した。 ・最新のセキュリティパッチとウィルスパターンファイルの適用 ・フィルタリングによるアクセス制御			

			・　国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 ・　業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。 ・　業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか。	・サーバの設定見直し ・アクセスログの検証 ・関係職員への注意喚起 ・「新入職員及び情報システム管理担当者のセキュリティ研修会」の実施（新入職員 12 名、管理担当者 11 名対象） ・インターネットに係る導入ソフトウェアのバージョンアップを実施（９月、３月） 【26 年度】 政府の方針を踏まえ、以下のとおり、情報セキュリティ対策を実施した。 ・最新のセキュリティパッチとウィルスパターンファイルの適用 ・フィルタリングによるアクセス制御 ・アクセスログの検証 ・関係職員への注意喚起 ・暗号化通信の脆弱性に対応するため、通信プロトコルを SSL から TLS へ移行 ・サイバーセキュリティ基本法の公布に基づくサイバーセキュリティ月間のバナーを掲載し、セキュリティに対する周知を実施 ・新入職員及び情報システム管理担当者等のセキュリティ研修会を実施（運用管理者：８名、役職員：28 名、新入職員６名対象）（６月） ・サイバー攻撃対策セミナー受講（６月） ・インターネットに係る導入ソフトウェアのバージョンアップを実施（９月、３月） 【27 年度】 政府の方針を踏まえ、以下のとおり、情報セキュリティ対策を実施した。 ・メールシステム及び Web サイトの利用状況実態調査実施と適切な使用方法の周知徹底 ・不審メールに関する情報の職員への注意喚起 ・メールソフトのセキュリティ設定を行うよう職員に周知 ・サイバー攻撃が予想された日の運用事業者への監視体制の強化の依頼 ・システム運用のセキュリティ対策として、最新のセキュリティレベルを維持するため、毎週業務終了後セキュリティプログラムの更新及びウイルスチェックを実施 ・サイバー攻撃対策セミナーを職員が２回受講 ・新入職員及び情報システム管理担当者等のセキュリティ研修会（運用管理者：３名、管理担当者：14 名、役職員 ：８名、新入職員 ：11 名 対象）を実施 ・機構電算システムのセンター設備ハードウェア及びネットワークの更改 ・業務委託先における個人情報の取扱い、管理体制等、情報漏えい防止対策を把握するため検討を行い、報告用紙（チェックリスト）を作成して、業務委託先２社に対し報告徴求 ・情報セキュリティ対策の検討を行う際の参考にするため、「情報セキュリティチェックリスト」（①パスワードを定期的に変更しているか、②不審メールは削除しているか、③個人情報や機密情報が含まれるファイルにパスワードをかけて管理しているか等について、自己診断）を作成し、役職員、派遣及びアルバイト職員を対象に実施。相談コーナー及び業務委託先には、文書により注意喚起 ・対策基準の遵守状況について各部署のセキュリティ管理者に確認（７月） ・情報セキュリティ委員会を設置・開催し、情報セキュリティについて意見交換（８月、11 月、12 月、２月） ・アクセス可能なサイトをより厳しく制限（９月） ・業務系システムを使用する際の端末と情報系システムを使用する際の端末の分離 ・情報系システムの利用時のＩＤ・パスワードによる認証の強制化（９月） ・情報セキュリティについて、理事長及びシステム担当理事（ＣＩＳＯ）から、全役職員向けにメッセージを発出（10 月、１月、２月） ・情報セキュリティ全般に関する問題点や取組について情報共有するため、11 月から毎週会議を開催 ・情報セキュリティ（ＤＶＤ）セキュリティ研修会を実施（８回上映）及び相談コーナー及び業務委託先へはＤＶＤを配布（役職員、派遣及びアルバイト：341 名、新入職員：11 名 対象）（11 月、12 月）	産運用委員会対応等でも、コンサルタントを積極的に活用した（28、29 年度）。 ・現行の各事業における加入状況等を踏まえると国民のニーズとずれている事務・事業等が当機構にないか、理事会や業務運営・推進会議等において検証及び見直しを実施している。 ・「理事会」を毎月（原則）、「業務運営・推進会議」を５回開催し、業務の遂行状況等の把握を行うとともに、適宜、業務運営の方針を指示した。 また、中退共事業と建退共事業においては、「加入促進対策委員会」を４回開催し、加入促進対策の遂行状況の進捗状況等を踏まえた対応策を検討の上で積極的な加入勧奨を実施した。 調達等合理化に係る検討チーム、契約監視委員会等についても、定期的に開催した。 ・中退共事業においては、部内会議（幹部会）を定期的に開催し、各事業年度計画の実施事項及び進捗状況等を確認のうえ、会議での検討結果を職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図った。 ・建退共事業においては、定		

			・　職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。 ・　内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。（政・独委評価の視点事項と同様）	・新 USB メモリ等記憶媒体管理規程発効（12 月） ・機構において情報漏えいが起きたと仮定したサイバーテロ対応訓練の実施（12 月） ・年末年始の端末使用禁止、１月４日のメール添付ファイル開封原則禁止等の方針を、メール、書面、口頭等で繰り返し周知・徹底を図り、年始には遵守状況を点検（12 月、１月） ・業務系・情報系システム物理的分離プロジェクトチーム（ＤＳＰＴ）設置（第１回会合）（１月） ・情報系システム内に大量の個人情報を残さないよう指示・確認（２月） ・支部に対する業務及びシステム監査の実施（建退共三重県支部２月） 【28 年度】 （１）　組織体制面 ・「情報セキュリティのための対策基準」を改正し、情報セキュリティについての責任体制（※）を明確化（８月） ※　最高情報セキュリティ責任者（システム担当理事）－統括情報セキュリティ責任者（総務部長）－総務部次長－総務課長のライン ・総務部（情報系）とシステム管理部（業務系）に分かれていたシステムの管理に係るシステム管理部による一元管理化と責任の明確化（３月） ・「情報セキュリティ委員会設置要綱」を改定して、委員長を最高情報セキュリティ責任者から理事長に格上げするとともに、監査室長を委員に追加するなど、情報セキュリティに関する管理・指導体制を強化（８月） ・「システム化委員会」を新設し、システム化を機構全体として計画的・整合的に推進する体制を構築。当機構内の全てのシステム化案件について、情報セキュリティ面での問題が無いことを網羅的にチェックする体制を整備（８月）。システム化委員会を開催して、平成 29 年度に着手するシステム化案件を決定（１月） ・ＤＳＰＴ（デュアルサーバプロジェクトチーム）を開催し、機構ネットワークにおける業務系と情報系の物理的完全分離に向け協議（５月、９月） ・監査室、監事によるモニタリング体制の構築（６月） ・サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘したＣＩＯ補佐官報告会を設置・開催して、情報システムに関して助言を受けた（２月） ・緊急時コールセンター機能整備完了（１月） （２）ハード面 ・建退共支部における情報系端末の物理的分離完了（１月） ・情報系端末を持っていない職員へ情報端末の導入（５月） ・業務系システムと情報系システムの論理的分離（５月） ・個人番号漏えい防止のため、取り扱う区域を別室化するなど、取扱いの厳格化を実施（５月） ・ノート型端末へのセキュリティワイヤの設置（２月） ・外部業者によるペネトレーションテストの結果を受けた Web サーバに対するサイバー攻撃への対策の検討・実施（ＷＡＦの導入決定等） ・業務用データのＮＡＳからサーバへの移行（平成 29 年４月完了） ・業務系システムと情報系システムの物理的分離の方針決定（予算措置含む）、一般競争入札公告（12 月）を経て、開発開始（29 年２月：５月初旬完了） （３）ソフト面その他 ・最新のセキュリティレベルを維持するため、毎週（水曜日）業務終了後セキュリティプログラムの更新を行うと伴に、フルスキャンを実施。本作業への協力を依頼する注意喚起メールを毎週全役職員に送信。 ・ＮＩＳＣ（内閣官房情報セキュリティセンター）等より情報提供を受けた都度、不審メールに関する情報を職員へ注意喚起 ・セキュリティホールに対する情報提供を受けた都度、迅速にインターネットサーバに対するセキュリティパッチを適用 ・年末年始の端末使用禁止、１月４日のメール添付ファイル開封原則禁止等の方針を、メール、書面、口頭等で繰り返し周知・徹底を図り、年始には遵守状況を点検（12 月、１月）	期的に部内会議を開催し、業務の遂行状況の把握をきめ細かく、確実に行い、進捗状況等を踏まえた業務の計画的かつ着実な進行に努めた。 　また、引続き、都道府県別職業訓練校・工業高等学校に対する制度周知など加入勧奨対策を行った。 ・年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。また、情報セキュリティについて、必要の都度、全役職員向けにメッセージを発し、意識の涵養を図った。 ・建退共事業においては、「業務・運営推進会議」、「加入促進対策委員会」を定期的に開催し、業務の進捗状況の把握、検証を行うとともにその結果を職員一人一人に周知し、更なる意識の向上を図った。 ・調達等合理化に係る検討チーム、契約監視委員会等について、定期的に開催した。 ・監事は理事長が決裁する中期計画・年度計画など業務運営の基本方針策定に関するものや、大臣認可申請など重要な文書等について回付を受け、理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行った。		

			・平成22年３月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書及び政・独委からの評価結果等が反映されているか。 ・　リスク管理・コンプライアンス委員会等を適切に開催し、コンプライアンスの推進に努めているか。 ・　講じた措置についての公表が適切に行われているか。 ・　政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか。	・平成28年度新入職員へのＣＩＳＯによる情報セキュリティに関する講義実施（４月、10月）、新入職員及び出向者等に対するＵＳＢの使用・管理方法についての情報セキュリティ研修の実施（役職員：３名　新入職員：９名、４月、10月） ・全役職員を対象としたＣＩＯ補佐官による情報セキュリティ研修・啓発ＤＶＤ上映会の実施（７月） ・厚労省による標的型メール訓練の実施（11月） ・外部業者を使った標的型メール訓練の実施（３月） ・インシデント発生訓練の実施（４月、12月） ・情報セキュリティセルフチェック第２回目の実施（全役職員対象375人：６月） ・外部業者を使ったペネトレーションテストの実施（８月）及び厚労省によるペネトレーションテストの実施（10月） ・厚労省による情報セキュリティ監査実施（12月） ・情報セキュリティ対策に関する内部監査実施（７月、１月） ・支部に対する業務及びシステム監査を行った（10月（林、２件）、１月（林）、２～３月（建、２件）） ・建退共については、支部事務局長・担当者意見交換会において、統括情報セキュリティ責任者（総務部長）が情報セキュリティに関する研修を実施（７月） ・清退共については、日本酒造組合中央会の全国事務担当者会議において、個人情報保護体制の強化等について依頼（１月） ・厚労省主催の情報セキュリティ集合研修に参加（11月５名、２月５名） ・民間企業主催のセキュリティ対策における運用とインシデント対応体制等の研修に参加（11月２名） ・情報通信研究機構主催の実践的サイバー防御演習ＣＹＤＥＲ研修に参加（12月４名） ・業務系システム保守委託事業者によるバックアップ体制の構築（５月） ・ＪＰＣＥＲＴ加入（１月） ・メールシステムへのサイバー攻撃を受けたメールシステムの対策強化（メールシステムの設定変更、フィルタリング機能強化等）（１月） ・メールシステム保守委託事業者によるバックアップ体制強化に向けた検討開始（１月：６月体制整備完了） ・インシデント対応手順表の策定（３月） 【29年度】 （１）組織体制面 ・ＪＰＣＥＲＴの情報共有会に参加し、他社との情報共有・意見交換を実施（９月、12月、３月） ・第二ＧＳＯＣの運用報告会に参加（１月） ・保守受託業者によるWeb、メールシステムの月次報告を10月より開始 ・デュアルサーバープロジェクトチーム第５回会合の開催（６月） 　５月のＧＷに業務系システムと情報系システムの物理的分離が完了したため、このプロジェクトチームの目的は達成されたことから、解散することを決定 ・理事長をＣＩＳＯに置くなど、セキュリティにおける組織体制を見直すとともに、今まで明文化されていなかったＣＳＩＲＴについて体制を確立 ・ハード、ソフトウェア両面での情報セキュリティ対策に関する最新情報の入手に努めた （２）設備面 ・改定後の情報セキュリティ対策基準（以下、「新対策基準」という）の要件を満たすため、事務室やサーバ室等における管理台帳の記入や立入禁止の紙を貼るなど、情報管理のための措置を講じた ・Webサーバにウイルス対策ソフトの導入（１月） ・ホームページへのサイバー攻撃に対処するため、ＷＡＦ機器を導入（３月） ・業務系・情報系ネットワークの物理的分離を実施（５月） ・毎週定期的に、更新プログラムのインストールおよび完全スキャンを実施 （３）運用面 ・新規採用した職員を対象にセキュリティ研修の実施（４月、10月）	・各退職金共済事業、財形事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財産形成持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「理事会」「業務運営・推進会議」及び「契約監視委員会」等を定期的に開催した。 ・リスク管理・コンプライアンス委員会において、機構全体のリスクを俯瞰し、対策を講じるために作成したリスクマップについて議論を行い、施策実施や経営資源配分の優先順位に関する認識の共有化とリスク低減策を継続的に検討する体制を確立するとともに、コンプライアンスに関する審議を行った。 ・両委員会について、審議概要等をホームページで公表した。 ・業務の有効性及び効率性については、平成27年10月に設置した資産運用委員会において、中退共の基本ポートフォリオの効率性の検証を行い、見直しを行った。 ・厚生労働省及び当機構独自の情報セキュリティ監査等を通じて必要とされる対応を行っているほか、組織体制面、ハード面、ソフト面などにわたって多面的な検討を行うとともに対策を講じた。		

				・世界同時サイバーテロを受けて、不審メールに対する職員への注意喚起を実施（５月２回） ・機構において情報漏えいが起きたと仮定した抜線訓練を実施（７月） ・情報セキュリティ対策に関する内部監査実施（７月、１月） ・ＮＩＳＣのマネジメント監査に備え、厚生労働省のサイバーセキュリティ参事官室に来訪いただき、対策や指導を受けた ・支部に対する業務及びシステム監査の実施（建退共福岡県支部７月、 建退共石川県支部９月、建退共栃木県支部２月 林退共山口支部１月）。 ・ＮＩＳＣによるセキュリティ研修に参加 ○ＣＳＲＩＴ研修 7/10、7/31、10/10、10/31、1/30、12/19、3/6 ○ＮＩＳＣ勉強会 7/26、10/10～11、3/1 ・政府統一基準の改正に伴い機構対策基準を改訂したほか、各手順書に沿った申請様式を作成し、運用を開始（10 月） ・厚生労働省による CSIRT 訓練の実施（10 月） ・全役職員を対象とした情報セキュリティ研修の実施（10/23～26） ・全役職員を対象とした標的型メール訓練の実施（10 月） ・外部委託による Web、メールシステムのペネトレーションテストの実施（10 月　２回） ・厚生労働省主催の情報セキュリティに関する集合研修会の参加（11 月） ・厚生労働省による標的型メール訓練の実施（11 月） ・８月に発生した、なりすましメール及びホームページ閉鎖事案について、厚生労働省へ報告を行った ・休日・夜間のメール送受信及び機構内部からのウェブサイトの閲覧の制限（11 月）。 ・ＮＩＳＣマネジメント監査のための予備ヒアリングが行われ、ＣＩＳＯへのインタビューを実施（12 月） ・ＮＩＳＣによる情報マネジメント監査の実施（１月） ・ＮＩＳＣによるペネトレーションテストの実施（１月） ・情報セキュリティセルフチェックを実施（３月） ・ＮＩＳＣのＣＳＲＩＴ訓練に参加（３月） ・外部のサイバーセキュリティ対策セミナーに出席（６月　４名） ・民間のセキュリティセミナーに出席（６月　２名） ・ＳＥＣセミナー（ＩＰＡ）に出席（12 月　２名） ・情報セキュリティ研修（厚生労働省）に出席（２月 １名） ・ＩＰＡセミナーに出席（３月 １名） ・保守受託事業者との情報・意見交換を行った	・組織体制面については、情報セキュリティについては総務部ラインに一元化し、責任体制を明確化したほか、情報セキュリティ委員会の委員長や最高情報セキュリティ責任者（ＣＩＳＯ）を理事長とするなど、責任体制の明確化と全機構的な観点から情報セキュリティの確保が図られるよう改正を図った。 また、当機構においては、業務の性格上、その大部分に情報システムを活用していることから「システム化委員会」を新設し、情報セキュリティの確保を前提としたシステム化を計画的・整合的に推進する体制を構築した。特に、喫緊の課題であった機構内ネットワークにおける情報系及び業務系の物理的完全分離については、本件を推進するためのプロジェクト（ＤＳＰＴ、デュアルサーバープロジェクトチーム）を組織して取り組んだ。 併せて、サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘した「ＣＩＯ補佐官報告会」を設置し、情報システムに関して助言を受けた。さらに、監査室及び監事によるモニタリング体制の強化等を実施し、平成 29 年 5 月に実施した。 ・ハード面については、機構内システムの業務系と情報系の論理的分離の完成に加えて物理的分離及び業務系ＮＡＳのサーバ化、ＷＡＦの導入な		

					どの物理的な面からの更なるセキュリティ強化を図った。 ・ソフト面その他については、ヒューマンエラー発生防止の観点も含め新規採用職員及び全職員を対象とした情報セキュリティ研修の実施、標的型メール訓練やインシデント発生訓練など情報セキュリティ意識の向上と対応手順の確認等を実施した。また、情報セキュリティ委員会において、インシデント発生時の対応について法律の専門家にも確認を行った上で全機構的な観点から整理したインシデント対応手順表等の策定、最新の政府統一基準に準拠した情報セキュリティのための対策基準の見直し及び対策推進計画の策定に係る審議を行った。また、外部のセキュリティ情報団体に加入するとともに、民間企業や独立行政法人主催の研修・演習に参加するなど最新の情報セキュリティ情報の収集体制の強化等の対応を行った。 ・政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を実施し、日々のセキュリティ対策の運用において最新のセキュリティレベルを維持している。 ・政府の方針を踏まえ、内閣官房情報セキュリティセンター（ＮＩＳＣ）からのセキュリティ情報を管理者等へ提供して注意喚起を行うとともに、「新入職員及び情報システム管理担当者等のセキュリテ		

					ィ研修会」を実施している。 また、日々のセキュリティ対策の運用においても、毎週（水曜日）業務終了後セキュリティプログラムの更新を行い、最新のセキュリティレベルを維持している。 ＜今後の課題の対応＞ 資産運用業務においては、日本版スチュワードシップ・コード改訂や受託者としての fiduciary duty に関する議論を踏まえると、アセット･オーナーとして運用委託先の管理に、役員がより積極的に関与すると共に、より専門的な知識を求められることになる。 そうした状況を踏まえ、外部コンサルタントと、その保有する情報とデータベースを従来以上に積極的に活用する。 また、運用委託先とのエンゲージメント等スチュワードシップ活動にも、役員が積極的に関与する。	＜今後の課題＞ サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法の改正を踏まえ、同法に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図ることが必要である。 内部統制の強化を図るため、中期計画・年度計画の進捗状況を各事業部の運営委員会や資産運用委員会での報告・審議等を通じて PDCA サイクルを適切に機能させ、効率的かつ効果的な組織運営を確保することが必要である。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見） 情報セキュリティの取組については、非常に機構として努力していると感じ、高く評価できる。 中退共の資産運用（体制）については、組織の規模で、どこをどのように特化していくかという戦略	

						を検討してもらいたい。	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２―２	５ 業務運営の効率化に伴う経費削減　（１）一般管理費及び業務経費 （２）人件費		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（計画値）（千円）	中期目標期間最終年度 251,421		286,093	277,415	268,744	260,080	251,421	
一般管理費（実績値）（千円）			200,559	192,125	257,875	235,216	230,997	
上記削減率（%）	最終年度までに平成24 年度予算額（295,788 千円）に比べて 15%以上の削減		32.2%	35.0%	12.8%	20.5%	21.9%	
業務経費（計画値）（千円）	中期目標期間最終年度 4,699,564		4,990,687	4,934,185	4,877,499	4,819,307	4,666,935	
業務経費（実績値）（千円）			4,015,874	3,971,061	4,161,315	4,352,015	4,177,356	
上記削減率（%）	最終年度までに平成24 年度予算額（5,081,381 千円）に比べて５％以上の削減		21.0%	21.9%	18.1%	14.4%	17.8%	

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
４　業務運営の効率化に伴う経費節減 **（１）一般管理費及び業務経費** 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再	**５　業務運営の効率化に伴う経費節減** **（１）一般管理費及び業務経費** 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システム	＜定量的指標＞ ・　業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）について	＜主要な業務実績＞ **５　業務運営の効率化に伴う経費節減** **（１）一般管理費及び業務経費** ○平成 24 年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については、平成 25 年度は 32.2%、平成 26 年度は 35. 0%、平成 27 年度は 12.8%、平成 28 年度は 20.5%、平成 29 年度は 21.9%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成 25 年度は 21.0%、平成 26 年度は 21.9%、平成 27 年度は 18.1%、平成 28 年度は 14.4%、平成 29 年度は 17.8%の削減を行った。 一般管理費	＜評定と根拠＞ 評定：B 平成 24 年度予算額に対し、一般管理費（人件費を除く。）については 21.9%、業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については 17.8%の削減を行った。 このため、平成 29 年度において一般管理費（人件費を除く。）については、平成 24 年度予算額に比べて 15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る	評定　B 〈評定に至った理由〉 各年度において、一般管理費及び業務経費の削減について取り組まれており、定量的指標については、平成 29 年度までに目標を達成しうる水準を維持していることなどから「B」評価とする。詳細は以下のとおり。 平成 24 年度予算額に対し、一般管理費（人件費	評定

構築等の新規追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて５%以上の削減を行うこと。

（２）人件費

総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとすること。

また、機構の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計

の改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて５%以上の削減を行う。

（２）人件費

総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況について公表するものとする。

は、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて５%以上の削減が行われているか。

＜その他の指標＞
なし

＜評価の視点＞
・　国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。

・　総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえ厳しく見直しているか。

・　給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。）

【平成24年度（基準額）　295,788千円】　（単位：千円）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
決算額	200,559	192,125	257,875	235,216	230,997
削減率	95,229 （△32.2%）	103,663 （△35.0%）	37,913 （△12.8%）	60,572 （△20.5%）	64,791 （△21.9%）

業務経費

【平成24年度（基準額）　5,081,381千円】　（単位：千円）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
決算額	4,015,874	3,971,061	4,161,315	4,352,015	4,177,356
削減率	1,065,507 （△21.0%）	1,110,320 （△21.9%）	920,066 （△18.1%）	729,366 （△14.4%）	904,025 （△17.8%）

（２）人件費

機構の平成25～平成29年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。

①･②　年齢のみで比較した対国家公務員指数は平成25年度114.2、平成26年度114.9、平成27年度115.4、平成28年度114.8、平成29年度114.8となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。
勤務地域を考慮した地域勘案指数では、平成25年度101.1、平成26年度101.4、平成27年度102.1、平成28年度101.1、平成29年度101.0、地域・学歴勘案では平成25年度102.6、平成26年度102.5、平成27年度103.2、平成28年度101.7、平成29年度101.3と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。

③･④　支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、平成25年度1.1%、平成26年度1.2%、平成27年度1.1%、平成28年度1.1%、平成29年度1.2%と極めて小さい。
（国からの財政支出額 8,898百万円、支出予算の総額780,320百万円：平成25年度予算）
（国からの財政支出額 8,898百万円、支出予算の総額751,034百万円：平成26年度予算）
（国からの財政支出額 8,372百万円、支出予算の総額741,173百万円：平成27年度予算）

貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて５%以上の削減となった。これらを踏まえ、Ｂと評価する。

＜評価の視点に対する措置＞
・諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。

・総人件費については、超過勤務管理の徹底等を行いつつ、政府の取組を踏まえて適切に対応した。

・東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、引き続き国家公務員よりも低い水準に留めている。
【25年度】　12%
【26年度】　12%
【27年度】　13.5%
【28年度】　14%
【29年度】　14%

・年齢のみで比較した対国家公務員指数は平成25年度114.2、平成26年度114.9、

を除く。）は、平成28年度に20.5%の削減を行った。
業務経費（新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については同14.4%削減した。
諸手当は国準拠である、機構独自の手当等は設けていない。
総人件費は平成25年度において前年度比2.6%削減した。

	画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。	①　職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。 ②　事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。 ③　国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。 ④　その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。	・　国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。（政・独委評価の視点） ・　法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われてい	（国からの財政支出額 8,224百万円、支出予算の総額723,196百万円：平成28年度予算） （国からの財政支出額 8,469百万円、支出予算の総額694,107百万円：平成29年度予算） さらに、類似の業務を行っている民間事業者である保険業（保険媒介代理業、保険サービス業含む）との比較でも、平成25年度90.0、平成26年度99.2、平成27年度99.5、平成28年度99.3、平成29年度95.4と低い水準に抑えられている（賃金構造基本統計調査との比較）。 ・支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、平成25年度1.1%、平成26年度1.2%、平成27年度1.1%、平成28年度1.1%、平成29年度1.2%と極めて小さい。	平成27年度115.4、平成28年度114.8、平成29年度114.8となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当（特別都市手当）の額が国家公務員に支給される手当（地域手当）の額の平均よりも高くなっていることによるものである。 勤務地域を考慮した地域勘案指数では、平成25年度101.1、平成26年度101.4、平成27年度102.1、平成28年度101.1、平成29年度101.0、地域・学歴勘案では平成25年度102.6、平成26年度102.5、平成27年度103.2、平成28年度101.7、平成29年度101.3と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。 ・支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、平成25年度1.1%、平成26年度1.2%、平成27年度1.1%、平成28年度1.1%、平成29年度1.2%と極めて小さい。 ・法定外福利費の支出については、平成20年度早々に見直しを行い、現在支出しているのは、安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談に係る費用等職員の健康管理に必要な費用のみであ		

			るか。（政・独委評価の視点）		る。 ＜今後の課題の対応＞ 各年度の経費の決算状況を踏まえて、前年度の決算額を超えているものついては分析等を行い、経費削減に努める。 人件費についても引き続き検証を行い、必要な対応を図る。	＜今後の課題＞ 中期目標期間中の各年度の決算の状況を踏まえ、引き続き経費削減に努める必要がある。 また、人件費についても引き続き検討を行い、必要な対応を図ることが重要である。	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
２―３	５ 業務運営の効率化に伴う経費削減　（３）契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
	（３）契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 ①　公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施	**（３）契約の適正化の推進** 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 ①　公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づ	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・　公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。	＜主要な業務実績＞ **（３）契約の適正化の推進** 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組を実施した。 監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募等の点検・見直しを実施した。 また、「調達等合理化計画」をホームページに公表した。 さらに、27 年度より総務担当理事（兼内部統制担当理事）を総括責任者とした監査室併任職員をメンバーとする調達等合理化検討チームにおいて、調達の決裁時に点検をするとともに、調達の決裁を回付する前に役員及び調達等合理化検討チームに事前説明をする場を設け、調達の必要性、調達の内容等に関してチェックを行った。 ①　監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募等の点検・見直しを実施した。 また、平成 27 年度より「調達等合理化計画」を、契約監視委員会による点検を受けた後に決定し公表した。 （契約監視委員会開催回数） 【25 年度】　３回 【26 年度】　３回 【27 年度】　３回 【28 年度】　３回	＜評定と根拠＞ 評定：B 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「調達等合理化計画」に基づく取組の着実な実施や監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についての徹底的なチェック等により、契約の適正化を推進した。 これらを踏まえ、Ｂと評価する。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・平成 27 年度より「調達等合理化計画」を作成しホームページに公表を行った。また取組を着実に実施するため、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行	評定　B 〈評定に至った理由〉 各年度において公正かつ透明な調達を図るための種々の取組が行われており所期の計画どおり実施されていることから「Ｂ」評価とする。詳細は以下のとおり。 外部有識者による契約監視委員会を開催し、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得た。 一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行った。また、「一者応札･一者応募」に	評定

	すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	く取組を着実に実施する。 ② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図る。 ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けることとする。	・ 一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保が図られているか。 ・ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。	【29 年度】 3 回 更に、同計画を推進するため総務担当理事（兼内部統制担当理事）を総括責任者とし、監査室併任職員をメンバーとする調達等合理化検討チームを構成し、調達の決裁時に点検をするとともに、調達の決裁を回付する前に役員及び調達等合理化検討チームに事前説明をする場を設け、調達の必要性、調達の内容等に関してチェックを受ける（指摘事項の対応状況を調達等合理化検討チームメンバーが決裁時に確認することによりダブルチェックともなる）体制を確保した。 ② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図った。また、「一者応札･一者応募」に係る改善方策についてホームページで公表した。 新たな取組として、入札辞退届に理由欄を設けるとともに、入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、聞き取りを実施し改善策を検討した。 ③ 入札及び契約について適正化等の監査を受けるため「随意契約一覧表」及び一者応札・応募による契約内容を提出し、監事による業務監査や会計監査人による監査を受けた。	った。 ・一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保を図った。また、「一者応札･一者応募」に係る改善方策についてホームページで公表している。 ・監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた ・外部有識者による契約監視委員会を開催し、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。 （有識者からの意見に対する回答） プログラムの複雑性や納期等により現保守業者による随意契約は必然的に多くなってしまう傾向はあるが、価格交渉等を行いコスト削減に努め、また改修内容の見直しや他事業者へのコンタクトを取り、安易に随意契約を結ばず、透明性を確保した契約をするよう努力したい。	係る改善方策についてホームページで公表した。 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けた。 平成 27 年度より「調達等合理化計画」を作成しホームページに公表を行った。また取組を着実に実施するため、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行った。 <その他事項> （有識者からの意見） ・次期中期期間におけるシステム改修等の調達については、安易に随意契約でやるということではなく、透明性を確保していただきたい。	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３―１	Ⅰ　退職金共済事業　１　累積欠損金の処理		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間最終年度値等）	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	（参考情報）当該年度までの累積値等、必要な情報
累損解消計画の年度ごとの解消目安額	毎年度 92 百万円		92 百万円	92 百万円	92 百万円	92 百万円	92 百万円	
累積欠損金額		1,095 百万円	1,002 百万円	795 百万円	911 百万円	776 百万円	572 百万円	
解消額			93 百万円	207 百万円	△115 百万円	135 百万円	204 百万円	
達成度	計画の解消目安額に対する実績達成率		101%	225%	△125%	147%	221%	
財政検証時（H26）の累積欠損金解消の見直し				1,023 百万円	1,039 百万円	909 百万円	776 百万円	

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
第４ 財務内容の改善に関する事項 **Ⅰ　退職金共済事業** **１　累積欠損金の処理** 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成 17 年 10 月に策定した「累積欠損金解消計	**第３ 財務内容の改善に関する事項** **Ⅰ　退職金共済事業** **１　累積欠損金の処理** 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成 17 年 10 月	＜定量的指標＞ ・　累損解消計画の年度ごとの解消目安額林退 92 百万円を達成しているか。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ 累積欠損金が生じている林退共事業においては、平成 17 年 10 月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿って累積欠損金の解消に努めている。 また、平成 26 年 12 月の労政審中退部会の取りまとめにおいて、制度の安定的運営のための一連の改善策（①予定運用利回りの引下げと掛金日額の引上げ（平成 27 年 10 月）、②業務経費の削減（平成 27 年度～）、③中退共との合同運用の実施（平成 28 年４月～）、④加入促進対策の強化）が示され、順次実施された。 機構においては、業務経費の削減、中退共との合同運用、加入促進対策等に取り組んだ。資産運用については、平成 28 年４月には、改正中退法が施行され、合同運用が可能となったことから、資産運用委員会、運営委員会の議を経て、金銭信託における中退共との合同運用を開始した（期待収益率 1.32%→1.66%）。 この結果、平成 28 年度の委託運用利回りは 4.70%と、マイナス金利政策導入に伴い委託運用において高利回りが実現した前年度の 4.20%を上回った。この間、金利低下を受けて自家運用利回りが引き続き低下したため、全体の運用利回りは 2.10%と前年度（2.23%）をやや下回ったが、295 百万円の運用収入を確保した。 その後、平成 29 年２月の中退共ポートフォリオ改定に伴い、期待収益率は 0.89%に低下したが、平成 29 年度においても、前年度並みの運用収入 296 百万円と運用利回り	＜自己評価＞ 評定：A 日銀のマイナス金利政策導入に伴い、平成 27 年度以降、新規国債利回りがゼロ%前後で低迷する状況が続き、平成 26 年度の財政検証時の林退共制度設計の前提となった国債利回りの推計（27 年度末 1.5%、28 年度末 1.9%、29 年度末 2.1%）と大幅な乖離が生じるなど厳しい環境下で累積欠損金の解消に取り組むこととなった。 金融情勢が当初の予測と大きく乖離する中においても、平成 26 年度の労政審中退部会において示された４つの改善策を踏まえて関係機関と協議を重ねるとともに、業務システム等の見直しを短期間に行い、着実に取り組んだ（①予定運用利回りの引下げ、掛	評定　B 〈評定に至った理由〉 平成 27 年度を除き、林退共に係る解消目安額 92 百万円を達成しているとともに、中退共との合同運用の実施により一定の成果が見られる等、各年度においておおむね目標を達成しうる水準を維持していることから「B」評価とする。詳細は以下のとおり。 ４つの改善策（①予定運用利回りの引下げと掛金日額の引上げ、②業務経費の削減、③中退共との合同運用の実施、④加入	評定

	画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。	に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。		（2.04%）を確保し、当期利益金 204 百万円を計上した。 加入促進対策については、従来から行っている業界団体や都道府県対象の取組に加えて、事業体や就労者を対象とした取組を開始した。具体的には、平成 28 年度より林業大学校を訪問し、将来の林業就労者に対して林退共制度の説明を開始し、平成 29 年度からは、林業事業体が参加する林業雇用管理セミナーにおいて、林退共制度の説明を実施した。 これらの取組の結果、平成 25 年度から平成 29 年度までの５年間で累積欠損金は 524 百万円減少し、累積欠損金は第 2 期中期目標期間最終年度末の 1,095 百万円から第３期中期目標期間最終年度末の 572 百万円まで改善した。 これは、平成 26 年度の財政検証時の推計における累積欠損金額の平成 29 年度見込み（776 百万円）を下回る水準となっている。 累積欠損金の削減目標（毎年度 92 百万円）は、中期計画期間５年間では 460 百万円であるが（92 百万円×５＝460 百万円）、実績では 524 百万円の累積欠損金を削減しており、５年分の削減目標を 62 百万円上回った。 なお、平成 17 年度に策定された「累積欠損金解消計画」については、計画策定当時から金融経済情勢等が大きく変化していることから、平成 31 年度までに実施することが予定されている財政検証の結果を踏まえて見直すこととなっている。	金日額の引上げ（12 年ぶりの引下げ。平成 27 年 10 月～）、②業務費用の縮減（給付経理からの繰入を平成 27 年度以降、約 10 百万円削減）、③中退共との合同運用（中退法改正。平成 28 年度～）、④加入促進対策（「緑の雇用」現場技能者育成対策事業の拡充等。平成 27 年度～）。 その結果、第３期中期計画における定量的指標である「累積欠損金解消額」は 524 百万円に達し、累損解消目標額（460 百万円）に対する達成度は 114%となった（平成 29 年度末の累積欠損金額 572 百万円は、「累積欠損金解消計画」が策定された平成 17 年度以降でもっとも低い水準。）。 このように、定量的指標について一定の成果（114%）を上げたこと、林退共制度の改善策について、関係機関と連携して取り組み、着実な成果が得られたことを総括し、評定をＡとした。 なお、第３期中期計画の定量的指標「毎年度 92 百万円の累積欠損金解消」について、平成 25 年度から 29 年度までの各年度実績をみると、平成 27 年度のみ 115 百万円の損失を計上しているが、その他の年度においては、年度目標である 92 百万円以上の累積欠損金を解消している（25 年度 93 百万円、26 年度 207 百万円、27 年度 115 百万円、28 年度 135 百万円、29 年度 204 百万円。）。 平成 27 年度に 92 百万円の累積欠損金を解消できなかった理由は、平成 26 年度の財政検証を踏まえて 12 年ぶりに責任準備金単価が引き上げられたことに伴い、平成 27 年度の責任準備金額が前年度から 368 百万円も増加したことによるものであり、この責任準備金単価の引上げがなければ、平成 27 年度目標及び中期目標についても 120%以上の	促進対策の強化）については、これらの実施により平成 28 年度までは収益が改善した。	

			＜評価の視点＞ ・　健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。 ・　事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。		達成率となっていたところである。 ＜評価の視点に対する措置＞ 　累積欠損金が生じている林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った累積欠損金の解消に努めている。 　また、平成26年12月の労政審中退部会の取りまとめにおいて、制度の安定的運営のための一連の改善策（①予定運用利回りの引下げと掛金日額の引上げ（平成27年10月）、②業務経費の削減（平成27年度～）、③中退共との合同運用の実施（平成28年4月～）、④加入促進対策の強化）が示され、順次実施された。 　これを踏まえて、業務経費の削減、加入促進対策等に取り組んだ。 　資産運用については、平成28年4月には、改正中退法が施行され、合同運用が可能となったことから、資産運用委員会、運営委員会の議を経て、金銭信託における中退共との合同運用を開始した（期待収益率1.32%→1.66%）。この結果、平成28年度の委託運用利回りは4.70%と、マイナス金利政策導入による金利の急低下で高利回りが実現した前年度の4.20%を上回った。この間、金利低下を受けて自家運用利回りが引き続き低下したため、全体の運用利回りは2.10%と前年度（2.23%）をやや下回ったが、295百万円の運用収入を確保した。平成29年度においても、前年度並みの運用収入296百万円と運用利回り（2.04%）を確保し、当期利益金204百万円を計上した。 　これらの取組の結果、平成25年度から平成29年度にかけて累積欠損金は524百万円減少し、累積欠損金額は572百万円となった。		

					なお、この額は、平成 26 年度の財政検証時の累積欠損金見直し（平成 28 年度 909 百万円、平成 29 年度 776 百万円）の平成 29 年度の目標水準を達成している。 中期計画期間において累積欠損金を毎年度 92 百万円ずつ削減（92 百万円×５＝460 百万円）するという累積欠損金解消計画の目標額を 62 百万円上回っている。 ＜今後の課題の対応＞ （有識者からの意見に対する回答） 2019（平成 31）年度までに行われる予定の財政検証（中小企業退職金共済法までに被共済者の実態調査を行い、資産運用における中退共事業との合同運用部分の割合を退職金支給に必要な流動性を確保した上でどの程度まで高くできるかについて、検討を行う。	＜今後の課題＞ 林退共制度については累積欠損金解消計画の達成が困難となっているため、金利動向などの環境を踏まえ、今後の見通しを精査した上で、同計画を見直し、着実な累積欠損金の解消を図る必要がある。 ＜その他事項＞ （有識者からの意見） 林退共制度における累積欠損金の解消について、加入者の動向と年間の支払う退職金の水準などの将来のシミュレーションなども見ていただき、資産運用方法に工夫の余地があれば、是非検討していただきたい。	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３―２	Ⅰ 退職金共済事業　２ 健全な資産運用等		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	ベンチマーク	概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスの達成							

＜２５年度＞

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は当該年度にパフォーマンスが良好だったスペイン国債が、中退共資産の運用ガイドラインに定める格付基準に抵触したことにより投資できなかった影響によるものである。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.67%	0.58%	0.09%
国内株式	18.64%	18.56%	0.08%
外国債券	14.73%	15.28%	△0.55%
外国株式	34.28%	32.43%	1.85%
合計	13.91%	―	0.28%

※委託金額合計　1,794,052 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追随できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比＋0.24%）となった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.69%	0.58%	0.11%
国内株式	20.67%	18.56%	2.11%
外国債券	15.43%	15.28%	0.15%
外国株式	32.79%	32.43%	0.36%
短期資産	△0.03%	0.04%	△0.07%
合計	8.23%	7.75%	0.49%

※委託金額合計　278,987 百万円

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%
国内株式	20.05%	18.56%	1.48%
外国債券	14.80%	15.28%	△0.48%
外国株式	33.49%	32.43%	1.06%
短期資産	0.02%	0.04%	△0.02%
合計	7.18%	6.93%	0.24%

※委託金額合計　13,754 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内株式がベンチマークを上回った。国内債券、外国債券、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は国内債券では国債のみの運営を継続する中、堅調に推移した事業債のアンダーウェイトがマイナス寄与、外国債券及び外国株式ではカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比＋0.52%）となった。前年度は全ての個別資産がマイナスであったが、今年度はマイナス幅の減少及び国内株式が大きくプラスとなったため、全体ではマイナスからプラスへ転じた。

なお、基本ポートフォリオを平成 26 年２月 28 日に変更し、３月中に４資産が２資産となったため、外国債券及び外国株式の時間加重収益率とベンチマークは２月までの収益率である。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率

国内債券	0.42%	0.58%	△0.16%
国内株式	22.38%	18.56%	3.82%
外国債券	13.22%	13.93%	△0.71%
外国株式	30.79%	30.83%	△0.03%
合計	5.75%	5.23%	0.52%

※委託金額合計　719 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追随できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比＋0.07%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%
国内株式	19.96%	18.56%	1.40%
外国債券	14.67%	15.28%	△0.61%
合計	2.85%	2.78%	0.07%

※委託金額合計　4,756 百万円

＜２６年度＞

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国債券、外国株式はベンチマークを下回った。
なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.14%	2.97%	0.17%
国内株式	29.10%	30.69%	△1.59%
外国債券	11.87%	12.28%	△0.41%
外国株式	23.38%	23.54%	△0.15%
合計	14.68%	―	△0.32%

※委託金額合計　1,860,103 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、外国債券はベンチマークを上回った。国内株式、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はともに銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比＋0.33%）となった。
建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券はベンチマークを上回った。外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比＋0.64%）となった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.31%	2.97%	0.34%
国内株式	29.52%	30.69%	△1.17%
外国債券	12.33%	12.28%	0.05%
外国株式	23.48%	23.54%	△0.06%
短期資産	0.34%	0.03%	0.30%
合計	9.99%	9.66%	0.33%

※委託金額合計　306,170 百万円

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.26%	2.97%	0.29%
国内株式	34.49%	30.69%	3.81%
外国債券	12.29%	12.28%	0.01%
外国株式	22.09%	23.54%	△1.45%
短期資産	0.35%	0.03%	0.31%
合計	9.39%	8.75%	0.64%

※委託金額合計　15,011 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.12%	2.97%	0.15%
国内株式	31.90%	30.69%	1.21%
合計	14.55%	13.47%	1.09%

※委託金額合計　821 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比＋0.28%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.01%	2.97%	0.04%
国内株式	34.69%	30.69%	4.00%
外国債券	12.15%	12.28%	△0.13%
合計	5.75%	5.47%	0.28%

※委託金額合計　5,015 百万円

＜２７年度＞

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、国内債券、外国債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国株式はベンチマークを下回った。ベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.65%	5.40%	0.25%
国内株式	△11.39%	△10.82%	△0.57%
外国債券	△2.63%	△2.74%	0.11%
外国株式	△9.25%	△8.64%	△0.60%
合計	△2.63%	―	△0.12%

※委託金額合計　1,842,546 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券はベンチマークを上回った。外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比＋0.49%）となった。

なお、基本ポートフォリオを平成 28 年３月１日に変更し、３月中に５資産が４資産となったため、短期資産の時間加重収益率とベンチマークは２月までの収益率である。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.99%	5.40%	0.59%
国内株式	△9.97%	△10.82%	0.85%
外国債券	△2.58%	△2.74%	0.16%
外国株式	△8.50%	△8.64%	0.14%
短期資産	0.17%	0.03%	0.15%
合計	1.35%	1.07%	0.28%

※委託金額合計　300,436 百万円

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.67%	5.40%	0.26%
国内株式	△6.60%	△10.82%	4.22%
外国債券	△2.72%	△2.74%	0.02%
外国株式	△11.31%	△8.64%	△2.66%
短期資産	0.00%	0.03%	△0.02%
合計	2.16%	1.68%	0.49%

※委託金額合計　14,898 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.86%	5.40%	0.45%
国内株式	△8.25%	△10.82%	2.57%
合計	△0.02%	△0.81%	0.78%

※委託金額合計　819 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式はベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比＋0.78%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率

国内債券	5.97%	5.40%	0.56%
国内株式	△6.70%	△10.82%	4.12%
外国債券	△2.94%	△2.74%	△0.19%
合計	4.57%	3.79%	0.78%

※委託金額合計　5,230 百万円

＜２８年度＞

中退共事業においては、数値目標の評価を受けるための委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、外国株式ではベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国債券ではベンチマークを上回った。外国株式がベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△1.04%	△1.15%	0.11%
国内株式	15.49%	14.69%	0.80%
外国債券	△1.89%	△4.15%	2.26%
外国株式	14.09%	14.51%	△0.41%
合計	4.77%	－	0.62%

※1. 委託金額合計　1,928,281 百万円

※2. 基本ポートフォリオ改定に伴い、平成 29 年２月１日に外国債券のベンチマークを為替ヘッジ付きの指数に変更した。収益率の差＋2.26%のうち、為替ヘッジを平成 28 年 12 月末に先行して実施した影響＋2.04%が平成 29 年１月に発生している。

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、外国債券はベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国株式はベンチマークを上回った。外国債券がベンチマークを下回ったのは、米国大統領選後の市場動向を読み切れなかったためであるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内株式、外国債券はベンチマークを下回ったものの、国内債券、外国株式はベンチマークを上回った。国内株式においてベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。外国債券においては給付経理と同様である。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△1.00%	△1.15%	0.16%
国内株式	15.44%	14.69%	0.75%
外国債券	△5.64%	△5.41%	△0.23%
外国株式	15.46%	14.51%	0.95%
合計	2.58%	2.46%	0.12%

※委託金額合計　307,464 百万円

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△0.97%	△1.15%	0.18%
国内株式	12.59%	14.69%	△2.10%
外国債券	△5.84%	△5.41%	△0.43%
外国株式	15.08%	14.51%	0.57%
合計	1.61%	1.85%	△0.24%

※委託金額合計　15,102 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△1.04%	△1.15%	0.12%
国内株式	15.61%	14.69%	0.92%
合計	5.80%	5.22%	0.57%

※委託金額合計　864 百万円

林退共事業においては、数値目標の評価を受けるための委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、外国株式ではベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国債券ではベンチマークを上回った。外国株式がベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	△1.04%	△1.15%	0.11%

国内株式	15.49%	14.69%	0.80%
外国債券	△1.89%	△4.15%	2.26%
外国株式	14.09%	14.51%	△0.41%
合計	4.77%	－	0.62%

※1. 委託金額合計　5,178 百万円
※2. 基本ポートフォリオ改定に伴い、平成 29 年２月１日に外国債券のベンチマークを為替ヘッジ付きの指数に変更した。収益率の差+2.26%のうち、為替ヘッジを平成 28 年 12 月末に先行して実施した影響+2.04%が平成 29 年１月に発生している。

＜２９年度＞　＜第３期通期＞

中退共事業について、数値目標の評価対象である委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスをみると、平成 29 年度については、外国債券ではベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国株式ではベンチマークを上回った。外国債券がベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。第３期通期で見ると、国内株式においてベンチマークを僅かながら下回ったものの、それ以外の３資産（国内債券、外国債券、外国株式）ではベンチマークを上回った。
なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。

＜２９年度＞

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.05%	0.90%	0.15%
国内株式	16.38%	15.87%	0.51%
外国債券	0.78%	0.93%	△0.15%
外国株式	11.91%	8.47%	3.45%
合計	4.79%	－	0.39%

※委託金額合計　2,018,640 百万円

＜第３期通期＞

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.87%	1.72%	0.15%
国内株式	12.77%	12.92%	△0.15%
外国債券	4.32%	4.02%	0.30%
外国株式	13.93%	13.17%	0.76%
合計	6.91%	－	0.23%

※超過収益率は、年率換算した数値である。

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。
第３期通期で見ると、４資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式）でベンチマークを上回った。

＜２９年度＞

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.14%	0.90%	0.24%
国内株式	17.91%	15.87%	2.05%
外国債券	4.76%	4.23%	0.53%
外国株式	8.87%	8.47%	0.40%
合計	4.83%	4.20%	0.63%

※委託金額合計　321,541 百万円

＜第３期通期＞

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	2.00%	1.72%	0.28%
国内株式	13.88%	12.92%	0.95%
外国債券	4.54%	4.42%	0.13%
外国株式	13.53%	13.17%	0.36%
合計	5.35%	4.98%	0.37%

※建退共収益率はファンド、ベンチマーク共に修正ディーツ法
※ファンド合計には短期資金の収益率含む

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、外国債券はベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国株式はベンチマークを上回った。外国債券においてベンチマークを下回った主な要因は、個別資産効果（金利選択要因）であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。第３期通期で見ると、外国債券、外国株式においてベンチマークを僅かながら下回ったものの、それ以外の２資産（国内債券、国内株式）ではベンチマークを上回った。

＜２９年度＞

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.28%	0.90%	0.37%
国内株式	27.00%	15.87%	11.13%
外国債券	4.04%	4.23%	△0.19%
外国株式	11.03%	8.47%	2.56%

＜第３期通期＞

建退共 （特別給付経理）	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.95%	1.72%	0.24%
国内株式	16.61%	12.92%	3.69%
外国債券	4.20%	4.42%	△0.21%
外国株式	13.05%	13.17%	△0.12%

合計	5.35%	3.56%	1.78%

※委託金額合計　15,371 百万円

合計	5.10%	4.52%	0.58%

※建退共収益率はファンド、ベンチマーク共に修正ディーツ法
※ファンド合計には短期資金の収益率含む

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。第３期通期で見ると、外国債券、外国株式においてベンチマークを僅かながら下回ったものの、それ以外の２資産（国内債券、国内株式）ではベンチマークを上回った。

＜２９年度＞

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.03%	0.90%	0.13%
国内株式	20.16%	15.87%	4.30%
外国債券			
外国株式			
合計	9.36%	6.75%	2.61%

※委託金額合計　942 百万円

＜第３期通期＞

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.85%	1.72%	0.13%
国内株式	15.52%	12.92%	2.60%
外国債券	13.22%	13.93%	△0.71%
外国株式	30.79%	30.83%	△0.04%
合計	6.98%	5.87%	1.11%

※清退共収益率はファンド、ベンチマーク共に修正ディーツ法
※外貨建資産への投資は 2013 年度のみのため累積、年換算収益率共に同年１年分

林退共事業については、数値目標の評価対象である委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスをみると、外国債券ではベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国株式ではベンチマークを上回った。外国債券がベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した個別資産効果の合計値である。第３期通期で見ると、４資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式）でベンチマークを上回った。

＜２９年度＞

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.05%	0.90%	0.15%
国内株式	16.38%	15.87%	0.51%
外国債券	0.78%	0.93%	△0.15%
外国株式	11.91%	8.47%	3.45%
合計	4.79%	－	0.39%

※委託金額合計　5,421 百万円

＜第３期通期＞

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	1.90%	1.72%	0.19%
国内株式	14.87%	12.92%	1.94%
外国債券	4.30%	4.02%	0.28%
外国株式	13.00%	11.45%	1.55%
合計	4.54%	4.06%	0.48%

※林退共収益率は日次法（2016 年度からの中退共合同運用に合わせた）、外株への投資は 2016 年度から２年間のみ
※林退共の外債ベンチマークについて、2013-2015 年度はヘッジ無し、2015 年度からはヘッジ有り（中退共と合同運用に伴う変更）

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
２　健全な資産運用等 ・各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施すること。	**２　健全な資産運用等** ①　各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。	＜定量的指標＞ ・　各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。 ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ①　ｉ． ＜平成 25 年度～平成 27 年９月 30 日＞ ○　平成 25 年度及び 26 年度の資産運用状況については、毎年度末、理事長が任命する外部委員で構成される資産運用評価委員会に１年間の運用状況を報告し、評価を受けた。両年度とも、「資産運用の基本方針」に沿った適切な運用が行われており、ベンチマーク対比遜色のない運用実績を上げているとの評価を受けた。 ―　委託運用のパフォーマンスについては、中退共では、26、27 年度にベンチマークを下回ったが、何れも小幅であり、総じてみればベンチマークを上回る運用収益を確保し得ている。特退共については、建退共（特別勘定）が 28 年度にベンチマークをやや下回った以外は、全経理において安定的にベンチマークを上回るパフォーマンスを上げている（詳細は上表のとおり）。 ○　日本版スチュワードシップ･コードの受け入れを決定し、公表した（平成 26 年８月）。 ―　平成 26 年度中の運用委託先によるエンゲージメントの実施状況と株主議決権行使状況について概要をホームページ上で公表した（平成 27 年 10 月）。 ―　平成 27 年度分については、資産運用委員会に報告、同委員会による審議を経て、ホームページ上で公開した（平成 28 年９月）。 ＜平成 27 年 10 月１日～＞ ○平成 27 年 10 月１日に厚生労働大臣が任命する資産運用委員で構成される資産運用委員会が設置されて以降、運用状況については、同委員会に対し、定期（四半期毎及び決算後）及び随時の報告を行い、審議を経て、了承された。その他、主な審議事項は以下のとおり。 ｉ運用実績 中退共事業給付経理　（単位：百万円） |	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
---	---	---	---	---	---
資産残高	4,291,879	4,583,774	4,568,795	4,703,570	4,851,836
運用収入	262,853	283,274	27,418	105,559	107,910
運用費用	429	442	54,141	346	350
決算運用利回り	6.55%	6.61%	△0.58%	2.30%	2.29%
当期純利益	160,645	165,623	△65,036	66,171	51,867 | 注）決算運用利回りは、費用控除後の数値である。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ ・資産運用は、資産運用委員会による監視を受けつつ、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、資産運用委員会の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき安全かつ効率を基本として実施した。 ・中退共では、林退共との金銭信託に係る合同運用及び基本ポートフォリオの改定を実施した（平成 28 年度）。 委託運用のパフォーマンスについては、４資産（国内債券・国内株式・外国債券・外国株式）において概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスとなった。 ・建退共（給付経理）の委託運用（金銭信託）の各年度のパフォーマンス（超過収益率）は、全体で平成 25 年度 0.49%、平成 26 年度 0.33%、平成 27 年度 0.28%、平成 28 年度 0.12%、平成 29 年度 0.63%とベンチマークを上回る成績であった。 ・建退共（特別給付経理）の委託運用（金銭信託）の各年度のパフォーマンス（超過収益率）は、全体で平成 25 年度 0.24%、平成 26 年度 0.64%、	評定　Ｂ 〈評定に至った理由〉 中退共では 26、27 年度にベンチマークを下回ったものの、総じてみればベンチマークを上回る運用収益を確保した。特定業種については、建退共（特別勘定）が 28 年度にベンチマークをやや下回ったものの、全経理において安定的にベンチマークを上回るパフォーマンスを上げている この他、運用に係る基本的事項の明確化等、定性的にも所期の計画の水準を満たしていることを踏まえ「Ｂ」評価とする。	評定

建退共事業給付経理　（単位：百万円）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
資 産 残 高	890,079	929,035	941,146	956,953	980,239
運用収入	28,715	34,987	10,728	13,773	20,153
運用費用	62	62	52	49	47
決 算 運 用 利 回り	3.31%	3.89%	1.14%	1.46%	2.09%
当期純利益	18,566	21,894	△4,650	△12,286	1,849

注）決算運用利回りは、費用控除後の数値である。

建退共事業特別給付経理（単位：百万円）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
資 産 残 高	33,329	33,979	33,687	33,148	33,179
運用収入	1,152	1,478	463	350	883
運用費用	6	6	5	5	4
決 算 運 用 利 回り	3.49%	4.43%	1.36%	1.04%	2.68%
当期純利益	521	829	△206	△677	291

注）決算運用利回りは、費用控除後の数値である。

清退共事業給付経理（単位：百万円）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
資 産 残 高	4,691	4,607	4,389	4,338	4,247
運用収入	128	139	32	54	86
運用費用	－	－	3	－	－
決 算 運 用 利 回り	2.80%	3.09%	0.67%	1.24%	2.05%
当期純利益	32	59	△62	△31	24

注）決算運用利回りは、費用控除後の数値である。

清退共事業特別給付経理（単位：百万円）

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
資 産 残 高	315	310	303	294	289
運用収入	2	2	1	1	0
運用費用	－	－	－	－	－
決 算 運 用 利 回り	0.72%	0.53%	0.37%	0.23%	0.15%
当期純利益	0	△0	△1	△1	1

注）決算運用利回りは、費用控除後の数値である。

＜評価の視点＞

・　資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（ⅱについては事前に明らかにされているか。）

ⅰ　資金運用の実績
ⅱ　資金運用の

平成 27 年度 0.49%、平成 28 年度△0.24%、平成 29 年度 1.78%と平成 28 年度以外はベンチマークを上回る成績であった。

・清退共（給付経理）の委託運用（金銭信託）の各年度のパフォーマンス（超過収益率）は、全体で平成 25 年度 0.52%、平成 26 年度 1.09%、平成 27 年度 0.78%、平成 28 年度 0.62%、平成 29 年度 2.61%とベンチマークを上回る成績であった。

・林退共（給付経理）の委託運用（金銭信託）の各年度のパフォーマンス（超過収益率）は、全体で平成 25 年度 0.07%、平成 26 年度 0.28%、平成 27 年度 0.78%、平成 28 年度 0.62%、平成 29 年度 0.39%とベンチマークを上回る成績であった。

これらを踏まえ、Ｂと評価する。

＜評価の視点に対する措置＞

ⅰ　勤退機構の資産運用実績については、四半期毎に、資産運用委員会に報告すると共に、運用実績の対外公表も四半期毎に実施。退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について、資産運用委員会に定期及び随時に報告し、委員会での審議結果を事後の運用等に反映させた。

ⅱ　「資産運用の基本方針」

	・資産運用について、その健全性を確保するため、「資産運用委員会」による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。		基本的方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）（政・独委評価の視点）	林退共事業給付経理（単位：百万円） （表1） 注）決算運用利回りは、費用控除後の数値である。 ①ⅱ. （中退共事業） ○基本ポートフォリオの見直し（平成28年度） ・　平成23年に制定された基本ポートフォリオ（以下、旧基本ポートフォリオ）は、累積欠損金の解消を目標として設定されたものであり、当該目標は既に達成したことや、運用環境の変化、共済契約者・被共済者の意向等を勘案し、財政検証に先駆けて検討を行ったもの。 ９回にわたる資産運用委員会において審議し、平成29年２月１日付で改定した。 ・　見直しに際しては、当機構の特性（債務構造等）を踏まえたあるべき基本ポートフォリオ、資産運用方針についての合意形成を出発点とした。 ―　具体的には、「資産運用の基本方針」の「安全かつ効率な運用」について「必要な収益を最低限のリスクで確保する」と解釈すること、現状における「必要な収益率」は「予定運用利回り＋業務経費率」であること、について認識が統一された。 ―　金融業を行う独立行政法人としては、基本的には、リスクテイクは累積剰余金の範囲内で行うことが望ましい、との認識も共有された。 ・　中退共の債務構造の見直しの結果、自家運用債券の平均残存期間を延ばし得ることが判明したため、運用方式を10年のラダー型から20年のラダー型へ変更することとした。 平成23年４月１日改定基本ポートフォリオ （期待収益率2.60%、標準偏差3.02%） （表2） 平成29年２月１日改定基本ポートフォリオ	については、ホームページ上で公表し、その変更については、資産運用委員会での議を経てから実施した。 ⅰ　建退共の資産運用は、資産運用評価委員会（平成27年10月１日から、資産運用委員会）による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。結果として、内外株式市況の上昇により委託運用で収益を計上し、自家運用においても安定した収益を確保した。 ⅱ　基本ポートフォリオの検証及び見直し等を実施し、ＡＬＭ委員会（平成27年10月１日から、資産運用委員会）に報告、審議の上、了承され、平成27年度においては理事会の承認を得て、３月１日に「資産運用の基本方針」の変更を行った。 資産運用委員会に退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について報告を行った。 資産運用評価委員会（平成27年10月１日から、資産運用委員会）を開催し、資産運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。 ⅰ　清退共の資産運用は、資産運用評価委員会（平成27年		

（表1）

	25年度	26年度	27年度	28年度	28年度
資産残高	13,707	13,963	14,216	14,596	15,020
運用収入	227	364	308	295	296
運用費用	－	－	－	－	－
決算運用利回り	1.69%	2.69%	2.23%	2.10%	2.04%
当期純利益	93	207	△115	135	204

（表2）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分	79.6%	7.7%	7.7%	7.7%
乖離許容幅	±5.0%	±3.0%	±2.0%	±3.0%

（期待収益率 1.10%、標準偏差 1.88%）

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分	76.9%	7.2%	9.9%	3.3%
乖離許容幅	±3.0%	±2.0%	±1.0%	±1.0%

○基本ポートフォリオの検証を行い、下方リスクが概ね許容範囲内に収まっていることや、効率性の顕著な低下がみられない事が確認された。この検証結果を踏まえ、資産運用委員会に諮り、現行の基本ポートフォリオを継続する方針が了承された（平成 29 年度）。

○日本版スチュワードシップ・コード改訂への対応について資産運用委員会において審議を受け、改訂を受け入れることと、それに伴う「資産運用の基本方針」の変更について了承された（平成 29 年度）。

（建退共事業）

ＡＬＭ委員会において基本ポートフォリオの検証について報告、審議の上、現行基本ポートフォリオを維持することについて了承を得た（平成 25、26 年度）。

資産運用委員会において平成 28 年４月からの予定運用利回り見直しに伴う基本ポートフォリオの見直し等について報告、審議の上、了承を得た（平成 27 年度）。

資産運用委員会において基本ポートフォリオの検証について報告、審議の上、現行基本ポートフォリオを維持することについて了承を得た（平成 28、29 年度）。

日本版スチュワードシップコード改訂への対応について資産運用委員会で審議し、改訂を受け入れることで了承され、受け入れを表明した（平成 29 年度）。

（清退共事業）

ＡＬＭ委員会において運用資産の減少に伴い、4 資産から 2 資産への基本ポートフォリオの見直しについて報告、審議の上、了承を得た（平成 25 年度）。

ＡＬＭ委員会において基本ポートフォリオの検証について報告、審議の上、現行基本ポートフォリオを維持することについて了承を得た（平成 26 年度）。

資産運用委員会において基本ポートフォリオの検証について報告、審議の上、現行基本ポートフォリオを維持することについて了承を得た（平成 27、28、29 年度）。

日本版スチュワードシップコード改訂への対応について資産運用委員会で審議し、改訂を受け入れることで了承され、受け入れを表明した（平成 29 年度）。

（林退共事業）

ＡＬＭ委員会において基本ポートフォリオの検証について報告、審議の上、現行基本ポートフォリオを維持することについて了承を得た（平成 25、26 年度）。

資産運用委員会において平成 28 年４月からの中退共との合同運用の実施に伴う基本ポートフォリオの見直し等について報告、審議の上、了承を得て運営委員会で承認され

10 月 1 日から、資産運用委員会）による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。結果として、内外株式市況の上昇により委託運用で収益を計上し、自家運用においても安定した収益を確保した。

ⅱ　基本ポートフォリオの検証等を実施し、ＡＬＭ委員会（平成 27 年 10 月 1 日から、資産運用委員会）に報告、審議の上、了承され、平成 27 年度においては理事会の承認を得て、３月１日に「資産運用の基本方針」の変更を行った。

資産運用委員会に退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について報告を行った。

資産運用評価委員会（平成 27 年 10 月 1 日から、資産運用委員会）を開催し、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。

ⅰ　林退共の資産運用は、資産運用評価委員会（平成 27 年 10 月 1 日から、資産運用委員会）による外部評価を反映しつつ、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施した。結果として、内外株式市況の上昇により委

<table>
<tr>
<td></td>
<td>また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。</td>
<td></td>
<td>・　資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。（政・独委評価の視点）</td>
<td>た。（平成 27 年度）
平成 26 年度林退共の財政検証において、予定運用利回りの引下げや掛金日額引上げ、加入促進対策とともに実施方針が策定され、平成 27 年５月に関連法令が改正されて実施可能となった。
中退共と林退共の委託運用（金銭信託）に係る合同運用を開始することについて、資産運用委員会及び運営委員会において審議を受け、了承を得て、平成 28 年４月１日から開始した。
資産運用委員会において、中退共の基本ポートフォリオ見直しに伴う基本ポートフォリオの変更について報告、審議の上、了承を得た（平成 28 年度）。

平成 22 年 12 月 27 日改定基本ポートフォリオ
（期待収益率 1.32%　　標準偏差 0.55%）
<table><tr><th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>合計</th></tr><tr><td>資産配分</td><td>95.6%</td><td>2.6%</td><td>1.8%</td><td>100.0%</td></tr><tr><td>乖離許容幅</td><td>±2.0%</td><td>±1.0%</td><td>±1.0%</td><td>－</td></tr></table>
平成 28 年４月１日改定基本ポートフォリオ
（期待収益率 1.66%　　標準偏差 3.05%）
<table><tr><th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th><th>合計</th></tr><tr><td>資産配分</td><td>79.3%</td><td>6.9%</td><td>6.9%</td><td>6.9%</td><td>100.0%</td></tr></table>
平成 29 年２月１日改定基本ポートフォリオ
（期待収益率 0.89%　　標準偏差 1.63%）
<table><tr><th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th><th>合計</th></tr><tr><td>資産配分</td><td>82.3%</td><td>6.2%</td><td>8.6%</td><td>2.9%</td><td>100.0%</td></tr></table>
資産運用委員会において基本ポートフォリオの検証について報告、審議の上、現行基本ポートフォリオを維持することについて了承を得た（平成 29 年度）。
日本版スチュワードシップコード改訂への対応について資産運用委員会において審議し、改訂を受け入れることで了承され、受け入れを表明した（平成 29 年度）。

①　（中退共事業）
資産運用企画会議を毎月開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づき資産運用結果等を分析するとともに、毎月の運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。
資産運用委員会設置以降は、事務合理化の観点から、重要事項は資産運用委員会において審議し、資産運用企画会議での定例案件に関する事務的決裁には、持ち回り決裁方式を採り得るものとした。</td>
<td>託運用で収益を計上し、自家運用においても安定した収益を確保した。
ⅱ　基本ポートフォリオの検証及び見直し等を実施し、ＡＬＭ委員会（平成 27 年 10 月１日から、資産運用委員会）に報告、審議の上、了承され、理事会の承認を得て、合同運用に係る見直しは平成 28 年４月１日、中退共の基本ポートフォリオ見直しに係る見直しは平成 29 年２月１日に「資産運用の基本方針」の変更を行った。
資産運用委員会に退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について報告を行った。
資産運用評価委員会（平成 27 年 10 月１日から、資産運用委員会）を開催し、資産運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。

・資産運用委員会において、「安全かつ効率」の解釈について審議、認識を共有した上で、当該解釈に沿った中退共の基本ポートフォリオを決定した。
・中退共の退職金を将来にわたり確実に支給するため、累積剰余金の水準とリスク量を勘案した基本ポートフォリオを策定したほか、リバランスルールを見直すなど制度の安定的運営に必要な収益を長期的に確保することを目標とし</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

		② 各退職金共済事業の資産運用の実績を的確に評価し、健全な資産運用を実施するため、「資産運用委員会」から運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に運用実績の評価を受け、評価結果を事後の資産運用に反映させる。	・「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。 ・「資産運用委員会」からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。	○平成 28 年度に実施した基本ポートフォリオ及び「資産運用の基本方針」の改定にあたっては、８回にわたって資産運用委員会において審議が行われ、資産運用企画会議の議を経て、理事会において決定された（平成 28 年度）。 （建退共事業、清退共事業、林退共事業） 資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する資産運用企画会議を四半期に１回以上開催し、最新の情報に基づき資産運用結果等を分析したほか、28 年度以降は、重要案件については、機構内の整合性確保、情報・問題意識共有の観点から随時、資産運用企画会議を中退共との合同部会とする等の運営方法見直しを実施した。 ― 情報共有の観点から、合同部会の場合は、理事長、全理事が出席することとした。 開催回数:平成 25 年度５回、平成 26 年度７回、平成 27 年度７回、平成 28 年度７回 ②－1. （中退共事業、建退共事業、清退共事業、林退共事業） 資産運用評価委員会に、前年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に審議を受け、適切な運営が行われているとの評価を受けた。（平成 25、26、27 年度） 資産運用委員会に、資産運用の状況及び関連業務の実施状況について、定期的（毎四半期）及び随時報告を行い、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に審議を受け、適切な運営が行われていると評価された。（平成 28、29 年度） （林退共事業） 「累積欠損金の解消に向けて努力すること」については、運用対象・収益機会の拡大と効率性の向上（スケールメリットによるコストの削減）の施策として、 中退共との委託運用（金銭信託）に係る合同運用を平成 28 年４月１日から開始した。（平成 28 年度） 資産運用委員会に林退共基本ポートフォリオの抱えるリスクについて報告を行った。（平成 29 年度） ②－２. 全体としての評価結果としては、運用の基本方針に沿って適切に行われた旨の評価を受けている。ただし、資産運用委員会においては、運用に関する業務の改善に資する助言・提言が行われ、下記の様な形でその後の業務に反映された。 ・スチュワードシップ活動のうち、議決権行使について、バラツキのあった経理間での運営方針を統一化した。 ・中退共におけるリバランス･ルールについて、乖離許容幅の縮小等の修正を行った。 ・日本版スチュワードシップ･コード改訂への対応について、当初計画よりも積極的な対応を取るべく「運用の基本方針」を改訂した。・基本ポートフォリオの検証の際に実施するリスク計測方法を多様化した。	て安全かつ効率を基本に資産運用を実施した。 ・建退共の退職金を将来にわたり確実に支給するため、制度の安定的運営に必要な収益を長期的に確保することを目標として安全かつ効率を基本に資産運用を実施している。 ・清退共の退職金を将来にわたり確実に支給するため、制度の安定的運営に必要な収益を長期的に確保することを目標として安全かつ効率を基本に資産運用を実施している。 ・林退共の退職金を将来にわたり確実に支給するため、制度の健全性の向上に必要な収益を長期的に確保することを目標として安全かつ効率を基本に資産運用を実施している。 ・各経理とも、各年度の運用結果について報告を行い「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に点検を受け､「資産運用の基本方針」に沿って適正に行われた旨の評価を受けた。 ・平成 25～26 年度については、資産運用結果に対する評価報告書における具体的な評価結果を、事後の運用業務に反映させた。平成 27 年度以降は、資産運用委員会における審議結果を踏まえ、事後の運用業務に反映させ、あるいは		

		③　各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。		③　資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、厚生労働省に資料を提供した。 ・月別ベンチマーク収益率 ・毎月の資産運用企画会議中退共部会資料（運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等（中退共事業） ・資産運用企画会議資料（毎四半期）（建退共事業、清退共事業、林退共事業） ・資産運用委員会資料（公表前議事録を含む）（27 年 10 月以降） ・労政審及び資産運用委員会双方に出席する厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長から伝えられる労政審の情報提供要望を資産運用委員会での審議内容に反映するなど、予定運用利回り等制度に関する判断に資する新たな情報提供・意見交換ルートが確立された。 ・厚生労働省の要請に応じ、随時、資産運用関係の説明や資料提供を行った。	継続的な検討を実施した。 ・その他、委員会から留意が必要とされた事項「累積欠損金の解消に向けて努力すること」については、運用対象の拡大と効率性の向上（スケールメリットによるコストの削減）の施策として、中退共との委託運用（金銭信託）に係る合同運用を平成 28 年４月１日から開始した。 ・中退共について原則毎月開催されている理事会の基本資料を理事会終了後に、また、定期的に開催されている資産運用企画会議資料（運用計画、運用資産残高、評価損益状況、委託機関の運用結果報告等）や月別ベンチマーク収益率を速やかに、厚生労働省へ提供した。 ・建退共、清退共、林退共について、資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する資産運用企画会議を四半期に１回以上開催し、最新の情報に基づき資産運用結果等を分析したほか、重要案件については、機構内の整合性確保、情報・問題意識共有の観点から随時、合同部会とする等の運営方法見直しを実施した。 ―　情報共有の観点から、合同部会の場合は、理事長、全理事が出席することとした。 厚生労働省へ提供した主な資料は次のとおりである。		

			・　各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。 ・　当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。（政・独委評価の視点） ・　利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。		・資産運用企画会議資料（毎四半期） ・資産運用委員会資料 ・労政審及び資産運用委員会双方に出席する厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長から伝えられる労政審の情報提供要望を資産運用委員会での審議内容に反映するなど、適切に対応した。 ・厚生労働省の要請に応じ、随時、資産運用関係の説明資料提供を行った。 ・なお、中退共の利益剰余金の在り方に関しては、労働政策審議会…部会において、今後、累積欠損金が生じることを防止するためには、資産の保有するリスクに見合った水準の剰余金を有することが必要であり、現行基本ポートフォリオの想定損失額として試算された 4400 億円を目指すべき剰余金の水準として今後 5 年間で目指しながら、剰余金を被共済者に分配することが決められた。 ＜今後の課題の対応＞ 資産運用は退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に制度の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保する（建設業退職金共済制度及び清酒製造業退職金共済制度は、累積剰余金の水準も考慮）。 　日本版スチュワードシップ・コードやＥＳＧ投資につ	＜今後の課題＞ 資産運用については「安全かつ効果的」な資産運用という基本方針を遵守しつつ、各共済事業で必要な利回りを確保する必要がある。	

			（政・独委評価の視点）		いては、資産運用委員会における今後の主要継続検討課題の一つとして位置付ける。		

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
３―３	Ⅱ 財産形成促進事業 Ⅲ 雇用促進融資事業		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
Ⅱ　財産形成促進事業 財形融資業務については、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。	**Ⅱ　財産形成促進事業** 財形融資については、平成 25 年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	＜定量的指標＞ なし ＜その他の指標＞ なし	＜主要な業務実績＞ ① 効率的な財政運営 財形融資については、「Ⅱ　財産形成促進事業」の「2　周知について」の①から⑤により普及活動を行うとともに、自立的な財政規律については、平成 25 年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、事務合理化と経費節減に取り組むことはもちろん、金利設定に際しては、適切なスプレッドを確保することにより財務の健全性に配意した運営を行った。 この結果、新規貸付件数・金額及び残高の減少に伴い利息収入が減少傾向にあるものの、各年度とも当期純利益を計上し、平成 29 年度末の利益剰余金は 122 億円となった。 ② 債権管理 債権管理の徹底及び回収強化の協力依頼の文書を金融機関等へ発出し、金融機関等との連携を通じて、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。 ・債権分類別残高及び貸倒引当金額の推移　（単位：億円）	＜評定と根拠＞ 評定：B ・財形融資については、事務合理化と経費節減に取り組むことはもちろん、金利設定に際しては、適切なスプレッドを確保することにより財務の健全性に配意した運営を行い、新規貸付件数・金額及び残高の減少に伴い利息収入が減少傾向にあるものの、当期純利益を毎年度計上することができた結果、平成 29 年度末の利益剰余金は 122 億円となった。 ・財形融資の債権管理については、延滞債務者への督促等、リスク管理債権への回収努力を継続的に実施したことにより、着実な回収を行った。	評定　B 〈評定に至った理由〉 財形融資については、自立的な財政規律を維持しつつ、安定的かつ効率的な財政運営を行っており、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。 金融機関等との連携を通じた債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。 雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努めた。	評定

年度	平成25年度末		平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末		平成29年度末	
区分	残高	貸倒引当	残高	貸倒引当	残高	貸倒引当	残高	貸倒引当	残高	貸倒引当
一般	5,742	0.005	5,263	0.002	4,808	0.0006	4,352	0.0002	3,961	0.00002
貸倒懸念	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
破産更生	2	2	1	1	1	1	1	0.9	0.9	0.8

<table>
<tr>
<td></td>
<td>Ⅲ　雇用促進融資事業

雇用促進融資については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更正債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資への着実な償還を行うこと。</td>
<td>Ⅲ　雇用促進融資事業

雇用促進融資については、金融機関等を通じ債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、必要に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。</td>
<td>＜評価の視点＞
・　財形融資について、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施したか。

・　金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理に努めたか。

・　雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管</td>
<td>貸倒引当金の算定方法
　貸倒懸念債権：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額の50%を算定。ただし、本年度は該当債権がないため、未算定。
　破産更生債権等：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額を算定。

Ⅲ　雇用促進融資事業
雇用促進融資については、適切な債権管理及び財政投融資への償還等を以下のとおり行った。
①　債権管理
債権管理の徹底及び回収強化の協力依頼の文書を金融機関等へ発出し、金融機関等との連携を密にしながら、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。

【25年度】・業務指導　31回
【26年度】・業務指導　31回
・法的措置　2回
【27年度】・業務指導　31回
【28年度】・業務指導　29回
・法的措置　1回
【29年度】・業務指導　19回
・法的措置　6回

・債権分類別残高及び貸倒引当金額の推移　（単位：億円）

<table>
<tr><th>年度</th><th colspan="2">平成25年度末</th><th colspan="2">平成26年度末</th><th colspan="2">平成27年度末</th><th colspan="2">平成28年度末</th><th colspan="2">平成29年度末</th></tr>
<tr><th>区分</th><th>残高</th><th>貸倒引当</th><th>残高</th><th>貸倒引当</th><th>残高</th><th>貸倒引当</th><th>残高</th><th>貸倒引当</th><th>残高</th><th>貸倒引当</th></tr>
<tr><td>一般</td><td>19</td><td>1</td><td>16</td><td>0.9</td><td>11</td><td>0.6</td><td>4</td><td>0.2</td><td>2.6</td><td>0.2</td></tr>
<tr><td>貸倒懸念</td><td>5</td><td>1</td><td>5</td><td>1</td><td>5</td><td>1</td><td>5</td><td>1</td><td>3</td><td>0.5</td></tr>
<tr><td>破産更生</td><td>24</td><td>18</td><td>20</td><td>15</td><td>19</td><td>14</td><td>16</td><td>13</td><td>13</td><td>11</td></tr>
</table>

②　財政投融資への償還
財政投融資への償還に関しては、約定どおりの償還を行った。
【25年度】
（元金3.6億円 利息1.0億円）　（平成25年5月25日）
（元金6.9億円 利息1.6億円）　（平成25年9月29日）</td>
<td>・雇用促進融資の債権管理については、債務者及び抵当物件に係る情報を収集し引当金の調整等、債権の適切な管理に努めたほか、必要に応じ抵当物件の売却等により、リスク管理債権からの回収に努めた。また、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。

これらを踏まえ、Ｂと評価する。

＜評価の視点に対する措置＞
・財形融資について、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、事務合理化と経費節減に取り組むことはもちろん、金利設定に際しては、適切なスプレッドを確保することにより財務の健全性に配意した運営を行った。

・金融機関等との連携を通じた債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。

・雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権</td>
<td></td>
<td></td>
</tr>
</table>

			理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行ったか。（政・独委評価の視点事項と同様）	（元金 3.6 億円 利息 0.9 億円） （平成 25 年 11 月 25 日） （元金 6.9 億円 利息 1.5 億円） （平成 26 年３月 29 日） 【26 年度】 （元金 3.6 億円 利息 0.9 億円） （平成 26 年５月 25 日） （元金 6.9 億円 利息 1.3 億円） （平成 26 年９月 29 日） （元金 3.6 億円 利息 0.8 億円） （平成 26 年 11 月 25 日） （元金 6.9 億円 利息 1.1 億円） （平成 27 年３月 29 日） 【27 年度】 （元金 3.6 億円 利息 0.7 億円） （平成 27 年５月 25 日） （元金 6.9 億円 利息 0.9 億円） （平成 27 年９月 29 日） （元金 3.6 億円 利息 0.6 億円） （平成 27 年 11 月 25 日） （元金 6.9 億円 利息 0.7 億円） （平成 28 年３月 29 日） 【28 年度】 （元金 3.6 億円 利息 0.5 億円） （平成 28 年５月 25 日） （元金 6.9 億円 利息 0.6 億円） （平成 28 年９月 29 日） （元金 3.6 億円 利息 0.5 億円） （平成 28 年 11 月 25 日） （元金 6.9 億円 利息 0.4 億円） （平成 29 年３月 29 日） 【29 年度】 （元金 3.6 億円 利息 0.4 億円） （平成 29 年５月 25 日） （元金 4.4 億円 利息 0.2 億円） （平成 29 年９月 29 日） （元金 3.6 億円 利息 0.3 億円） （平成 29 年 11 月 25 日） （元金 4.4 億円 利息 0.1 億円） （平成 30 年３月 29 日）	の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行った。 ＜今後の課題の対応＞ 財形融資の財政運営については、概ね安定的かつ効率的な運営が実施できたと考えるが、長期金利のマイナス化や特例対応すべき自然災害の増加、情報セキュリティ関連コストの増加など、想定外の不安定要因が発生しているほか、融資件数・金額の減少傾向も続いている。そうした中で財政運営の効率性、安定性を維持するには、情勢の適切な分析と、中長期的な視点に立った運営努力が必要と考えており、平成 29 年度において、①適切なスプレッドの水準と、②政策的観点から適用する特例金利の提供余力、③資金調達方法や、④金融環境等のリスクを踏まえ、制度の中長期的な安定性を確保するために必要な剰余金の水準の目安を定めることを目的として専門家によるコンサルティングを実施したところである。	＜今後の課題＞ 現行の資産調達方法が、法人の財務状況や金融情勢等に適合しているか検討の上、必要に応じ見直しを行う必要がある。	

４．その他参考情報
特になし

１．当事務及び事業に関する基本情報			
４―１	第４　その他の業務運営に関する事項 第５　予算、収支計画及び資金計画 第６　短期借入金の限度額 第７　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第８　剰余金の使途 第９　職員の人事に関する計画 第 10　積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	―	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

２．主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	２５年度	２６年度	２７年度	２８年度	２９年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
財産形成促進事業の資料送付件数	毎年度 3,000 件以上		3,000 件以上	3,000 件以上	3,000 件以上	3,000 件以上	3,000 件以上	
実績値	中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を送付		3,742 件	3,819 件	3,903 件	8,745 件	4,744 件	
達成度	年度計画の目標数に対する実績率		124.7%	127.3%	130.1%	291.5%	158.1%	
中退共事業と財産形成促進事業の資料送付件数	毎年度 1,000 件以上		1,000 件以上	1,000 件以上	1,000 件以上	1,000 件以上	1,000 件以上	
実績値	中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を送付		1,014 件	1,035 件	1,514 件	1,122 件	1,122 件	
達成度	年度計画の目標数に対する実績率		101.4%	103.5%	151.4%	112.2%	112.2%	

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）
第５　その他業務運営に関する重要事項 **１　退職金共済事業と財産形成促進事業との連携** 退職金共済事業と財産形成促進事業について、事務の効率化を図りつつ両事業の利用を促進するため、それぞれの広報機会を相互に活用する等により、普及促進における両事業の連携を図ることとする。	**第４　その他業務運営に関する事項** **１　退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について** 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。 ①　退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。	＜定量的指標＞ ・　中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付しているか。 ・　中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付しているか。 ＜その他の指標＞ なし ＜評価の視点＞ ・　退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、事務の効率化を図りつつ、普及促進における両事業の連携を図っているか。	＜主要な業務実績＞ **第４　その他業務運営に関する重要事項** **１　退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について** ①　退職金共済事業と財産形成促進事業の広報業務の連携として、以下の取組を実施した。 ・各年４月発行の「中退共だより」に財産形成促進事業の広告を掲載し、加入事業所及び関係機関等へ配布するとともに、ホームページに掲載した。 ・両事業の関係機関に対し、連携して制度の周知を実施した。 【25年度】 ・財産形成促進事業がブース出展した「ＦＰフェア2013上手な暮らしとおかね展」（10月）に中退共制度の資料を設置した。 【26年度】 ・財形部の融資先である福利厚生会社の出資先のうち中小企業（1,200社）に対し、中退共制度のパンフレットを同封した。 ・東京都労働局主催の「新規大卒者等合同就職面接会」及び神奈川県労働局主催の「よこはま大学等卒業予定者・既卒者就職面接会」に財産形成促進事業と連携し資料を設置して、周知広報を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：Ｂ ・各事業年度において、中退共事業の既加入事業主のうち従業員数51人以上（平成28年度のみ５人以上）の事業主を対象として財産形成促進事業の資料を以下のとおり送付した。 【25年度】3,742件 【26年度】3,819件 【27年度】3,903件 【28年度】8,745件 【29年度】4,744件 ・各事業年度において、中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を以下のとおり送付した。 【25年度】1,014件 【26年度】1,035件 【27年度】1,514件 【28年度】1,122件 【29年度】1,122件 　これらを踏まえ、Ｂと評価する。 ＜評価の視点に対する措置＞ ・財産形成促進事業と退職金共済事業との連携については、中退共事業本部との間では、中退共広報誌への財形制度に関する広告掲載（「中退共だより」）や共済契約者への財形制度の資料送付のほか、中退共制度説明会での財形制度の説明、中退共が実施する共	評定　Ｂ 〈評定に至った理由〉 各事業年度において、資料送付数の定量的指標を上回っているとともに、退職金共済事業と財産形成促進事業が連携して効果的な周知広報を行う等、定性的にも所期の計画の水準を満たしていることを踏まえ「Ｂ」評価とする。詳細は以下のとおり。 すべての年度において、中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付。 すべての年度において、中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付。 28 年度については、小規模企業の従業員の潜在的ニーズ掘り起こしを目的として、中退共事業との協働の一環として、5人～50人の中退共制度既加入事業所を資料送付先に加えた。 各事業年度において、中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会において、財産形成促進事業に関する資料の配布及び制度概要の説明を行った。 建退共事業と財形事業の広	評定

		② 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度3,000件以上送付する。 ③ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度1,000件以上送付する。 ④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の資料を配付す	・ 災害時における事業継続性強化のための対策を検討・実施しているか。	・建退共事業本部が広告掲載を行っている、建設業事業主向けの広報誌「全管連ジャーナル」に財産形成促進事業の広告掲載を行った。 ・財形制度関連情報誌「財形福祉」または「福祉情報」に退職金共済事業と共同で広告掲載を行った。 ・建退共事業と財形事業の広報媒体を相互に活用するため、建退共各都道府県支部の窓口に財形制度のパンフレットを設置。 ② 各事業年度において、中退共事業の既加入事業主のうち従業員数51人以上（平成28年度のみ5人以上）の事業主を対象として財形制度の資料を以下のとおり送付した。 【25年度】3,742所 【26年度】3,819所 【27年度】3,903所 【28年度】8,745所 【29年度】4,744所 ③ 各年度において、中退共事業と財産形成促進事業の資料を送付した。 【25年度】 ・愛知県の未加入事業所（1,014件）に両制度の加入勧奨文とパンフレット等を送付した。 【26年度】 ・東京都の一部を対象とした未加入事業所（1,035件）に両制度の加入勧奨文とパンフレット等を送付した。 【27年度】 ・東京都の一部、大阪府の一部及び神奈川県を対象とした未加入事業所（1,514件）に両制度の加入勧奨文とパンフレット等を送付した。 【28年度】 ・埼玉県全域及び大阪府の一部の未加入事業所（1,122件）にパンフレット等を送付した。 【29年度】 ・千葉県全域及び大阪府の一部の未加入事業所（1,122件）にパンフレット等を送付した。 ④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会において財産形成促進事業の資料配布と概略の説明を行った。 資料配布　概要説明 【25年度】　16回　うち 0回 【26年度】　14回　うち 6回 【27年度】　16回　うち16回	済契約者アンケートでの財形制度に関する質問項目の追加、など多面的に実施した。 ・中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会については、平成26年度から平成29年度に開催された52回に参加した。累計出席事業所数は1,741所。 ・建退共事業本部との間でも、事業本部の紹介を受けて建設業事業主向けの広報誌「全管連ジャーナル」に財形制度に関する広告を掲載したほか、建退共支部事務局長会議において、財形制度を説明、さらに建退共各都道府県支部に財形制度のリーフレット（送付先47箇所）を送付し、設置・配布を依頼するなど、多面的に実施した。 ・建退共事業と財形事業の広報媒体を相互に活用するため、建退共各都道府県支部の窓口に財形制度のパンフレットを設置した。 ・災害時における事業継続性強化のため、中退共事業においては、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施している。更に災害を想定したテスト作業を毎年度実施した。また、現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を随時行った。	報媒体を相互に活用するため、建退共各都道府県支部の窓口に財形制度のパンフレットを設置。 災害時における事業継続性強化のため、中退共事業においては、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を実施。建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を実施。さらに特退共システムにおけるデータのバックアップを磁気テープとハードディスクを用いて定期的に実施。 財形事業においては、災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策として、平成26年度以降、外部におけるデータのバックアップを実施。	

		る。		【28 年度】　15 回　うち 15 回 【29 年度】　15 回　うち 15 回 地方労働局等が主催する就職説明会等の会場において、財産形成事業本部と連携し、参加企業のうち中退共制度及び財形制度への未加入企業に対して直接資料を配布した。 【27 年度】　12 回 【28 年度】　11 回 【29 年度】　4 回 各事業年度において、主要労働局が主催する就職説明会への参加中小企業のうち、中退共制度・財形制度を導入していない事業主に対して以下のとおり制度導入及び利用を勧奨した。 【28 年度】　179 所 【29 年度】　44 所	・建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を実施した。また、退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。さらに特退共システムにおけるデータのバックアップを磁気テープとハードディスクにより定期的に行い、また、磁気テープについては外部保管している。		
	２　災害時における事業継続性の強化 災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施すること。	**２　災害時における事業継続性の強化** 災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。	・　中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。 ・　運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。 ・　短期借入金の	**２　災害時における事業継続性の強化** 中退共事業においては、以下の対策を実施した。 【25 年度】 金融機関に対する振込依頼を行うために作成したデータファイルを遠隔地にてバックアップするシステムを構築し、退職金の支払のお知らせ等をした被共済者等に対し、災害時でも滞ることなく支払をできるようにした（12 月）。 【26 年度】 ・システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施した。 ・災害時に備え機構本部からの指示により、業務継続（ＢＣＰ）のテスト作業を４回実施した（７月、10 月、１月、３月）。 ・現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。 【27 年度】 ・システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施した。 ・災害時に備え機構本部からの指示により、業務継続（ＢＣＰ）のテスト作業を実施した（６月）。 ・現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。 【28 年度】 ・システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施した。 ・災害時に備え機構本部からの指示による業務継続（ＢＣＰ）のテスト作業を実施した（２月）。	・財形事業においては、災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策として、平成 26 年度以降、外部におけるデータのバックアップを実施している。 ・また全体に対する取組として、災害時等の安否状況を迅速かつ容易に確認するため、全役職員を対象とした安否確認サービスを導入した。 ・平成 25 年度決算から平成 29 年度決算においては、全て予算の範囲内で執行した。 ・雇用促進融資事業に係る運営費交付金については、収益化基準に従って適正に執行している。 ・財形事業については、資金		

			限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。 ・　職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。	・現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。 【29 年度】 ・システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施した。 ・災害時に備え機構本部からの指示による業務継続（ＢＣＰ）のテスト作業を実施した（７月、９月、11 月、１月、３月）。 ・現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。 建退共事業、清退共事業及び林退共事業では、 ・退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。 ・特退共システムにおけるデータのバックアップを磁気テープとハードディスクにより定期的に行い、また、磁気テープについては外部保管している。 財産形成促進事業においては、 ・災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策として、平成 26 年度以降、外部におけるデータのバックアップを実施した。 また全体に対する取組として、災害時等の安否状況を迅速かつ容易に確認するため、全役職員を対象とした安否確認サービスを導入した。	繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。 また、借入を行った理由については、債券の償還と調達資金の入金の時差のためであり、業務遂行上適切なものであった。 ・職員採用については、機構ホームページへの掲載、ハローワークへ募集依頼、求人票の依頼があった大学等への求人票送付、「キャリタス UC（企業が求人票をＷＥＢ 上で配信し、学校が学生に公開するシステム）」を利用して各大学等に求人情報を提供、また就職情報サイト「リクナビ」への掲載等幅広い募集を行い、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことが出来る人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保することができ、平成 25 年度７名、平成 26 年度 11 名、平成 27 年度９名、平成 28 年度 10 名、平成 29 年度８名を採用した。 ・金融・運用業務に精通した職員を運用調査役として公募により平成 27 年度１名、平成 28 年度１名、平成 29 年度１名採用した。 ・職員研修については、毎年度前年実施結果及び「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 【25 年度】　研修実績 86 回 973 名		
		第５　予算、収支計画及び資金計画 **１　予算** 別紙（略） **２　収支計画** 別紙（略） **３ 資金計画** 別紙（略） **第６　短期借入金の限度額** **１　限度額**		**第５ 予算、収支計画及び資金計画** 省略 **第６ 短期借入金の限度額** **（１） 限度額** ⑤財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額範囲内で、借入を行った。また、借入を行った理由については、債			

		①　中退共事業においては 20 億円 ②　建退共事業においては 20 億円 ③　清退共事業においては 1 億円 ④　林退共事業においては 3 億円 ⑤　財形融資事業においては 600 億円 ⑥　雇用促進融資事業においては 0.1 億円 **２　想定される理由** ①　予定していた掛金等収入額の不足により、一時的に退職金等支払資金の支出超過が見込まれる場合に、支払いの遅延を回避するため。 ②　財産形成促進事業において資金繰り上発生する資金不足への対応のため ③　運営費交付金の受入の遅延等による資金不足に対応するため。		券の償還と調達資金の入金の時差のためであり、業務遂行上適切なものであった。 【25 年度】 201.90 億円（平成 25 年６月 25 日～28 日） 167.05 億円（平成 25 年９月 25 日～30 日） 135.99 億円（平成 25 年 12 月 24 日～27 日） 290.50 億円（平成 26 年３月 26 日～31 日） 【26 年度】 120.00 億円（平成 26 年６月 25 日～27 日） 224.60 億円（平成 26 年９月 25 日～29 日） 186.71 億円（平成 26 年 12 月 24 日～29 日） 【27 年度】 214.98 億円（平成 27 年６月 24 日～29 日） 70.32 億円（平成 27 年 12 月 24 日～28 日） 【28 年度】 78.00 億円（平成 28 年 12 月 26 日～27 日） 125.78 億円（平成 29 年３月 24 日～28 日） 【29 年度】 130.35 億円（平成 29 年６月 23 日～26 日） 81.12 億円（平成 29 年９月 26 日～27 日） 230.46 億円（平成 30 年３月 26 日～28 日）	【26 年度】　研修実績 103 回 577 名 【27 年度】　研修実績 132 回 548 名 【28 年度】　研修実績 159 回 1,201 名 【29 年度】　研修実績 112 回 637 名 ・人事異動については、職員のキャリアアップを図る観点から、多様なポストを経験させるべく機構内の人事異動を幅広く行った。 ＜今後の課題の対応＞ 研修の実施結果や世間の動向を踏まえつつ、研修プログラムの充実を目指す。	＜今後の課題＞ 職員の研修については、特に若年層に対して、各事業本部の垣根を越えて機構全体の将来を担うことができるような人材を育成する研修プログラムを充実させていく必要がある。	

		④　予定外の役職員等の退職者の発生に伴う退職手当の支給等の出費に対応するため。 **第７　重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画** なし **第８　剰余金の使途** なし **第９ 職員の人事に関する計画** **方針** ①　職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。		**第７ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画** なし **第８ 剰余金の使途** なし **第９ 職員の人事に関する計画** ①　実施にあたっては機構ホームページへ募集案内の掲載、ハローワークへ募集依頼のみならず、「キャリタスＵＣ（企業が求人票を WEB 上で配信し、学校が学生に公開するサービス)」を利用して各大学等に求人情報を提供、また就職情報サイト「リクナビ」への掲載等幅広く行った。 　また、選考に当たっては、機構が求める人材（高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことができる人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材）の確保を図るべく、職員との初期面談（平成 25 年度まで)、筆記試験、集団討論による面接及び最終個別面接を実施した。 【25 年度】　応募者 428 名　採用者７名 【26 年度】　応募者 338 名　採用者 11 名 【27 年度】　応募者 138 名　採用者９名 【28 年度】　応募者 322 名　採用者 10 名 【29 年度】　応募者 366 名　採用者８名 ・機構の資産運用能力の向上を図るため、専門知識及び経験を有する者を運用調査役（課長クラス）として、公募により採用することを決定した。 平成 27 年５月１日採用　　１名 ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえたリスク管理のための体制を強化するため、運用調査役についてホームページへ募集案内の掲載を行い、１名を採用した。			

				平成 28 年４月１日採用　１名 ・機構職員の専門性向上など運用体制の強化に努めるため、金融・運用業務に精通した職員を運用調査役として公募により採用した。 平成 29 年９月１日採用　１名			
		②　職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。		②　職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。 ・毎年度前年実施結果及び「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 【25 年度】　研修実績：86 回 973 名 【26 年度】　研修実績 103 回 577 名 【27 年度】　研修実績 132 回 548 名 【28 年度】　研修実績 159 回 1,201 名 【29 年度】　研修実績 112 回 637 名		
		③　多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。		③　人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行い、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、機構内の人事異動を幅広く行った。 　また、業務上の問題の把握と併せ職員の業務遂行における役割等を明らかにし意識等の向上を図った。			
		第 10　積立金の処分に関する事項 　前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。 ①　退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ②　前記①の業		**第 10　積立金の処分に関する事項** 　平成 25 年度においては前中期目標期間繰越積立金の繰越額について厚生労働大臣の承認を受けるとともに、残余の積立金については国庫へ納付した。 ・前中期目標期間繰越積立金の繰越額について、以下のとおり厚生労働大臣の承認を受けた（平成 25 年６月 28 日）。 中退共事業等勘定　給付経理　53,855,586,764 円 融資経理　362,988,178 円 建退共事業等勘定　給付経理　68,260,714,178 円 特別給付経理　13,840,871,850 円 融資経理　49,023,612 円 特別業務経理　152,648,866 円 清退共事業等勘定　給付経理　2,416,358,283 円 特別給付経理　176,926,041 円 融資経理　39,533,829 円 特別業務経理　179,751 円 財形勘定　1,410,934,879 円 雇用促進融資勘定　1,788,913,010 円 ・前中期目標期間繰越積立金から上記の当該繰越額を差し引いた額を、以下のとおり国庫に納付した（平成 25 年７月９日）。			

		務に附帯する業務 ③　財産形成促進事業 ④　雇用促進融資事業		財形勘定　215,144,471 円 雇用促進融資勘定　25,234,545 円 財務諸表等について主務大臣の承認を受けたことから、前中期目標期間繰越積立金のある各勘定の経理において、当期損失金を計上した経理の取り崩し及び今中期目標期間中に積立金がある各勘定の経理のうち、当期損失金を計上した経理について積立金を取り崩し、以下のとおり①～④の業務へ充てた。 ①退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業 ②前記①の業務に付帯する業務 ③財産形成促進事業 ④雇用促進融資事業 【前】前中期目標期間繰越積立金、【積】積立金 （平成 25 年度） ② 建退共事業特別業務経理　15,757,975 円【前】 ④ 雇用促進融資事業　40,696,897 円【前】 （平成 26 年度） ② 建退共事業特別業務経理　16,141,255 円【前】 （平成 27 年度） ② 建退共事業特別業務経理　10,761,732 円【前】 清退共事業特別給付経理　20,685 円【積】 清退共事業特別給付経理　619,662 円【前】 （平成 28 年度） ① 中退共事業給付経理　65,035,565,527 円【積】 建退共事業給付経理　4,649,701,541 円【積】 清退共事業給付経理　61,652,236 円【積】 清退共事業給付経理　1,307,022 円【前】 ② 建退共事業特別給付経理　205,568,427 円【積】 建退共事業特別業務経理　2,006,834 円【前】 清退共事業特別給付経理　99,513 円【積】 清退共事業特別給付経理　525,060 円【前】 （平成 29 年度） ① 建退共事業給付経理　12,285,794,438 円【積】 清退共事業給付経理　29,557,253 円【積】 ② 建退共事業特別業務経理　1,156,258 円【前】 建退共事業特別給付経理　677,147,945 円【積】 積立金は一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次のとおり、厚生労働省の承認を受けるとともに、残余の積立金及び財形勘定における平成 25 年度給与削減分については			

				国庫に納付する。 積立金の繰越額について、以下のとおり厚生労働大臣の承認（平成 30 年６月 30 日）。 中退共事業等勘定　給付経理　433,491,345,052 円 建退共事業等勘定　給付経理　93,682,910,734 円 特別給付経理　14,707,043,196 円 業務経理　33,401,936 円 清退共事業等勘定　給付経理　2,478,095,360 円 特別給付経理　177,038,107 円 財形勘定　12,255,325,820 円 雇用促進融資勘定　1,019,441,686 円 積立金から上記の当該繰越額を差し引いた額を以下のとおり国庫に納付予定（平成 30 年７月 10 日）。 財形勘定　11,849,272 円 雇用促進融資勘定　843,143,626 円			

４．その他参考情報

○目的積立金等の状況

一般の中小企業退職金共済事業等勘定　（単位：百万円、％）

	平成 25 年度末（初年度）	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	54,219	54,219	54,219	54,219	54,219
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金	－	158,620	324,211	258,796	327,232
うち経営努力認定相当額					－
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	－	－	－	－	－
当期の運営費交付金交付額(a)	－	－	－	－	－
うち年度末残高(b)	－	－	－	－	－
当期運営費交付金残存率(b÷a)	－	－	－	－	－

建設業退職金共済事業等勘定　（単位：百万円、％）

	平成 25 年度末（初年度）	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	82,288	82,271	82,261	82,259	82,257
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金	－	18,437	41,088	36,156	24,051
うち経営努力認定相当額					－
その他の積立金等	－	－	－	－	－
運営費交付金債務	－	－	－	－	－
当期の運営費交付金交付額(a)	－	－	－	－	－
うち年度末残高(b)	－	－	－	－	－
当期運営費交付金残存率(b÷a)	－	－	－	－	－

清酒製造業退職金共済事業等勘定　（単位：百万円、％）

	平成 25 年度末（初年度）	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	2,633	2,633	2,632	2,631	2,631
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金	－	－	－	－	－

林業退職金共済事業等勘定　（単位：百万円、％）

	平成 25 年度末（初年度）	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	－	－	－	－	－
目的積立金	－	－	－	－	－
積立金	－	－	－	－	－

うち経営努力認定相当額					―
その他の積立金等	―	―	―	―	―
運営費交付金債務	―	―	―	―	―
当期の運営費交付金交付額(a)	―	―	―	―	―
うち年度末残高(b)	―	―	―	―	―
当期運営費交付金残存率(b÷a)	―	―	―	―	―

財形勘定

（単位：百万円、%）

	平成 25 年度末（初年度）	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	1,411	1,411	1,411	1,411	1,411
目的積立金	―	―	―	―	―
積立金	―	3,424	6,266	8,292	10,046
うち経営努力認定相当額					―
その他の積立金等	―	―	―	―	―
運営費交付金債務	―	―	―	―	―
当期の運営費交付金交付額(a)	―	―	―	―	―
うち年度末残高(b)	―	―	―	―	―
当期運営費交付金残存率(b÷a)	―	―	―	―	―

うち経営努力認定相当額					―
その他の積立金等	―	―	―	―	―
運営費交付金債務	―	―	―	―	―
当期の運営費交付金交付額(a)	―	―	―	―	―
うち年度末残高(b)	―	―	―	―	―
当期運営費交付金残存率(b÷a)	―	―	―	―	―

雇用促進融資勘定

（単位：百万円、%）

	平成 25 年度末（初年度）	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	1,748	1,748	1,748	1,748	1,748
目的積立金	―	―	―	―	―
積立金	―	0	8	36	38
うち経営努力認定相当額					―
その他の積立金等	―	―	―	―	―
運営費交付金債務	6	10	10	10	0
当期の運営費交付金交付額(a)	33	33	33	33	32
うち年度末残高(b)	6	4	0	0	0
当期運営費交付金残存率(b÷a)	18.18%	12.12%	0.00%	0.00%	0.00%